

兵庫 県 地 域 防 災 計 画

(大 規 模 事 故 災 害 対 策 計 画)

平 成 19 年 修 正

兵 庫 県 防 災 会 議

兵庫県地域防災計画(大規模事故災害対策計画)

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策及び資料編から構成される兵庫県地域防災計画のうち、大規模事故災害対策計画を記載したものである。

目 次

	頁
第1編 総則	
第1節 計画の趣旨 -----	1
第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 -----	3
第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等	
第1款 空港の整備状況等 -----	8
第2款 鉄道の整備状況等 -----	15
第3款 道路の整備状況等 -----	23
第2編 災害予防計画	
第1章 基本方針 -----	29
第2章 交通の安全性の確保	
第1節 交通の安全のための情報の充実 -----	35
第2節 安全な運航(運行)の確保 -----	37
第3節 航空機、鉄道車両等の安全性の確保 -----	39
第3章 災害応急対策への備えの充実	
第1節 情報の収集・伝達体制の整備 -----	41
第2節 災害応急活動体制の整備 -----	43
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え -----	45
第4節 緊急輸送活動等への備え -----	48
第5節 雑踏事故の予防 -----	50
第6節 防災関係機関の防災訓練の実施 -----	52
第3編 災害応急対策計画	
第1章 基本方針 -----	53
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	
第1節 情報の収集・伝達 -----	73
第2節 動員の実施 -----	91
第3節 組織の設置 -----	95
第4節 防災関係機関等との連携促進	
第1款 関係機関との連携 -----	98
第2款 自衛隊への派遣要請 -----	102
第5節 専門家・専門機関等への協力要請 -----	108
第3章 円滑な災害応急活動の展開	
第1節 救援・救護活動等の実施	
第1款 捜索、救助、消火及び避難誘導活動 -----	109
第2款 医療活動等の実施 -----	113
第3款 特殊な医療活動等への対応 -----	117
第2節 緊急輸送活動及び代替輸送 -----	120
第3節 こころのケア対策の実施 -----	122
第4節 遺体の保存、身元確認等の実施 -----	124
第5節 雑踏事故の応急対応 -----	125
第6節 危険物等への対策の実施 -----	127
第7節 災害情報の提供と相談活動の実施	
第1款 災害広報の実施 -----	130
第2款 各種相談の実施 -----	132
第4編 災害復旧計画	
第1節 基本方針 -----	135
第2節 空港関係施設等の復旧 -----	135
第3節 鉄道関係施設等の復旧 -----	135
第4節 道路関係施設等の復旧 -----	135

第5編 資料編

第1節 連絡先関係

第1款 大規模事故災害関係の主要防災関係機関

(1) 指定行政機関	1 3 7
(2) 指定地方行政機関	1 3 8
(3) 自衛隊	1 3 8
(4) 指定公共機関	1 3 9
(5) 指定地方公共機関	1 4 0
(6) 近畿府県等	1 4 1
(7) 県	1 4 2
(8) 市町	1 4 4
(9) 消防本部	1 4 7
(10) 空港施設対策関係機関等連絡先一覧(県関係)	

第2款 医療関係機関等の名称、所在地等

(1) 兵庫県内の地域医療情報センター	1 4 9
(2) 大阪国際空港周辺の医療機関	1 5 0
(3) 但馬空港周辺の医療機関	1 5 1
(4) 兵庫県内及び近県の災害拠点病院等	1 5 2

第2節 業務要領等関係

(1) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請手続き(概要)	1 5 7
(2) 高速道路等の消防役割分担一覧	1 5 9
(3) 大阪国際空港関係協定	1 6 0
(4) 但馬空港緊急業務処理要領、関係協定	1 6 4

第3節 参考

(1) 各種能力	
県、県警、神戸市、海保、自衛隊のヘリ等の状況	1 7 6
化学消防車、化学薬剤の整備、備蓄状況	1 7 6
(2) 雑踏事故の予防関係	
兵庫県下市町長宛兵庫県防災監名通知(H13.7)	1 7 7
明石夏まつり花火大会事故調査委員会報告書における提言要旨	1 7 9
(3) JR福知山線列車事故検証報告書における提言要旨	1 8 1

【付録】

1 兵庫県防災会議条例	1 8 3
2 兵庫県防災会議運営規程	1 8 5
3 兵庫県防災会議専門委員会運営要綱	1 8 7
4 大規模事故災害対策計画専門委員会委員名簿	1 8 9

第 1 編 総 則

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、兵庫県の地域（「石油コンビナート等災害防止法」（昭和50年12月17日法律第84号）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策のうち、航空災害、鉄道災害、道路災害等の大規模事故災害に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画

2 災害の範囲

この計画における「大規模事故災害」とは、次の場合を指す。

この計画は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に適用する。

- (1) 兵庫県内において、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合（航空災害）
- (2) 兵庫県内において、鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合（鉄道災害）
- (3) 兵庫県内において、道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により多数の死傷者等が発生した場合等（道路災害等）

3 計画の性格と役割

- (1) この計画は、大規模事故災害に関して、県、市町その他の防災関係機関等の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示す。
- (2) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
 - ① 県、市町その他防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成に当たっての指針となること。
 - ② 特に市町においては、市町地域防災計画を作成する場合に当たっての指針となること。
- (3) この計画は、大規模事故災害の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
- (4) 意図的に大規模事故災害を引き起こされた場合においても、原則としてこの計画の規定に沿って対応することとする。
- (5) この計画に特別の定めがない事項については、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）の規定に準じて対応することとする。

4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 交通の安全性の確保

[第3章] 災害応急対策への備えの充実

第3編 災害応急対策計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3章] 円滑な災害応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

第5編 資料編

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関は、大規模事故災害の対策に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理することとする。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
近畿管区警察局		<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 	
近畿厚生局		救護等に係る情報の収集及び提供	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、都市ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱山の防止の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策 	
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共事業の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 	直轄公共土木施設の復旧
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供
神戸運輸監理部		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び連絡 2 緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整 3 特に必要があると認める場合の輸送命令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供
神戸運輸監理部 (兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集 	
大阪航空局 (大阪空港事務所)	災害応急資機材の整備・保管	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助 	被災空港施設（直轄）の復旧

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)	災害応急資機材の整備 ・保管	1 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 2 海上における人命救助 3 避難者、救援物資等の緊急輸送 4 海上における流出油等事故に関する防除措置 5 船舶交通の制限・禁止及び整理 ・指導	1 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交通の整理、指導 (2)工事関係者に対する事故防止に必要な指導
大阪管区气象台 (神戸海洋气象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するための観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保	

第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施	

第3 兵庫県

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
教育委員会	交通安全教育、防災教育の実施	被災児童・生徒の調査及びこころのケア	
警 察 本 部	1 防災資機材の整備 2 防災訓練等の実施	1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	
知事部局・企業庁	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する実習の実施 8 防災訓練等の実施 9 県所管施設の整備と防災管理 10 交通安全対策の推進	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 被災者の救援・救護活動等の実施 7 交通・輸送対策の実施 8 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

第4 市町

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
市 町	1 地域防災基盤の整備 2 防災に関する組織体制の整備 3 防災施設・設備等の整備 4 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 5 防災に関する学習の実施 6 防災訓練の実施 7 市町所管施設の整備と防災管理	1 市町の地域に係る災害応急対策の総合的推進 2 情報の収集・伝達 3 災害応急対応に係る組織の設置・運営 4 被災者の救援・救護活動等の実施 5 交通・輸送対策の実施 6 市町所管施設の災害応急対策の実施	1 市町の地域に係る災害復旧の事務又は業務の実施 2 市町所管施設の復旧

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)		災害情報の放送	
西日本高速道路株式会社(関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
阪神高速道路株式会社 (神戸管理部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
本州四国連絡高速道路株式会社 (神戸管理センター)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧
西日本旅客鉄道株式会社 (大阪支社 神戸支社 福知山支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム関西 エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本通運株式会社(各支店)		災害時における緊急陸上輸送	
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
独立行政法人国立病院機構(近畿ブロック事務所)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護	

第6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
鉄道輸送機関 (山陽電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 神戸高速鉄道株式会社 六甲摩耶鉄道株式会社 神戸市都市整備公社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
道路輸送機関 (神姫バス株式会社 淡路交通株式会社 全但バス株式会社 阪急バス株式会社 社団法人兵庫県トラック協会)	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
道路管理者 (兵庫県道路公社 芦有開発株式会社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の災害応急対策の実施	被災有料道路(所管)の災害復旧
放送機関 (株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン 株式会社Kiss-FM KOBE)		災害情報の放送	
社 団 法 人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的支援

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第1款 空港の整備状況等

第1 趣旨

兵庫県に係る空港の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 区分

空港は、飛行場とヘリポートに区分される。飛行場は、さらに公共用飛行場と非公共用飛行場に区分され、公共用飛行場としては、空港整備法（昭和31年4月20日法律第80号）による空港の分類で、第一種空港（国際航空路線に必要な飛行場）、第二種空港（主要な国内航空路線に必要な飛行場）、第三種空港（地方的な航空運送を確保するために必要な飛行場）があり、これら以外は、その他飛行場に区分される。

兵庫県内には、第一種空港として大阪国際空港、その他飛行場として但馬空港がある。また、第三種空港として神戸空港が平成18年2月に開港した。

一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用、常設で特定のヘリコプターのみを対象とする非公共用、航空法（昭和27年7月15日法第231号）第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では公共用として、神戸、播磨、湯村温泉の3カ所、非公共用として兵庫県庁、兵庫県警察、神戸消防、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の7カ所、臨時用として260カ所ある。

2 空港の整備状況

(1) 大阪国際空港

① 空港の概要

- ア 設置管理者 国
- イ 設置場所 伊丹市、豊中市、池田市
- ウ 滑走路長 A：1,828m、B：3,000m
- エ 面積 約317ha
- オ 開港 昭和33年3月

② 空港の利用状況

33都市 170便/日（平成18年5月1日から5月31日）

(2) 関西国際空港

① 空港の概要

- ア 設置管理者 関西国際空港株式会社
- イ 設置場所 泉州沖約5 km
- ウ 滑走路長 3,500m 1本
- エ 面積 約510ha
- オ 開港 平成6年9月

② 空港の利用状況

- ア 国際線
31カ国・地域、71都市（平成18年夏期スケジュール）
- イ 国内線
19都市（平成18年6月スケジュール）

③ 2期事業の概要

- ア 規模 平行滑走路 4,000m 1本
- イ 面積 約545ha
- ウ 開港目標 平成19年

(3) 但馬空港

① 空港の概要

- ア 設置管理者 兵庫県
- イ 設置場所 豊岡市及び日高町
- ウ 滑走路長 1,200m（標高：176m） 1本
- エ 面積 37.9ha
- オ 開港 平成6年5月

② 空港の利用状況

伊丹・但馬間 2便/日（朝・夕）

(4) 神戸空港

① 空港の概要

- ア 設置管理者 神戸市
- イ 設置場所 ポートアイランド（1期）南約3 km
- ウ 滑走路長 2,500m 1本
- エ 面積 272ha
- オ 開港 平成18年2月

② 空港の利用状況

7都市、27往復/日

(5) 公共ヘリポート

① 神戸ヘリポート

ア ヘリポートの概要

- a 設置管理者 神戸市
- b 設置場所 神戸市中央区港島中町（ポートアイランド）
- c 滑走路長 40m×20m
- d 面積 2.8ha
- e 開港 昭和62年12月

イ 利用状況

年間着陸回数 2,004回（平成17年度）

② 播磨ヘリポート

ア ヘリポートの概要

- a 設置管理者 兵庫県
- b 設置場所 赤穂郡上郡町光都3丁目（播磨科学公園都市内）
- c 滑走路長 35m×20m
- d 面積 1.6ha
- e 開港 平成元年11月

イ 利用状況

年間着陸回数 37回（平成17年度）

③ 湯村温泉ヘリポート

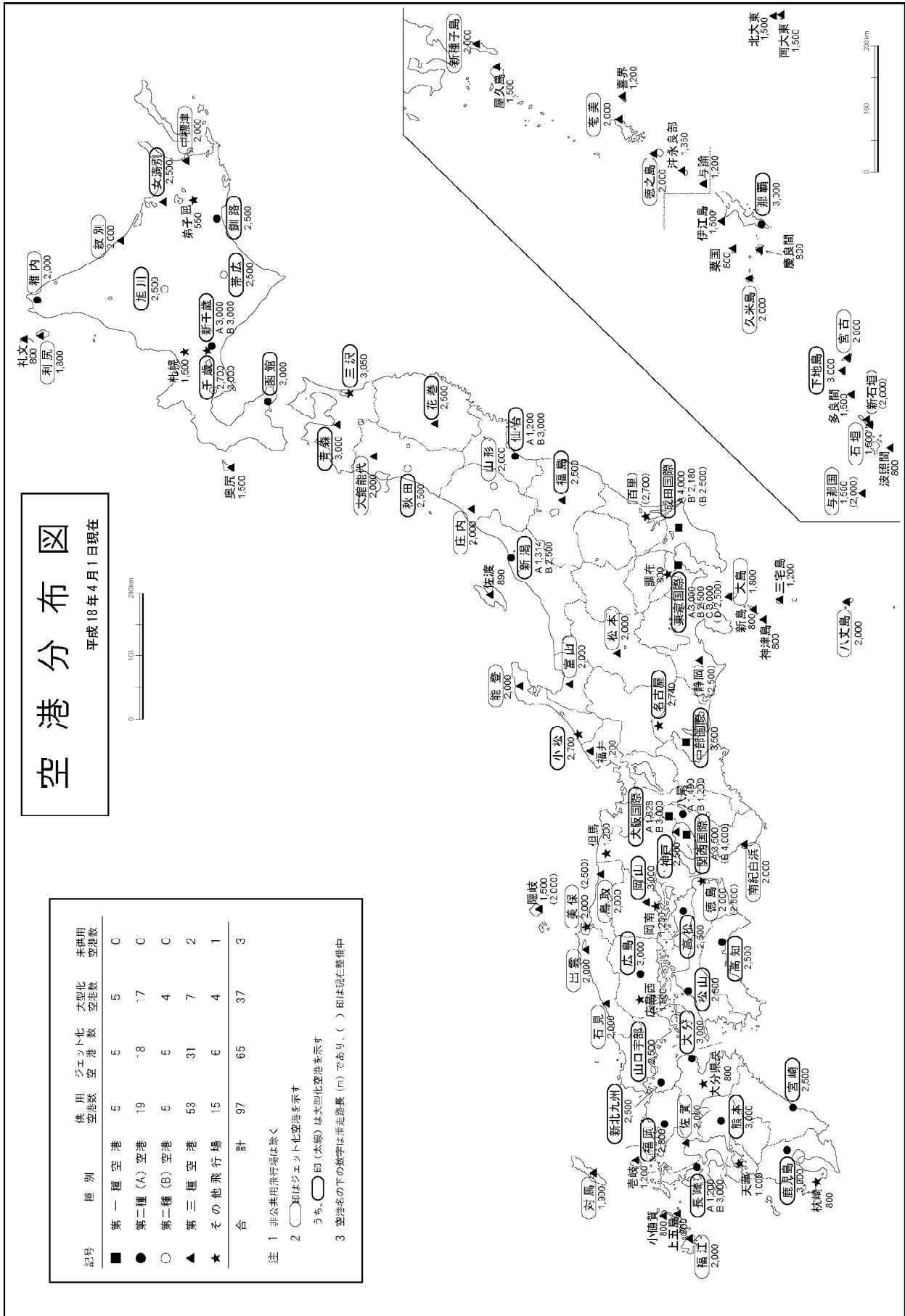
ア ヘリポートの概要

- a 設置管理者 兵庫県
- b 設置場所 美方郡温泉町多子（健康公園南側丘陵）
- c 滑走路長 35m×30m
- d 面積 0.7ha
- e 開港 平成6年5月

イ 利用状況

年間着陸回数 8回（平成17年度）

3 空港分布図



4 最近の航空事故の傾向

(1) 航空事故の種類

航空事故の特徴として、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生するおそれがあることが挙げられる。

飛行フェーズ別に見た事故の発生は、着陸前8分と離陸後3分の時間帯に、約7割の事故が集中している。

事故の種類は、墜落、地形・障害物との衝突、着陸失敗、オーバーラン等、空中衝突などがある。

飛行フェーズと重大航空事故の関係

飛行フェーズ	件数 (%)
駐機	26 (1.0)
走行	18 (0.7)
離陸走行	60 (2.4)
離陸時	62 (2.5)
上昇	496 (19.8)
巡航	602 (24.1)
降下	795 (31.8)
着陸時	229 (9.2)
着陸走行時	43 (1.7)
旋回	67 (2.7)
不時着	25 (1.0)
訓練・試験	23 (0.9)
その他	40 (1.6)
不明	14 (0.6)
計	2,500 (100.0)

航空死亡事故の形態

事故の形態	件数 (%)
墜落	1,063 (49.4)
地形・障害物との衝突	651 (30.0)
着陸失敗	89 (4.1)
オーバーラン等	68 (3.2)
空中衝突	66 (3.1)
不時着	61 (2.8)
爆発(破)・撃墜	38 (1.8)
地上衝突	13 (0.6)
機内火災	12 (0.6)
機材損傷軽微	21 (1.0)
不明・その他	68 (3.2)
計	2,150 (100.0)

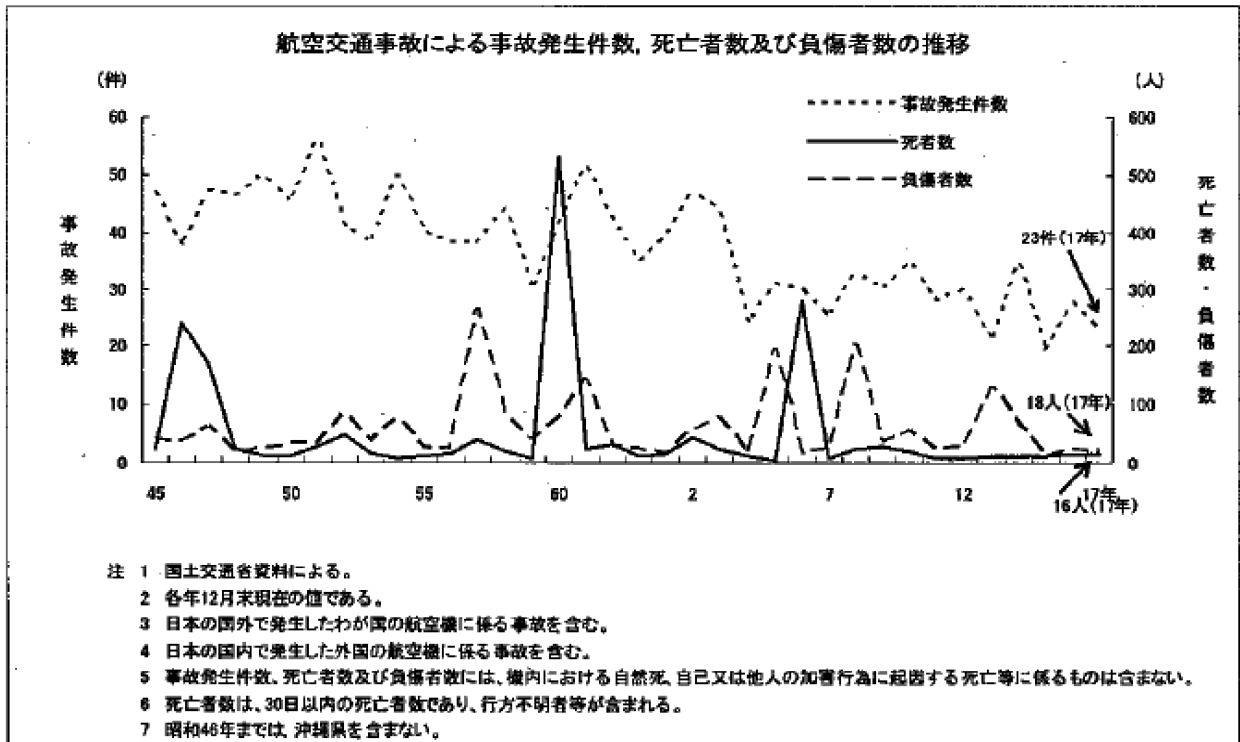
出典：「航空事故データベースの構築と解析並びに構造破壊事故例の研究」（寺田博之ほか4名、95年）

(2) 航空事故に関する最近の動向

航空機の大型化及び航空交通量の増大に対応して、航空交通の安全を確保し、事故発生を防止するため、空港保安施設の整備、航空保安業務の近代化、航空機の安全性を確保する体制の充実強化、航空交通に関する情報システムの整備等の施策が進められてきた。

これらの施策の成果として、我が国の航空機の事故の発生件数は、長期的には減少傾向にある。我が国の大型機による航空事故は、乱気流によるものを中心に年2、3件の発生であり、事故の大半は小型機によるものである。我が国の特定本邦航空運送事業者（客席数が百又は最大離陸重量が5万キログラムを超える航空機を使用して行う航空運送業を営む本邦航空運送事業者）における乗客死亡事故は、昭和61年以来発生していないが、平成17年1月以降の新千歳空港における官制指示違反、同年6月の高度計の誤った指示に従った飛行等、ヒューマンエラー、機材不具合に起因する安全上のトラブルが目立っている。

一方、小型機については、航空事故の発生件数は、多少の変動はあるものの、近年は10件程度とほぼ横ばい傾向を示しており、操縦時の不注意や基本的な操作ミス等によるものが多くを占めている。



出典：第8次交通安全基本計画

5 過去の事故例

空港内における事故例、空港外における事故例及び県内における事故例について、それぞれ近年の代表的なものを示す。

(1) 空港内における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
ガルーダインドネシア航空機炎上事故	1996. 06. 13	ダグラスDC-10-30	福岡空港	死者3名 負傷者109名 ※乗員乗客275名中	事故機は、離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に、草地上を滑走した後、滑走路から約320m離れた県道の法面（コンクリート製）にエンジン下部及びランディングギアを激突させ、滑走路から約620m離れた騒音対策用の緩衝緑地内で停止し、大破・炎上したものの。
中華航空機墜落事故	1994. 04. 26	エアバス・インダストリーA300-B4-622R	名古屋空港	死者264名 負傷者7名 ※乗員乗客271名中	事故機は、名古屋空港に進入中、空港誘導路の着陸帯内に墜落し、大破・炎上したものの。

(2) 空港外における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
日本航空ジャンボ機墜落事故	1985. 08. 12	ボーイング747SR-100	群馬県多野郡上野村	死者520名 負傷者4名 ※乗員乗客524名中	事故機は、東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中、伊豆半島南部の東岸上空に差し掛かる直前、異常事態が発生し、約30分飛行した後、18時56分頃、山中に墜落し、大破・炎上したものの。

(3) 県内における事故例

災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要
阪急航空ヘリ 墜落事故	1986. 11. 27	エアロスパシアル AS365N (回転翼航空機)	美方郡村 岡町	死者 8 名 ※乗客乗員 全員死亡	事故機は、美方郡温泉町の場外離着陸場から神戸市の神戸ヘリポートに向けて飛行中、17時 1 分頃、村岡町の大峰山山頂付近の斜面に衝突し、大破・炎上したもの。

6 災害の想定

消火活動等に関し、空港事務所と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により次の 2 つの災害を想定する。

- ① 県内の空港（大阪国際空港及び但馬空港）及びその周辺における航空機の墜落等
- ② それ以外の地域における航空機の墜落等

なお、②については、さらに市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地への墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救助・救急活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第2款 鉄道の整備状況等

第1 趣旨

兵庫県に係る鉄道の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 鉄道の整備状況

兵庫県内には、西日本旅客鉄道（以下、本款において「JR西日本」という。）として山陽新幹線のほか、在来線である東海道本線、山陽本線、赤穂線及び山陰本線が東西に、加古川線、姫新線、福知山線及び播但線が南北に走っている。更にJR西日本以外に公営交通では、神戸市交通局神戸市高速鉄道（神戸市営地下鉄）、第三セクターとして三木鉄道、北条鉄道、北近畿タンゴ鉄道、智頭急行、神戸高速鉄道、神戸新交通及び関西高速鉄道（JR東西線）が走っている。更にその他の私鉄では、神戸電鉄、山陽電気鉄道、能勢電鉄、阪急電鉄、阪神電鉄などがあり、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

列車の運転本数は、JR西日本、阪急電鉄及び阪神電鉄が並行する神戸市～大阪市間がもっとも多く、これら各社とも三ノ宮（三宮）駅の乗降客数が最大である。

県内の鉄道の整備状況

（平成17年4月1日）(km)

区 分		電 化	非電化	計	
J R 〔 JR西日本 JR貨物 〕	新 幹 線	115.0	—	115.0	
	在 来 線	複々線	49.6	—	49.6
		複 線	135.4	—	135.4
		単 線	188.6	138.3	326.9
小 計		488.6	138.3	626.9	
公 営 交 通	複 線	30.6	—	30.6	
第 3 セ ク タ ー	複 線	23.6	—	23.6	
	単 線	3.6	56.0	59.6	
	小 計	27.2	56.0	83.2	
私 鉄	複 線	170.8	—	170.8	
	単 線	52.4	—	52.4	
	小 計	223.2	—	223.2	
合 計		769.6	194.3	963.9	

（注：索道は含まない。）

出典：「平成17年度県土整備部概要（資料編）」

主要な鉄道路線の延べ運転本数等

区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの 運転本数	1日平均 乗降客数
J R 西日本	山陽新幹線	新神戸駅	258本	11,900人
	東海道本線	三ノ宮駅	625本	238,690人
	山陽本線	姫路駅	308本	96,320人
	福知山線	宝塚駅	391本	59,440人
	播但線	福崎駅	73本	3,834人
阪急電鉄	神戸本線	三宮駅	462本	103,258人
阪神電鉄	本線	三宮駅	466本	85,706人
山陽電鉄	本線	明石駅	326本	35,294人
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	444本	29,156人

出典：「平成11年兵庫県統計書」、平成13年9月時刻表及び各社聞き取り

路線調書

(1) J R 西日本・日本貨物鉄道 (J R 貨物)

(平成17.4.1)

管 轄	線 名	自	至	営業キロ (k m)	単・複	電 化 非電化	備 考					
J R 西日本 神戸支社	山陽新幹線	新神戸 (新大阪)	相生 (博多)	75.5	複	電 化	ただし、県内通過分は約 115km。					
	東海道本線	尼崎 (米原)	神戸	25.4 (143.6)	複々	〃	ただし、県内通過分は、26.8km。					
	山陽本線	神戸	上郡 (門司)	89.6 (512.7)	複々 複	〃	ただし、県内通過分は、99.8km 複々－神戸～西明石22.8km 複－西明石以西 77.0km					
			兵庫	和田岬	2.7	単	〃	平成13年7月1日電化				
	加古川線	加古川	谷川	48.5	〃	〃	平成16年12月19日電化					
	姫新線	姫路	上月 (新見)	50.9 (158.1)	〃	非電化	ただし、県内通過分は、55.3km。					
	赤穂線	相生	備前福河 (東岡山)	16.4 (57.4)	〃	電 化	ただし、県内通過分は、17.7km。					
J R 西日本 大阪支社	福知山線	尼崎	丹波竹田 (福知山)	98.2 (106.5)	複・単	〃	ただし、県内通過分は、101.4km (複－尼崎～篠山口58.4km 単－篠山口以北 43.0km 新三田～篠山口複線化 平成9年3月8日完成・開業					
J R 西日本 福知山支社							播但線	姫路	和田山	65.7	単	一部 電 化 (電 化－寺前以南 29.6km 非電化－寺前以北 36.1km 姫路～寺前電化・高速化 平成10年3月14日完成・開業
山陰本線							梁瀬 (京都)	居組 (幡生)	88.6 (673.8)	〃	〃	ただし、県内通過分は 94.0km (電 化－城崎温泉以南 47.1km 非電化－城崎温泉以西 46.9km
計	9	—	—	561.5	—	—	県内通過分合計 626.9km					

出典：「平成17年度県土整備部概要 (資料編)」

(2) 公営交通

(平成17.4.1)

事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
神戸市交通局 神戸市高速鉄道 (神戸市営地下鉄)	山手線	新神戸	新長田	7.6	複	電化	
	西神線	新長田	名谷	5.7	〃	〃	
	西神延伸線	名谷	西神中央	9.4	〃	〃	
	海岸線	新長田	三宮・花時計前	7.9	〃	〃	平成13年7月7日開業
計	4	—	—	30.6	—	—	

出典：「平成17年度県土整備部概要（資料編）」

(3) 第3セクター

(平成17.4.1)

会社	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
三木鉄道(株)	三木線	三木	厄神	6.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業
北条鉄道(株)	北条線	北条町	粟生	13.6	〃	〃	〃
北近畿タンゴ 鉄道(株)	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (83.6)	〃	〃	平成2年4月1日開業 ただし県内通過分は7.4km
智頭急行(株)	智頭線	上郡	石井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	〃	平成6年12月3日開業 ただし県内通過分は28.4km
神戸高速 鉄道(株)	東西線	西代	阪急三宮 阪神元町	(5.7・5.0) 7.2	複	電化	昭和43年4月7日開業
	南北線	湊川	新開地	0.4	〃	〃	
	北神線	新神戸	谷上	7.5	〃	〃	平成14年4月1日 第二種事業者：北神急行電鉄(株)
神戸新交通(株)	神戸新交通 ポートアイランド線	三宮	ポートアイランド	6.4	複 2.8 単 3.6	〃	昭和56年2月5日開業
	神戸新交通 六甲アイランド線	住吉	マリンパーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業
関西高速 鉄道(株)	JR東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	ただし県内通過分は1.2km 平成9年3月8日完成・開業
計	7社10線	—	—	76.3	—	—	県内通過分合計 83.2km

出典：「平成17年度県土整備部概要（資料編）」

(4) 私鉄（JR西日本を除く）

(平成17.4.1)

会 社	線 名	自	至	営業キロ (k m)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸電鉄 (株)	有馬線	湊川	有馬温泉	22.5	複 20.0 単 2.5	電 化	湊川～有馬口 (20.0km) 複線
	三田線	有馬口	三田	12.0	複 3.6 単 8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km)) 複線
	公園都市線	横山	ウッディタウン中央	5.5	単	〃	
	栗生線	鈴蘭台	栗生	29.2	複 7.6 単 21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km) 川池信号場～押部谷(5.9km)) 複線
山陽電気 鉄道(株)	本線	西代	姫路	54.7	複	〃	
	網干線	飾磨	網干	8.5	単	〃	
能勢電鉄 (株)	妙見線	川西能勢口	笹部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単・複	〃	ただし県内通過分は10.2km 川西能勢口～山下(8.2km) 複線
	日生線	山下	日生中央	2.6	複	〃	
阪急電鉄 (株)	神戸線	園田 (梅田)	三宮	25.1 (32.3)	〃	〃	ただし県内通過分は26.4km
	今津線	今津	宝塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津)1.6km 北線(西宮北口～宝塚)7.7km
	伊丹線	塚口	伊丹	3.1	〃	〃	
	甲陽線	夙川	甲陽園	2.2	単	〃	
	宝塚線	川西能勢口 (梅田)	宝塚	7.5 (24.6)	複	〃	ただし県内通過分は 8.1km
阪神電気 鉄道(株)	本線	杭瀬 (梅田)	元町	25.3 (32.1)	〃	〃	ただし県内通過分は25.6km
	西大阪線	大物 (西九条)	尼崎	0.9 (6.3)	〃	〃	ただし県内通過分は 1.6km
	武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単	〃	
計	5社16線	—	—	218.7	—	—	県内通過分合計 223.2km

出典：「平成17年度県土整備部概要（資料編）」

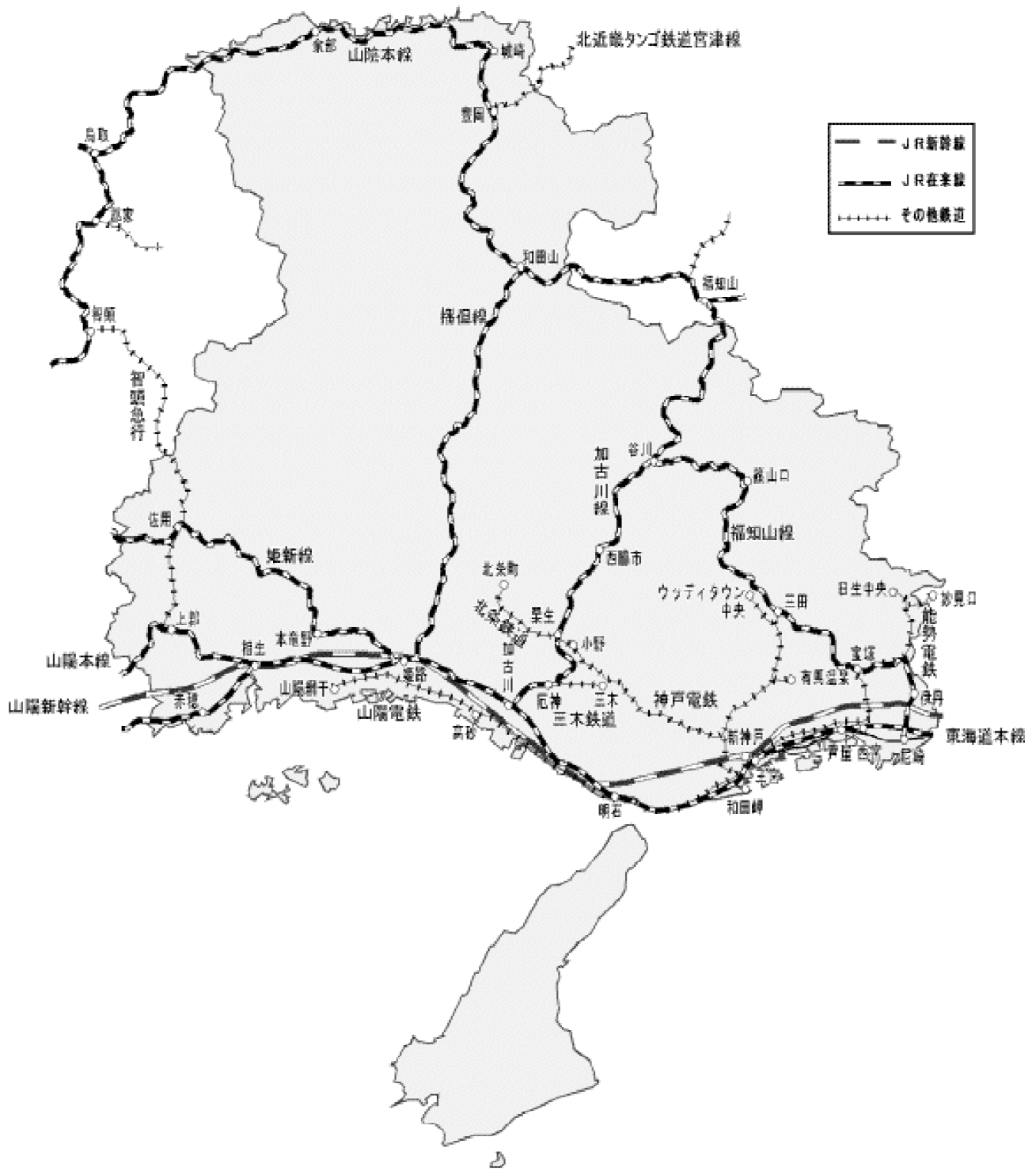
(5) 普通索道（ケーブルカー・ロープウェイ）

(平成17.4.1)

会 社 等	区 分	自	至	営業キロ (k m)	備 考
六甲摩耶鉄道(株)	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7	
能勢電鉄(株)	〃	黒川	ケーブル山上	0.6	
(財)神戸市 都市整備公社	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9	
	索道線	虹	星	0.9	
	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8	
	〃	北野1丁目	布引ハーブ園	1.5	
姫路市交通局	〃	書写	書写山上	0.8	
山陽電気鉄道(株)	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5	
城崎観光(株)		城崎温泉	大師山頂	0.7	
計	6社9線	—	—	10.4	

出典：「平成17年度県土整備部概要（資料編）」

(6) 兵庫県内の鉄道路線図



2 最近の鉄道事故の傾向

(1) 鉄道における事故種別

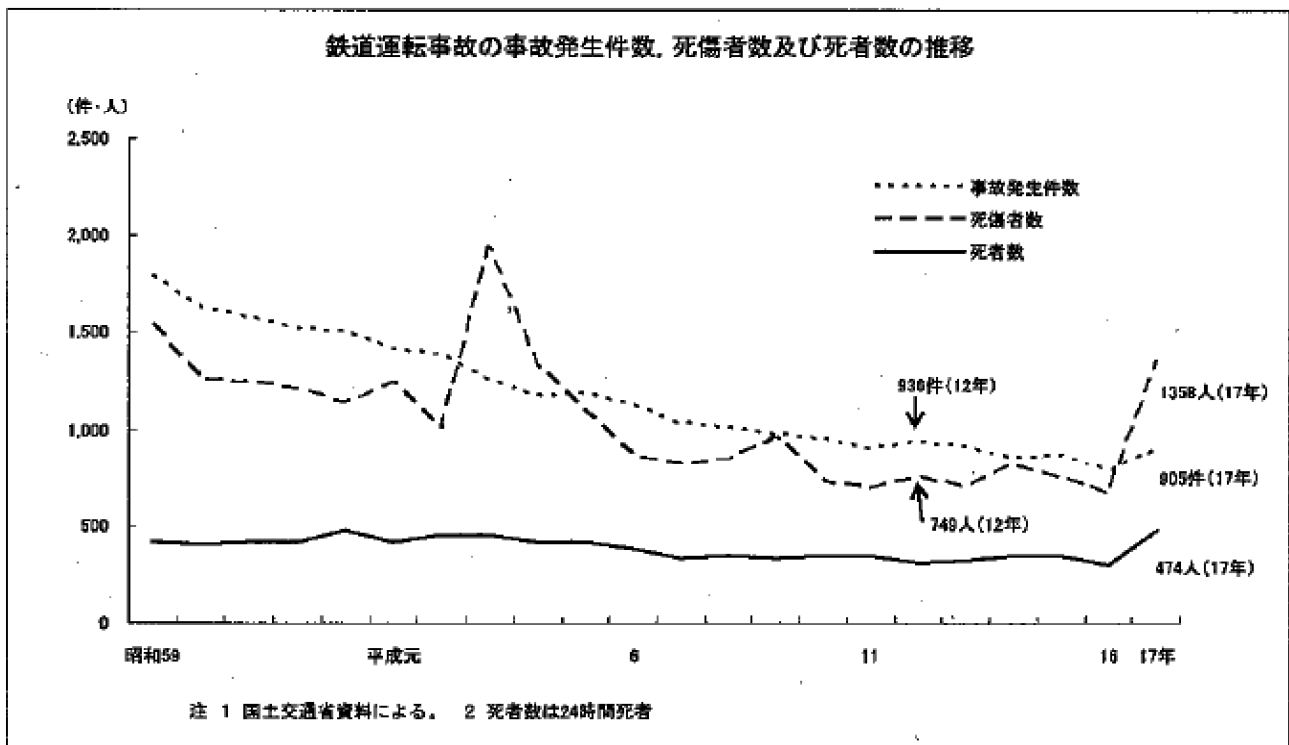
鉄道事故等報告規則（昭和62年運輸省令第8号）では、事故種別として、列車衝突事故（列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故）、列車脱線事故（列車が脱線した事故）、列車火災事故（列車に火災が生じた事故）、踏切障害事故（踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故）、道路障害事故（踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故）、鉄道人身障害事故（列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故）、鉄道物損事故（列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故）に区分している。

このうち、列車衝突事故、列車脱線事故及び列車火災事故は、大きな被害を生じるおそれがある重大な事故であり、列車事故とされている。

また、死傷者が10人以上、又は10両以上の脱線があった事故を重大事故としている。

(2) 鉄道事故に関する最近の傾向

鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向をみせていたが、平成17年の発生件数は905件、死傷者数は1,358人で、12年の発生件数936件、死傷者数749人と比較すると、発生件数は3%減少したものの、死傷者数が81%増加した。最近では、17年3月の土佐くろしお鉄道宿毛線における列車脱線事故、17年4月のJR西日本福知山線における列車脱線事故、そして17年12月のJR東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生している。



出典：第8次交通安全基本計画

近年の運転事故の特徴としては、踏切障害事故及び人身障害事故が運転事故の90%近くを占めていることがあげられる。

3 過去の事故例

(1) J R 福知山線列車脱線事故

- ①事故の種別 列車脱線事故
- ②発生日時 平成17年4月25日(月)午前9時18分頃
- ③発生場所 尼崎市久々知西町3丁目27線路上
(尼崎駅～塚口駅の第1新横枕踏切北約100m)
- ④列車 宝塚駅発 同志社前駅行 快速第5418M列車(7両編成)
- ⑤事故内容 J R宝塚駅(9:03)上り快速列車(J R福知山線)が脱線し、建物へ接触(7両編成)。前5両が脱線。
- ⑥被害状況 死者:107名(男性59名、女性48名)[うち県内死者98名]
負傷者:549名(うち重傷者139名)
*死者数及び負傷者数は、尼崎市から兵庫県に報告された数

(2) その他の主な事故例

災害名	発生日月日	場所	人的被害	事故の概要
山陰線餘部鉄橋回送列車転落事故	1986.12.28	香住町 国鉄(当時)山陰本線餘部鉄橋	死者6名 負傷者6名	午後1時25分頃、香住駅から浜坂駅に回送中の列車が、強風下の餘部鉄橋から餘部集落内へ転落したものの。
信楽高原鐵道正面衝突事故	1991.05.14	滋賀県甲賀郡信楽町 信楽高原鐵道貴生川駅～紫香楽宮跡駅間	死者42名 負傷者614名	午前10時35分頃、信楽高原鐵道の信楽発貴生川行き上り列車(4両)と、開催中の世界陶芸祭観客輸送のため直通乗り入れしていたJ R西日本の臨時列車(3両)とが正面衝突したものの。
高山線列車脱線衝突事故	1996.06.25	岐阜県益田郡下呂町内 J R高山線三原トンネル北口	負傷者17名	午後9時20分ごろ、名古屋発高山行き特急ひだ15号(5両)が折からの大雨による線路上への落石に乗り上げ、先頭の2両が脱線したものの。
営団地下鉄日比谷線脱線衝突事故	2000.03.08	東京都目黒区 帝都高速度営団日比谷線中目黒駅構内	死者5名 負傷者38名	午前9時1分、営団地下鉄中目黒駅構内において下り列車が中目黒駅進入の際、最後部車両が脱線し対向列車の先頭から4～6両目と衝突したものの。

4 災害の想定

鉄道における事故のうち、特に多数の死傷者を生じるおそれのあるものとし、事象により次の4つの災害を想定する。

- ① 列車の衝突、脱線、転覆等
- ② 列車の火災又は爆発
- ③ 列車からの危険物等の流出
- ④ 列車と自動車の衝突

いずれの想定においても、さらに「管理上の瑕疵」による場合と、「自然現象等」による場合の2つに

区分できる。

なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高圧ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指すこととする。

(→ 本節第3款 道路の整備状況等 (P 27) 参照。)

また、①～③については、地下空間や鉄道トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生する場合は考えられ、これらの場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等

第3款 道路の整備状況等

第1 趣旨

兵庫県に係る道路の整備状況等を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 道路交通の概況

兵庫県は、日本の標準時を定める東経135度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、本県の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。

本県の道路は、実延長約35,309.0kmであり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道別の内訳は次のとおりである。

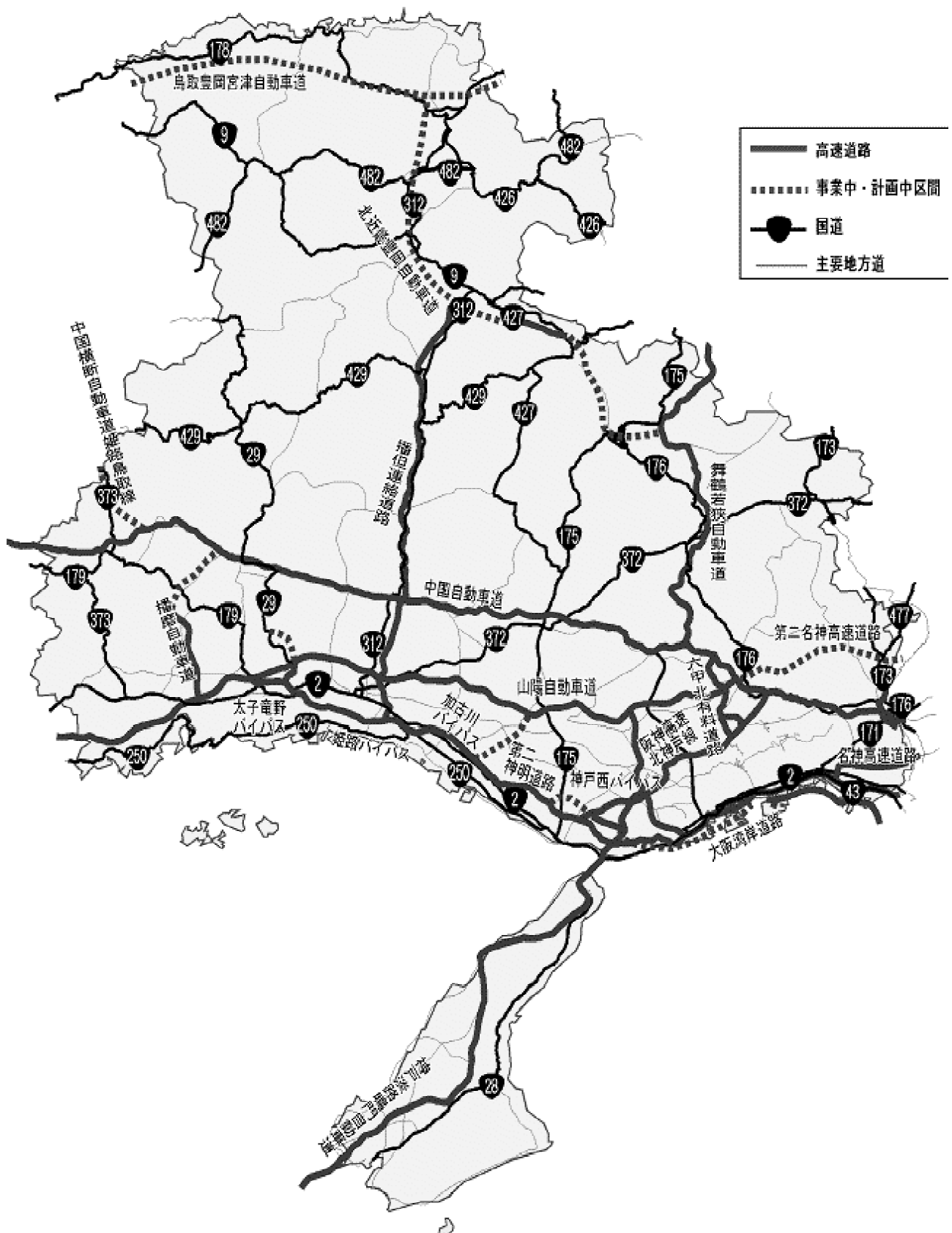
兵庫県内道路種別現況

(平成16年4月1日現在、延長：km)

法区分	管 理 者 等		実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率
高速 国道	日 本 道 路 公 団	名 神 高 速	11.2	11.2	100 %	11.2	100 %
		中 国 自 動 車 道	117.9	117.9	100 %	117.9	100 %
		山 陽 自 動 車 道	103.4	103.4	100 %	103.4	100 %
		舞 鶴 若 狭 道	44.6	44.6	100 %	44.6	100 %
		播 磨 道	12.8	12.8	100 %	12.8	100 %
	計		289.9	289.9	100 %	289.9	100 %
一 般 国 道	指 定 区 間	国 土 交 通 省 直 轄	424.9	424.9	100 %	424.9	100 %
		第 二 神 明	24.3	24.3	100 %	24.3	100 %
		第 二 神 明 北 線	5.6	5.6	100 %	5.6	100 %
		本 四 道 路 (神戸淡路鳴門自動車道)	78.6	78.6	100 %	78.6	100 %
		小 計	533.4	533.4	100 %	533.4	100 %
	指 定 区 間 外	県	894.9	845.3	94.5%	889.7	99.4%
		神戸市	37.6	34.9	92.8%	37.6	100 %
計		1,465.9	1,413.6	96.4%	1,460.7	99.6%	
県 道	主 要	県	1,557.9	1,413.3	90.7%	1,533.6	98.4%
		神戸市	255.6	211.2	82.6%	249.1	97.5%
	一 般	県	2,387.6	1,625.5	68.1%	2,167.7	90.8%
		神戸市	75.3	49.8	66.1%	66.9	88.8%
	阪高神戸西宮線		25.3	25.3	100 %	25.3	100 %
	阪高大阪西宮線		7.3	7.3	100 %	7.3	100 %
	阪高北神戸線		32.3	32.3	100 %	32.3	100 %
	阪高湾岸線		14.3	14.3	100 %	14.3	100 %
	阪高大阪池田線		2.6	2.6	100 %	2.6	100 %
	計		4,358.2	3,381.6	77.6%	4,099.1	94.1%
市 町 村 道	神 戸 市 道	主 要 市 道	41.6	41.6	100 %	41.6	100 %
		他 の 神 戸 市 道	5,110.0	2,639.3	51.6%	3,449.4	67.5%
		阪高北神戸線	3.3	3.3	100 %	3.3	100 %
		阪高湾岸線	1.2	1.2	100 %	1.2	100 %
		阪高神戸山手線	7.3	7.3	100 %	7.3	100 %
	神戸市以外の87市町道		24,031.6	13,442.3	55.9%	20,201.8	84.1%
計		29,195.0	16,135.0	55.3%	23,704.6	81.2%	
総 計		35,309.0	21,220.1	60.1%	29,554.3	83.7%	

出典：「平成17年度県土整備部概要（資料編）」

2 県内の高速道路、一般国道等の路線図



3 最近の交通事故の傾向

(1) 交通事故の種類

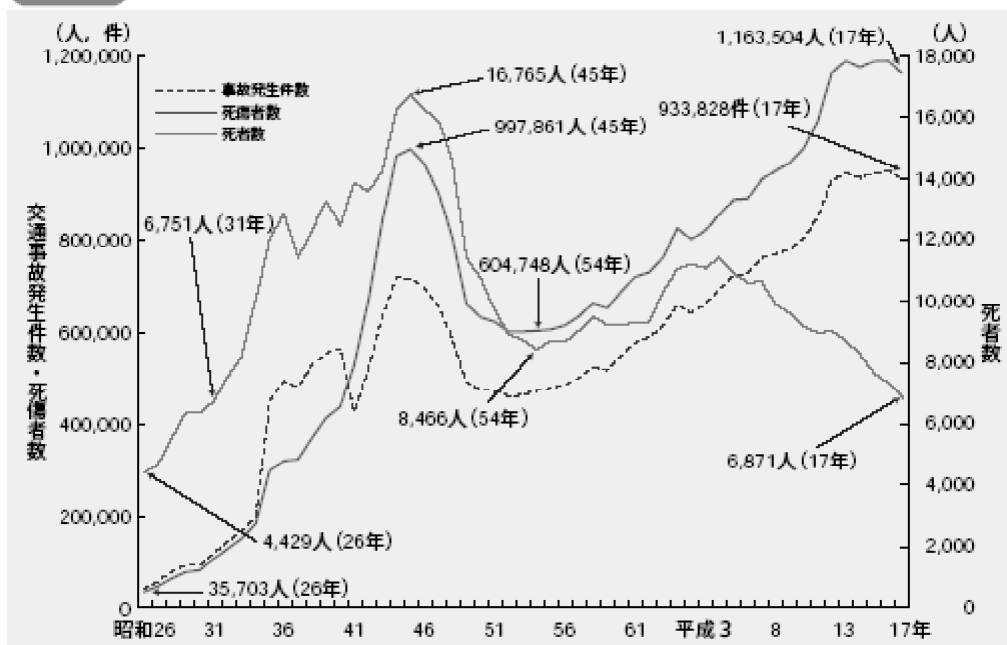
人身事故として、車両相互、人対車両、車両単独、列車に区分できる。さらに、細分類すると、車両相互では、出会い頭衝突、正面衝突、右折時衝突、その他に、人対車両では、横断歩道横断中、その他横断中、対・背面通行中、その他に、車両単独では、工作物衝突、路外逸脱、転倒、駐車車両衝突、その他に区分できる。

(2) 最近の傾向

人身事故の長期的推移をみると、戦後、昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは、死傷者数が著しく増大しており、26年から45年までに死傷者数は35,703人から997,861人へ、死者数は4,429人から16,765人へと増加している。その後、国を挙げての交通安全対策が進められた結果、平成17年の交通事故死者数は6,871人となり、昭和31年以来49年ぶりに6千人台まで減少するに至った。また、死傷者数については、交通安全に関する諸対策により、昭和45年の997,861人から54年には604,748人に減少させることができた。その後、年間交通事故死者数が増勢に転じた55年を基準とすると、平成17年の死傷者数は1.92倍になっており、自動車保有台数の2.03倍、運転免許保有者数の1.83倍にほぼ比例して増加している。なお、平成17年中の死傷者数は1,163,504人と3年ぶりに前年を下回ったものの、依然として高水準にある。

交通事故死者数を人口10万人当たりでみると、昭和45年まで年とともに増加し、同年には16.2人となったが、46年以降は減少に転じ、54年には7.3人にまで減少した。その後再び増加したが、平成4年以降は減少し、平成17年には5.4人となっている。自動車1万台当たりの交通事故死者数及び自動車1億走行キロ当たりの交通事故死者数については、昭和50年代半ばまで順調に減少してきたが、その後は漸減傾向が続いている。

第1-1図 道路交通事故による交通事故発生件数，死傷者数及び死者数の推移

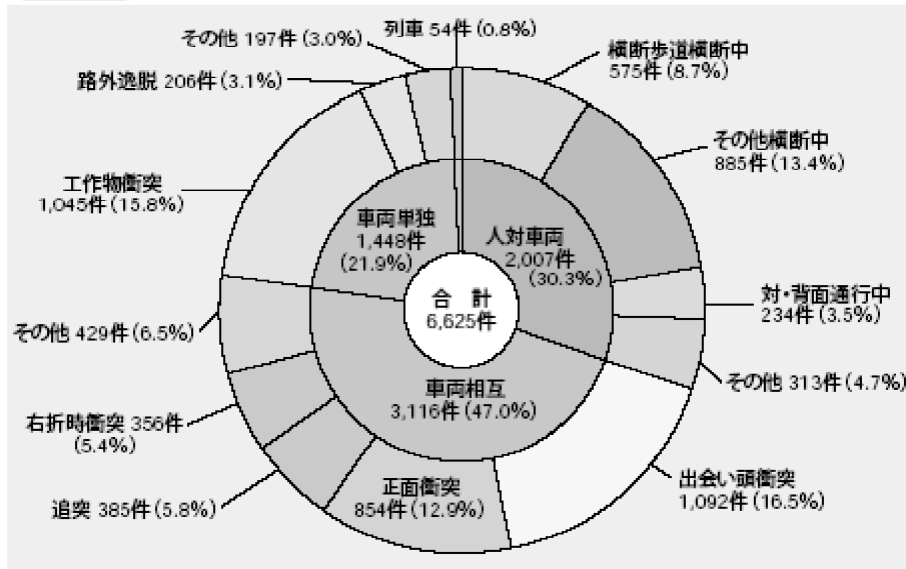


- 注 1 警察庁資料による。
2 昭和41年以降の件数には、物損事故を含まない。
3 昭和46年までは、沖縄県を含まない。

出典：「平成18年版交通安全白書」

平成17年中の事故類型別に交通死亡事故発生件数をみると、車両相互事故が最も多く（47.0%）、以下、人対車両（30.3%）、車両単独（21.9%）、列車（0.8%）となっている。さらに、細分類でみると、出会い頭衝突（16.5%）、工作物衝突（15.8%）、その他横断中（横断歩道・横断歩道付近以外での横断中）（13.4%）、正面衝突（12.9%）の割合が高くなっている。

第 1-29 図 事故類型別死亡事故発生件数（平成 17 年）



注 1 警察庁資料による。
 2 () 内は、発生件数の構成率である。
 3 横断歩道横断中には、横断歩道付近横断中を含む。

：「平成18年版交通安全白書」

また、道路別では、高速道路における死亡事故数は、平成17年で1億走行台キロ当たり、9.7件であった。これは、高速道路は自動車専用の道路であり、原則として上下線が分離されていることから事故率が低いと考えられる。しかし、高速道路は高速走行となるため、わずかな運転上のミスが事故に結びつきやすく、しかも一度事故が発生すると、被害が大きく関係車両や死者数も多数に及ぶ重大事故に発展することが多い。このため、交通事故発生件数に占める死亡事故件数の割合（死亡事故率）は、その他の道路の約2.3倍となっている。

4 その他の事故

本計画においては、道路構造物の被災による事故、道路上における自動車の関係する事故の他に、歩道上等において多数の群衆で混雑し、転倒により多数の死傷者が発生するという雑踏事故を「道路災害等」に含めて考えることとする。

5 過去の事故例

多数の死傷者が発生した代表的な事故例としては、次のものがある。

災害名	発生年月日	場所	人的被害	事故の概要
飛騨川バス転落事故	1968. 08. 18	岐阜県加茂郡白川町内国道41号	死者・行方不明者104名 負傷者2名	乗鞍岳の観光登山に向かい、集中豪雨のため登山を断念して引き返す途中の観光バス2台が、土石流に巻き込まれて午前2時11分頃、飛騨川に転落したものの。
日本坂トンネル火災事故	1979. 07. 11	静岡県静岡市及び焼津市の市境東名高速道路日本坂トンネル内	死者7名 負傷者2名	日本坂トンネル（延長2,045m）内において、午後6時38分頃、大型トラック4台と乗用車2台の関係する追突事故が発生するとともに、事故車両積載のプラスチック原料などの可燃物の爆発を伴う火災が発生し、トンネル内の後続車に延焼したものの。
豊浜トンネル岩盤崩落事故	1996. 02. 10	北海道古平町内国道229号豊浜トンネル内	死者20名 負傷者1名	午前8時10分頃、体積約11,000m ³ の規模の岩盤崩落が発生し、トンネル部など約44mを破壊し、通行中のバス1台と乗用車2台が被災したものの。

また、その他として次のものがある。

災害名	発生年月日	場所	人的被害	事故の概要
弥彦神社事故	1956. 01. 01	新潟県西蒲郡弥彦村 弥彦神社境内	死者124名 負傷者94名	初詣の参拝客約3万人が詰めかける中、矢倉から餅まきが始められ、いったん帰りかけた者も引き返すなど境内が混雑していたところへ、臨時列車やバスによる参拝者が大挙して押し寄せたため石段の上下で群集の流れがぶつかり合うこととなった結果、午前0時20分ごろ、石段の上の玉垣を崩して数百名が約2m半下の崖下に転落したものの。
明石市民夏まつり花火大会事故	2001. 07. 21	明石市大蔵町大蔵海岸付近国道2号上の陸橋	死者11名 負傷者222名	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏祭りの花火大会終了後、午後8時35分頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側のJR朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上（幅6m、長さ109.7m）でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したものの。

6 災害の想定

道路災害等のうち、多数の死傷者が発生する場合として、災害の事象により次の5つに分類する。

- ① 道路構造物（トンネル、橋りょう等）の瑕疵、自然現象等を原因とする被害
- ② 自動車の火災又は爆発
- ③ 自動車からの危険物等の流出
- ④ 道路上での大きな交通事故
- ⑤ 道路上等での極端な雑踏による被害

さらに、事故原因別に、管理上の瑕疵による場合と、自然現象等による場合の2つに区分できる。

なお、この計画において「危険物等」とは、消防法別表に定める危険物、高压ガス、火薬類、毒物又は劇物、その他燃焼・爆発又は毒性等により人体に危険を及ぼすおそれのある物質を指すこととする。

（→ 本節第2款 鉄道の整備状況等（P21）参照。）

また、②～④については、道路トンネル内などの出入口が限定された閉鎖性の高い空間で発生する場合が考えられ、これらの場合には、救助、消火、避難誘導活動等に種々の制約、困難が伴うこと等を考慮する必要がある。

第 2 編 災 害 予 防 計 画

第1章 基本方針

第 1 章 基本方針

1 計画の目的

交通の安全性の確保及び人命救助・救命を第一義とした応急対策を迅速かつ円滑に展開するための体制整備など、平時からの必要な備えについて定める。

2 大規模事故災害に関する法令

(1) 航空関係の国内法体系

航空に関する法体系としては、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めるとともに、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営の確保について定めた航空法（昭和27年7月15日法231号）をはじめとした①航空法関係、②空港関係、③製造事業関係、④条約関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される（別記第1参照）。

(2) 鉄道関係の国内法体系

鉄道に関する法体系としては、鉄道事業者の運営を適正かつ合理的なものとすることを定めた鉄道事業法（昭和61年12月4日法92号）をはじめとした①鉄道事業関係、②鉄道整備関係、③行政組織関係、④その他の4分野に区分される（別記第2参照）。

(3) 道路関係の国内法体系

道路に関する法体系としては、道路に関する危険の防止、その他交通の安全と円滑、道路の交通に起因する障害の防止等に関する事項を定めた道路交通法（昭和35年6月25日法105号）をはじめとした①道路交通関係、②道路整備関係、③車両関係、④道路運送事業関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される（別記第3参照）。

3 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）は、交通の安全に関し、国、地方公共団体、車両・船舶の運転者及び航空機乗組員等の責務を定めている。基本的には、道路の設置者等、車両等の使用者及び車両の運転者等の交通安全を確保するため必要な措置が求められている（別記第4参照）。

別記第1 航空災害関係主要国内法体系

- (航空法関係)
 - 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）
 - 自衛隊法（昭和29年6月9日法律第11号）
 - 周辺事態に際して我が国の安全を確保するための措置に関する法律（平成11年5月28日法律第60号）
- (空港関係)
 - 空港整備法（昭和31年4月20日法律第283号）
 - 空港整備特別会計法（昭和45年4月17日法律第25号）
 - 関西国際空港株式会社法（昭和59年6月30日法律第53号）
- (製造事業関係)
 - 航空機製造事業法（昭和27年7月16日法律第237号）
- (条約関係)
 - 国際民間航空条約（昭和28年10月8日条約第21号）
 - 国際航空業務通過協定（昭和28年10月29日条約第29号）
 - 国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（昭和28年8月12日条約第17号）
- (行政組織関係)
 - 国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）
 - 独立行政法人航空大学校法（平成11年12月22日法律第215号）
 - 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和48年10月12日法律第113号）
- (その他)
 - 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号）
 - 高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）
 - 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年5月18日法律第68号）
 - 航空への危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年6月19日法律第87号）
 - 航空機内で行われる犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律（昭和45年6月1日法律第112号）

別記第2 鉄道関係主要国内法体系



別記第3 道路関係主要国内法体系

(道路交通関係)	— 道路交通法（昭和35年6月15日法律第105号）
	— 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和42年8月2日法律第131号）
(道路整備関係)	— 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）
	— 国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年4月16日法律第68号）
	— 高速自動車国道法（昭和32年4月25日法律第79号）
(車両関係)	— 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
(道路運送事業関係)	— タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年5月19日法律第75号）
	— 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）
	— 自動車ターミナル法（昭和34年4月15日法律第136号）
(行政組織関係)	— 国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）
(その他)	— 自動車損害賠償保障法（昭和30年7月29日法律第97号）
	— 自動車損害賠償責任保険特別会計法（昭和30年8月5日法律第134号）
	— 自動車事故対策センター法（昭和48年7月24日法律第65号）
	— 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）
	— 高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）

別記第4 交通安全対策基本法における各機関の予防対策に関する責務

責任主体	責 務
国	国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関する総合的な施策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。（第3条）
地方公共団体	住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講じるとともに、当該区域の実状に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（第4条）
道路等の設置者等	道路、鉄道、軌道、港湾施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。（第5条）
車両等の製造事業者	車両、船舶又は航空機の製造事業者は、製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。（第6条）
車両の運転者等	<p>車両を運転する者は、法令の定めるところにより始業点検等を行うとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、車両の安全な運転に努めなければならない。（第8条第1項）</p> <p>-----</p> <p>航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設・機能の障害の報告等を行うとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。（第8条第3項）</p>
歩行者の責務	道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。（第9条）
住民の責務	国及び地方自治体を実施する交通の安全に関する施策に協力する等、交通・安全に寄与するよう努めなければならない。（第10条）

第2章 交通の安全性の確保

第 1 節 交通の安全のための情報の充実

〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、県県民政策部地域協働局、県企画管理部災害対策局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、県民局、市町、空港管理者、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等〕

第 1 趣旨

交通安全のための情報の収集及び提供の充実について定める。

第 2 内容

1 航空交通の安全のための情報の充実

- (1) 大阪航空局及び空港管理者は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供することとする。
- (2) 航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じることとする。また、航空運送事業者は、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進することとする。

2 鉄道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要があるため、近畿運輸局、県及び鉄道事業者等は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の啓発に努めることとする。

3 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 道路管理者は、神戸海洋気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸海洋気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図ることとする。
- (2) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ることとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ることとする。
- (3) 県警察本部は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ることとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ることとする。
- (4) 県及び消防本部等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努めることとする。また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図ることとする。なお、総務省消防庁においては、災害時に化学物質の名称が特定できる場合はもちろん、「におい、色、形あるいは一部の文字」などからでも物質を特定し、必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できるよう「危険物災害等情報支援システム」を構築しているので、その活用を図ることとする。

4 気象情報等の充実

大阪管区気象台（神戸海洋気象台）は、航空交通、鉄道交通及び道路交通の安全に係る気象、地象及び水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況又は予・警報等の情報を適時・的確に発表することとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図ることとする。

5 県の交通安全の普及啓発活動

県は、県警察本部、市町等と相互に連携をして、広く県民の交通安全の普及・啓発に努めるため、「交通安全県民運動」等を推進することとする。また、県、県警察本部等は、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図ることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 交通安全の普及啓発活動
- (2) その他必要な事項

第2節 安全な運航（運行）の確保

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、県民政策部地域協働局、県県土整備部県土企画局、
県県土整備部土木局、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等]

第1 趣旨

航空機、鉄道車両及び自動車等の安全な運航（運行）の確保について定める。

第2 内容

1 航空機の安全な運航の確保

(1) 航空関係諸規則の遵守の徹底等

大阪航空局は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導することとする。

(2) 教育訓練の充実等

- ① 大阪航空局は、航空運送事業者等において実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導することとする。
- ② 大阪航空局は、航空運送事業者等に対し、過去の事故実例等を参考にした教育訓練内容の設定及びその実施を指導することとする。
- ③ 大阪航空局は、航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実に努めることとする。
- ④ 大阪航空局は、航空運送事業者に対し、定期的に行う安全指導において適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点的な点検を行うこととする。
- ⑤ 大阪航空局は、必要に応じて空港管理者、航空運送事業者等に対し、空港施設等の保安態勢について指導することとする。

2 鉄道の安全な運行の確保

- (1) 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係車両の停止手配の確実な実施及び防護無線その他列車防護用具の整備を行うとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制を充実させることとする。
- (2) 鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査を定期的実施することとする。
- (3) 鉄道事業者は、土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときには、当該線路の監視を行うこととする。
- (4) 鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備を促進させることとする。
- (5) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等、安全性の向上につながる運転保守設備の整備を積極的に行うこととする。
- (6) 鉄道事業者は、近畿地方整備局、県、市町及び道路管理者と連携して、踏切道の立体交差化、構造

の改良、踏切保安施設の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めることとする。

3 道路施設等の整備等

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めることとする。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ることとする。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施することとする。
- (4) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めることとする。

4 近畿運輸局による運行管理の推進

近畿運輸局は、運行管理者等に対する講習を実施し、その資質の向上を図るなど、自動車運送事業者の運行管理体制の充実強化を図ることとする。

5 県、県警察本部等による安全運転の啓発

県、県警察本部等は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努めることとする。また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援することとする。

6 主要交通施設の被災防止対策等の推進

近畿地方整備局及び県等は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 安全運転の啓発
- (2) その他必要な事項

第3節 航空機、鉄道車両等の安全性の確保

[実施機関：近畿運輸局、県民政策部地域協働局、県土整備部県土企画局、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等]

第1 趣旨

航空機、鉄道車両及び自動車の点検の実施について定める。

第2 内容

1 航空機乗組員等の点検

航空機乗組員等は、法令の定めるところにより、出発前の確認を行うこととする。

2 鉄道事業者による車両の検査の実施

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容を充実させることとする。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させることとする。

3 県民等による自動車の点検の実施

車両を運転しようとする者は、法令の定めるところにより、始業点検等を行うこととする。

4 近畿運輸局等の意識啓発活動

近畿運輸局等は、自動車車両の安全性の確保を図るため、自動車使用者に対して、適切な保守管理を啓発等することとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 自動車車両の保守管理の啓発
- (2) その他必要な事項

第3章 災害応急対策への備えの充実

第1節 情報の収集・伝達体制の整備

[実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県企画管理部災害対策局、県民局、県警察本部、市町、消防本部、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等]

第1 趣旨

災害時の情報収集・伝達、分析体制の整備及び運用について定める。

第2 内容

1 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県、市町、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図ることとする。
- (2) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県及び市町は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ伝送システム等画像情報の収集・伝達システムの整備を推進することとする。
- (3) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県及び市町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努めることとする。
- (4) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、県及び市町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めることとする。
- (5) 県は、緊急時の情報の収集・伝達体制を整備し、以下の資料を備えておくこととする。
 - ① 関係機関の所在地、電話、ファクシミリ番号等の一覧表
 - ② 関係機関相互の連絡経路
- (6) 県は、迅速な人命救助・救命の観点から、フェニックス防災システムの情報のインターネット上における提供などを推進し、災害拠点病院等との災害情報の共有化を図ることとする。
- (7) 県、市町は、県警察本部や医療機関、事業者等による、従来からの安否情報の提供に加えて、それを補完する仕組みとして、消防庁において構築される予定の安否情報システムを活用した自治体による安否情報の収集・提供の仕組みづくりについて検討することとする。

2 通信手段の確保

県、市町、関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意することとする。

- ① 非常通信体制の整備
- ② 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
- ③ 通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
- ④ 通信機器等の平時利用
- ⑤ 平時からのフェニックス防災システムの積極的活用
- ⑥ 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 情報の収集・伝達体制の整備
- (2) 通信手段の確保
- (3) その他必要な事項

第2節 災害応急活動体制の整備

〔実施機関：各機関〕

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 職員の体制

(1) 県の体制

県は、災害発生時における職員の体制について、夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、エマージェンシーコール等を使った参集体制等をあらかじめ取りまとめておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底することとする。また、県は、災害発生時に必要に応じて市町（災害対策本部及び発災現場）へ派遣し、情報収集・伝達や調整等に当たる要員を事前に定め、明確な役割と連絡手段を付与することとする。

(2) 市町の体制

市町は、災害発生時における職員の体制につきあらかじめ取り決めておくこととする。

(3) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、平時からそれぞれの機関において実情に応じた職員への非常参集体制の整備を図ることとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

(1) 県、市町及びその他防災関係機関は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平時から定期的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携強化に努めることとする。

(2) 県は、災害発生時において協力を要請する機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結する等、平時から連携の強化に努めることとする。

(3) 県及び消防機関は、消防の応援について近隣市町間及び全県的な協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努めることとする。

(4) 空港管理者と消防機関、県警察本部は相互の連携を強くするため、体制の整備を図ることとする。

(5) 県及び大阪空港事務所長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。

(6) 大阪空港事務所長、但馬空港管理事務所長及び神戸空港管理事務所長は、防災関係機関との相互の連携を強くするためにも、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画を策定・推進することとする。

3 専門家・専門機関等との連携

県は、大規模事故災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図ることとする。

(専門分野例)

- ① 災害時医療救護活動（初期治療の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整への助言等）
- ② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等への治療）
- ③ 化学物質等の取り扱い
- ④ 航空機、鉄道、道路等の各災害の応急対策（鉄道又は道路構造物の被災等への対応等）
- ⑤ こころのケア
- ⑥ 社会心理及び災害広報
- ⑦ その他必要な分野

4 地域における平常時からの備え

- (1) 自主防災組織や企業（事業所）等は、研修や訓練等を通じて防災力の向上に努めるとともに、相互に連携した防災訓練の実施や防災協力協定の締結など、連携強化に努め、市町は、こうした取り組みの促進を図ることとする。
- (2) 県及び市町は、普通救命講習などを通じて、2次災害が起きないように、住民等が安全第一とした救助活動を行うための留意点等の徹底を図ることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 職員の体制の整備
- (2) 関係機関との連携体制の整備
- (3) その他必要な事項

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

[実施機関：近畿厚生局、大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者]

第1 趣旨

県民等の生命、身体及び財産を保護し被害を最小限に抑えるために、防災関係機関が行う搜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する備えについて定める。

第2 内容

1 搜索活動関係（主に航空災害）

- (1) 大阪航空局は、搜索活動に従事する関係防災関係機関に対して情報を伝達する体制を維持・整備することとする。
- (2) 海上保安本部は、搜索活動を迅速かつ的確に実施するため、搜索活動に有効な資機材の整備を行うこととする。
- (3) 県は、搜索活動に従事するため、ヘリコプターの受援体制の確保に努めることとする。
- (4) 県、県警察本部、市町等は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めることとする。

2 救助・救急関係

- (1) 県、市町及び空港管理者は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めることとする。
- (2) 政令市・特例市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めることとする。
- (3) 自衛隊及び海上保安本部は、救助用資機材の整備に努めることとする。
- (4) 自衛隊、海上保安本部、県、市町及び県警察本部は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めることとする。
- (5) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めることとする。
- (6) 消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定めることとする。
- (7) 市町は、負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時ヘリポートとして使用できるよう、平時から関係者間で協議、調整を図ることとする。

3 医療活動関係

- (1) 近畿厚生局、県、市町、日本赤十字社兵庫県支部及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努めることとする。
- (2) 空港管理者、鉄道事業者、道路管理者、県及び市町は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関と

の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めることとする。

- ① 空港管理者、鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部及び市町等
- ② 消防本部と医療機関
- ③ 医療機関相互

(3) 県、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、(社)兵庫県医師会等は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から県広域災害・救急医療情報システムの活用に努めることとする。

また、平時から消防本部は、災害拠点病院(災害医療コーディネーター)との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備することとする。

(4) 県は、災害救急医療システムの充実を、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、災害拠点病院(災害医療コーディネーター)、消防本部等からの問い合わせに応じて全県の搬送先の調整を行うことを検討することとする。また、県、市町等は、各2次保健医療圏域毎に、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、市町の役割である医薬品及び飲料水の備蓄並びに市町単位の災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備することとする。

(5) 県は、災害拠点病院救護班を機動性を持つ医療チーム(兵庫県版DMAT)として位置づけ、その運用方法を定めるとともに、通信用機器、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な訓練を実施することとする。

(6) 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに救護班の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。

(7) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに災害医療現場における各救護班に対する指導権限を持つ方向で役割を明確にすることとする。

(8) 医療機関、消防機関、県警察本部等は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備(ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等)、情報伝達用装備(災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、FAX等)、医療用装備(簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等)等の装備品の必要に応じた備蓄を検討することとする。

(9) 県は、消防機関又は医療機関からの照会に応じ、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質等の中毒を伴う負傷者に対応可能な医療機関への搬送について、情報提供する体制を整備することとする。

(10) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることとする。

DMA T (Disaster Medical Assistance Team) とは

- ・ 大地震及び航空機・列車事故といった災害 時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。
- ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。
- ・ 兵庫県版DMA Tは、日本DMA Tが概ね48時間以内の活動開始を想定しているのに対し、県内及び近隣府県にて発生した災害等に、より機動的に、より現場に近い場所から医療を提供し、少しでも医療不在の状況を減少させるために組織。

4 消火活動関係

- (1) 消防機関等は、平時より機関相互の連携の強化を図ることとする。
- (2) 空港管理者及び市町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めることとする。
- (3) 鉄道事業者は、火災による被害拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めることとする。
- (4) 道路管理者、消防機関等は、平時より機関相互の連携強化を図ることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え
- (2) その他必要な事項

第4節 緊急輸送活動等への備え

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、海上保安本部、県企画管理部災害対策局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、鉄道事業者、道路管理者]

第1 趣旨

大規模事故災害発生時における災害応急活動に必要な物資等の緊急輸送活動等を実施するための体制の整備について定める。

第2 内容

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 県、県警察本部、市町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めることとする。また、県警察本部は、必要に応じて災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者との間に締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」の活用を図ることとする。
- (2) 県、市町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。
- (3) 県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図ることとする。
- (4) 鉄道事業者は、県公安委員会その他関係機関の協力の下に、事故災害時の応急活動のために必要な人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めることとする。
- (5) 海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止することとする。

2 危険物等の流出時における防除活動関係

県、市町、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めることとする。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 航空運送事業者、鉄道事業者等は、多数の死傷者が生じた場合に、関係機関と協議して、安否確認情報の提供窓口を設置する体制の整備に努めることとする。
- (2) 県、市町等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておくこととする。
- (3) 県、市町及び放送事業者等は大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図ることとする。

4 復旧への備え

- (1) 鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めることとする。
- (2) 道路管理者は、施設、整備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することとする。

- (3) 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努めることとする。

5 再発防止対策の推進

- (1) 大阪航空局又は近畿運輸局は、航空・鉄道事故調査委員会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図ることとする。
- (2) 近畿運輸局及び鉄道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因の究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、県警察本部、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うこととする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めることとする。
- (3) 近畿運輸局及び鉄道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めることとする。
- (4) 近畿運輸局は、大規模な鉄道事故の発生後、類似の再発を防止するため、各鉄道事業者へ情報提供を行うとともに、定期的開催される鉄道保安連絡会の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努めることとする。
- (5) 道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施することとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害時の道路交通災害管理体制の整備
- (2) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用
- (3) 危険物等の防除活動用資機材の整備
- (4) 関係者等への情報伝達

第5節 雑踏事故の予防

[実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防本部、県警察本部、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県病院局、市町、地区医師会、医療機関等]

第1 趣旨

祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合すること起因し、転倒、異常行動等などにより死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項等について定める。

第2 内容

1 雑踏の特殊性

県、市町その他の関係機関は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮することとする。

2 行事等の主催者等の留意事項

(1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めることとする。

- ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
- ② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と連携した救急・救護体制
- ③ 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など地区医師会及び医療機関との協力体制
- ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

(2) 行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、地区医師会、医療機関等と連絡調整を行うこととする。

(3) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこととする。

(4) 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、地区医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けることとする。

(5) 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけることとする。

3 鉄道事業者等

鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害するおそれのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努めることとする。

4 消防機関

(1) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保することとする。

特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請することとする。また、行事等が市町等の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮する

こととする。

- (2) 地区医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。
- (3) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めることとする。

5 医療機関等

- (1) 地区医師会は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めることとする。
- (2) 地区医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防機関等と連絡をとり、これに協力するよう努めることとする。

6 警察署

- (1) 事前に行事等の主催者等と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件（群集が集合し、または通過する施設、場所及び地域の状況）、群集に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備の上、雑踏警備計画を策定し、当日には合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図ることとする。
- (2) 自主警備を実施する行事等の主催者等に対しては、自主警備計画の策定段階から必要な指導、助言を積極的に行うこととする。

7 県及び市町

(1) 主催者等への周知

県、市町は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努めることとする。

- ① 行事の開催に当たり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の警察署及び消防本部並びに地区医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと
- ② 事故が発生した場合には、迅速に管轄の警察署及び消防本部並びに地区医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること

(2) 県による広域支援の調整

県は、行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言することとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 行事等の主催者への周知
- (2) その他必要な事項

第6節 防災関係機関の防災訓練の実施

〔実施機関：各機関〕

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関職員等の災害対応能力の向上及び防災関係機関相互の連携の促進のための訓練等について定める。

第2 内容

1 各機関の訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、消防本部、県警察本部、県、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施することとする。

(1) 図上訓練

関係機関、または一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練。

(2) 部分訓練

各関係機関の役割分担を中心とした訓練

(3) 情報伝達訓練

関係機関の情報伝達を中心とした訓練

(4) 総合訓練

関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練。

2 訓練への参加

県、市町、関係する指定地方公共機関は、国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認することとする。

3 訓練の工夫

各機関が訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実戦的なもの（トリアージタグ使用、記入、回収、保管等を含む）となるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図ることとする。

4 事後評価

各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行うこととする。

第 3 編 災 害 応 急 対 策 計 画

第1章 基本方針

第 1 章 基本方針

1 計画の目的

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、県、市町その他防災関係機関の緊急時の情報収集、伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

2 各機関の応急対策の概要

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び市町が中心となって対応することとし、県は、原則として市町等からの要請に基づき、市町等で対応できない場合に市町等の支援を行うこととする。また、防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて本編に定める応急対策のうち、必要な対策を実施することとする。

(1) 航空災害

航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省及び県に連絡することとする。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

また、機長は、旅客の救助及び、地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止に必要な手段を尽くすこととする。（航空法第75条）

さらに必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁）、県、市町等は、捜索、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

(2) 鉄道災害

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（近畿運輸局）及び県に連絡することとする。国土交通省は、大規模な鉄道災害が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、消防庁、防衛省）、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

また、鉄道の運転の業務に従事する者は、事故が発生した場合、その状況を冷静に判断し、速やかに安全適切な処理をとり、特に人命に危険の生じたときは、全力を尽くしてその救助に努めることとする。（昭和26年7月2日運輸省令第55号 運転の安全の確保に関する省令）

さらに必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等）、県、市町等は、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

(3) 道路災害等

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡することとする。雑踏事故の場合、行事等の主催者等は、消防本部、県警察本部及び県に連絡することとする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。

また、車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察官に報告することとする。（道路交通法第72条）

さらに、必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁）、県、市町等は、救助、消火、医療活動等を実施することとする。

3. 応急対策の主な流れ

(1) 航空災害

① 大阪国際空港における航空機の墜落等の場合

事項	航空事業者・空港事務所	国	県	県警	伊丹市（消防）	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 空港事務所から関係機関への事故等発生連絡 関係機関へ集結場所への出動要請 当該航空運送事業者との連絡調整 [以上空港事務所] 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> 事故応急対策本部の設置 [空港事務所] 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地对策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣等 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部（連絡室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 指揮所本部等の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所の設置 関係機関との連絡調整 [以上空港事務所] 	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加 [伊丹市医師会及び日赤等]
救助	<ul style="list-style-type: none"> 旅客の救助、地上の人又は物件に対する危険の防止 [機長] 救助活動 負傷者数及び搭乗者数の把握 制限区域内への誘導 制限区域内への入場制限 [以上空港事務所] 			<ul style="list-style-type: none"> 事故現場等の警戒警備 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 救助活動 搭乗者集結地区又は後方医療機関に搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 空港事務所の指示による救助活動 [空港消防救難協力隊]
消火	<ul style="list-style-type: none"> 消火救難協力隊の指揮 消火救難活動 [以上空港事務所] 				<ul style="list-style-type: none"> 消火救難活動 	<ul style="list-style-type: none"> 空港事務所の指示による消火救難活動 [空港消防救難協力隊]

事項	航空運送事業者・空港事務所	国	県	県警	伊丹市（消防）	医療機関等
医療	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結の消防機 関等とトリアージ 地区・救護所を設 置。トリアージ及 び医療活動の支援 ・救急医療資機材の 配置 ・無傷者地区の設置 とバス等による無 傷者待機地区への 搬送 ・必要に応じた医師 等の配置による医 療活動の実施 [以上空港事務所] ・輸送車両の手配 [航空運送事業者] 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊による医 療救護活動 ・陸上自衛隊による負 傷者の搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた県消防 防災ヘリによる搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護班車両の 先導 	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ地区・救 護所の設置 ・トリアージの実施 ・メデーターの調整によ る負傷者の後方医療 機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 空港事務所の指示に よるトリアージ地区 ・救護所の設置。活動 支援。トリアージ・医療資機材の 配置 [空港消防救難協力隊] ・医師会、日赤等によ る医療救護班の派 遣。トリアージ及び 医療活動の実施 ・日赤による助産・血 液輸送供給 ・空港事務所及び空港 消防救難協力隊の担 架班による他の機関 と協力した搬送
交通規制			<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 			
危険物等への対策	<ul style="list-style-type: none"> 航空危険物輸送の 有無を空港事務所 事故応急対策本部 に連絡 [航空運送事業者] 		<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携をした物 質の特定等 ・必要に応じて、危険 物等の専門家・専門 機関等を消防本部等 に紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携をした物 質の特定等 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等の漏洩の場 合、物質の特定、現 場の安全確認、負傷 者等の移動、除染等 必要な措置の実施 	
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携し た被災者の家族等 への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した 被災者の家族への情 報提供
その他	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の身元確認、選 定、被災者及び被災 者の家族に対する 必要な手配 [航空運送事業者] 			<ul style="list-style-type: none"> 遺体の検分 ・遺体の身元確認 		<ul style="list-style-type: none"> 医師による死亡確認 ・通信手段の提供 [N T T]

② 大阪国際空港周辺（伊丹市内）における航空機の墜落等の場合

事項	航空運事業者・空港事務所・発着者	国	県	県警	伊丹市（消防）	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 発見者から消防又は警察への事故等発生通報 事故等発生情報を受領及び関係機関に集結場所を連絡〔空港事務所〕 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生通報の受領
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> 事故応急対策本部の設置 伊丹市航空機災害対策本部との連絡調整 関係機関との連絡調整 航空事業者との連絡調整〔以上空港事務所〕 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地対策本部の派遣 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部（連絡室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機災害対策本部の設置 現場対策本部等の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加〔空港事務所〕 		<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加 必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所の設置 必要に応じて県等へ応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 現場合同指揮所への参加（伊丹市医師会及び日赤等）
救助	<ul style="list-style-type: none"> 旅客の救助、地上の人員又は物件に対する危険の防止〔機長〕 			<ul style="list-style-type: none"> 事故現場等の警戒警備 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 応援協定に基づく他市消防機関の応援
消火	<ul style="list-style-type: none"> 消火救難活動〔空港事務所〕 				<ul style="list-style-type: none"> 消火救難活動 	<ul style="list-style-type: none"> 応援協定に基づく他市消防機関の応援

事項	航空運送事業者・空港事務所・発着者	国	県	県警	伊丹市（消防）	医療機関等
避難誘導 ・二次災害防止				航空機が人家密集地域へ墜落した場合は迅速に立ち入り禁止区域を設定し、住民等への誘導を実施	航空機が人家密集地域へ墜落した場合は迅速に立ち入り禁止区域を設定し、住民等への誘導を実施	
医療	・救急医療資機材の配置 [空港事務所]	・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等 ・必要に応じて県消防防災ヘリによる搬送	・医療救護班車両の先導	・負傷者の搬送	・市・隣接市医師会・日赤等からの医療救護班の派遣。トリアージ・医療救護活動の実施 ・日赤による助産、血液の輸送及び供給 ・応援協定に基づく他市消防機関による搬送
交通規制				・交通規制の実施		
危険物等への対策	・航空危険物輸送の有無の報告 [航空運送事業者]		・消防と連携した物質の特等に応じて、危険物の専門家・専門機関等を消防本部等に紹介等	・消防と連携した物質の特等	・危険物等の漏洩の場合同等の安全確認、負傷者等の移動、除染等必要な措置の実施	
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他	・遺体の身元確認、選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配 [航空運送事業者]			・遺体の検分 ・遺体の身元確認		・医師による死亡確認

③ 但馬空港及びその周辺における航空機の墜落等の場合

事項	航空運送事業者・空港管理事務所・発着者	国	県	県警	豊岡市（消防）	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 空港事務所等からの関係機関への事故発生等の連絡 航空運送事業者からの情報の入手・伝達 [管理事務所] 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> 現地対策本部の設置 [管理事務所] 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部（連絡室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現地災害対策本部の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 協定締結機関及び（財）小型航空機安全センター等への支援依頼 大阪空港事務所長との調整 [以上管理事務所] 		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 必要により他の都道府県、市町等に応援要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携
救助	<ul style="list-style-type: none"> 旅客の救助・地上の人又は物件に対する危険の防止 [機長] 空港内の事故現場での警戒警備 [管理事務所] 			<ul style="list-style-type: none"> 事故現場等の警戒警備 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所の設置 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務所長の指示による救助活動 [空港自衛消防隊]
消火	<ul style="list-style-type: none"> 消火救難活動（周辺の場合は必要に応じて実施） 自衛消防隊の指揮 [以上管理事務所] 				<ul style="list-style-type: none"> 消火救急活動 	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務所長の指示による消火救難活動の実施 [空港自衛消防隊]

④ 神戸空港及びその周辺における航空機の墜落等の場合（新規）

事項	航空運送事業者・空港管理事務所・発着者	国	県	県警	神戸市（消防）	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 空港事務所等からの関係機関への事故発生等の連絡 航空運送事業者からの情報の入手・伝達 [管理事務所] 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> 現地対策本部の設置 現場調整所の設置 消火救難協力隊設置 [管理事務所] 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地対策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部（連絡室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現場指揮所の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 必要な場合、NTT西日本兵庫支店への通信確保等要請 [管理事務所] 		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 必要により他の都道府県・市町等に応援要請等 必要により自衛隊派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携
救助	<ul style="list-style-type: none"> 旅客の救助・地上の人又は物件に対する危険の防止 [機長] 空港内の事故現場での警戒警備 必要な場合、ヘリボート臨時離着陸場、接岸場所の確保 [管理事務所] 			<ul style="list-style-type: none"> 事故現場等の警戒警備 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所の設置 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 救助活動 [消火救難協力隊]
消火	<ul style="list-style-type: none"> 消火救難活動（周辺の場合は必要に応じ実施） [管理事務所] 				<ul style="list-style-type: none"> 消火活動 	<ul style="list-style-type: none"> 消火救難活動の実施 [消火救難協力隊]

避難誘導 ・二次災害防止	航空運送事業者・空港管理事務所・発着者 ・必要な場合、一時避難所の開設 〔管理事務所〕 ・一時避難所が設置された場合の誘導 〔航空事業者〕	国	県	県警	神戸市（消防）	医療機関等
医療	医療機関等の活動の支援 〔航空事業者〕		市等からの要請を受け、県立病院の救護班に派遣の要請等 ・必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な病態に対応可能な医療機関を紹介	一時避難所が設置された場合の誘導 ・航空機が墜落した地域に被害が拡大するおそれがある場合は迅速に区域を設定し、地域住民等に対する避難誘導を実施	一時避難所が設置された場合の誘導 ・航空機が墜落した地域に被害が拡大するおそれがある場合は迅速に区域を設定し、地域住民等に対する避難誘導を実施	一時避難所が設置された場合の誘導 〔消火救難協力隊〕
交通規制				交通規制の実施		
危険物等への対策	航空危険物輸送の有無を空港管理事務所に連絡 〔航空運送事業者〕		消防機関と連携した物質の特定等、危険物等の専門家を消防本部等に紹介等	消防機関と連携した物質の特定等	危険物等の漏洩の現場、負傷者等の安全確認、除染等の必要な措置の実施	要請に基づく医師、救護班の派遣 ・必要な場合、トリアージ地区、現場救護地区の設置 （メ、イカ、コー、イネ、ター） ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療センター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言 ・医療活動の支援 〔消火救難協力隊〕
関係者への情報伝達	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供		関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他				遺体の検分 ・遺体の身元確認		医師による死亡確認

⑤ それ以外の地域における航空機の墜落等の場合

事項	航空運送事業者・発着者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報 乗客名簿の関係機関への提出 [航空運送事業者] 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 県消防防災ヘリ等による情報収集活動 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領 事故発生地を管轄する警察署員等を派遣し、情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領 消防職員等を事故発生現場に派遣し、情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領
組織の設置		<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地对策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部(連絡室)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現場指揮所等の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 広域緊急援助隊派遣 緊急消防援助隊派遣 自衛隊派遣 海上保安本部の活動 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、国、他の都道府県、市町への応援要請等 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて県等への応援要請 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携
(捜索)		<ul style="list-style-type: none"> 東京救難調整本部を通じ、相互に連携した捜索活動の実施 海上保安本部、自衛隊の捜索活動 	<ul style="list-style-type: none"> 県消防防災ヘリ等による捜索活動 	<ul style="list-style-type: none"> 交番、駐在、パトカー、バイ等による捜索活動 警備用航空機・船舶等を活用した捜索活動 	<ul style="list-style-type: none"> 消防職員、消防団員等による捜索活動 	
救助	<ul style="list-style-type: none"> 旅客の救助・地上又は水上の人的危険の防止活動 [機長] 	<ul style="list-style-type: none"> 海上における海上保安本部等の救助活動 		<ul style="list-style-type: none"> 事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等による救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者数及び搭乗者数の把握 現地救助所の設置 搭乗者の救助活動 	
消火					<ul style="list-style-type: none"> 消火救難活動 必要に応じて、警戒区域の設定 	

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
避難誘導 ・二次災害防止				航空機が人家密集集合場等へ墜落した大規模な被害には、迅速に立ち止る区域住民等を実施	航空機が人家密集集合場等へ墜落した大規模な被害には、迅速に立ち止る区域住民等を実施	
医療		<ul style="list-style-type: none"> 近畿厚生局、国立大学の救護班の派遣 陸上自衛隊による医療救助活動、負傷者の搬送等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの要請を受け、県立病院の救護班に派遣の要請等 必要に応じて、消防及び他機関等への要請等 必要に応じて、多発外傷等特別対応可能な病院を紹介 	航空機が人家密集集合場等へ墜落した大規模な被害には、迅速に立ち止る区域住民等を実施	<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所で重傷度に応じた急ぎの医療機関との連携及び搬送先医療機関の確保 必要に応じて、消防機関との連携 必要に応じて、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、救護班の派遣 事故現場でのトリアージ・医療活動 災害拠点病院(災害医療センター)による、消防機関からの問い合わせに際した医療上の助言
緊急輸送				交通規制の実施		
危険物等への対策	<ul style="list-style-type: none"> 航空危険物輸送の有無を関係機関に連絡 [航空運送事業者] 		<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携した物資の特定等 必要に応じて、危険物専門家・専門機関等を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携した物資の特定等 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等の漏洩の現場の特定、負傷者等の移動、除染等必要な措置を実施 	
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	
その他			<ul style="list-style-type: none"> 遺体の検分 遺体の身元確認 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の検分 遺体の身元確認 		<ul style="list-style-type: none"> 医師による死亡確認

(2) 鉄道災害

事項	鉄道事業者・発着者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 災害状況の早急な把握 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領
組織の設置		<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地対策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部(連絡室)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現地指揮所等の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者の必要に応じた県、市町への応援要請 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 広域緊急援助隊派遣 緊急消防援助隊派遣 自衛隊の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 消防相互応援協定締結先への応援要請 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携
救助	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による救助活動 			<ul style="list-style-type: none"> 事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等の出動による救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 現地救助所の設置 救助活動 必要により列車切断(トンネル内、地下鉄の事故では侵入口が限定されることに配慮した救出活動を実施) 	
消火	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による消火活動 				<ul style="list-style-type: none"> 消火活動(トンネル内での火災では、密閉空間のため、濃煙、熱気等に配慮した活動を実施) 	

<p>事項</p> <p>避難誘導 ・二次災害防止</p>	<p>鉄道事業者・発見者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後続車両の衝突等の二次災害防止措置の実施 ・鉄道上の落石、土砂崩れ等における災害現場の監視員設置 [以上鉄道事業者] 	<p>国</p>	<p>県</p>	<p>県警</p> <p>脱線した高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p>	<p>市町（消防）</p> <p>脱線した高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p>	<p>医療機関等</p>
<p>医療</p>		<p>近畿厚生局、国立大学の派遣</p> <p>陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施</p>	<p>市町からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や必要に応じた実施</p> <p>市町からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や必要に応じた実施</p> <p>市町からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や必要に応じた実施</p>	<p>脱線した高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p>	<p>脱線した高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p>	<p>要請に基づく医師、救護班の派遣</p> <p>事故現場でのトリアージ・医療活動</p> <p>災害拠点病院（災害医療センター）の消防機関からの照会に応じた医療上の助言</p>
<p>緊急輸送</p>			<p>交通状況の把握、交通規制の実施</p>	<p>脱線した高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p>	<p>脱線した高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p> <p>鉄道車両が高架域におお被害の被せ、め、避難誘導を実施</p>	<p>要請に基づく医師、救護班の派遣</p> <p>事故現場でのトリアージ・医療活動</p> <p>災害拠点病院（災害医療センター）の消防機関からの照会に応じた医療上の助言</p>

事項	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
危険物等への対策	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等の積載の有無を消防本部、県警等に報告[鉄道車両の運転手・鉄道事業者又は荷主] 		<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携した物質の特定等 必要に応じて、危険物の専門家、機関等に紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携した物質の特定等 危険物の漏洩等の場合、必要に応じて、消防と協力し、付近住民の避難誘導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の漏洩等の場合、現場の物質の移動、必要に応じて、消防と連携し、付近住民の避難誘導を実施 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	
関係者への情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の身元確認 遺体収容所及び被災者の家族に対する必要なる手配 死者の名簿の作成 他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の実施 鉄道車両が道路をふさいでいる場合等の車両の撤去[以上鉄道事業者] 		<ul style="list-style-type: none"> 鉄道車両が道路をふさいでいる場合に必要に応じて、建設業界へ重機出動依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の検分 遺体の身元確認 		<ul style="list-style-type: none"> 医師による死亡確認

(3) 道路災害等
① 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く）

事項	運転手・道警署者・発着者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等の発生の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 事故発生地の管轄する警察署員等を現場に派遣し情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 被災状況の早急な把握 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領
組織の設置		<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地対策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部（連絡室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現地指揮所等の設置 	
関係機関等との連携促進		<ul style="list-style-type: none"> 広域緊急援助隊派遣 緊急消防援助隊派遣 自衛隊の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、国、他都道府県、市町への応援要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 消防相互応援協定締結先への応援要請 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携
救助	<ul style="list-style-type: none"> 車両の運転手等による負傷者救護 道路管理者による救助活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 		<ul style="list-style-type: none"> 事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急救助隊等による救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 広域救助活動の設置 救助活動（高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施） 	
消火	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動 				<ul style="list-style-type: none"> 消火活動（消防）（トンネル内火災の場合には、濃煙、熱気等に配慮したた活動を実施） 	
避難誘導・二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> 車両の運転手等による危険防止措置 警察と連携した迅速な立入交差規制の実施 救出活動にあたり、二次災害防止のための監視員の配置 			<ul style="list-style-type: none"> 災害が通行量の減少を招いた道路で発生した場合、道路の迅速な通行規制・通行車規制・交通の遮断・区間閉鎖等による二次災害防止等の監視員配置 		

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
医療		<ul style="list-style-type: none"> 近畿厚生局、国立大医学病院からの救護班の派遣 陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市町から要請を受け、県立病院の救護班の派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等 必要に応じて、県消防防送の実施 必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物中毒等の医療機関への紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携した物質の特定等 危険物の漏洩等の場合、地域住民等の避難誘導等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所で重傷及び必要に応じた緊急対応可能な分散収容等の医療機関と連携した派遣及び搬送先医療機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、救護班の派遣 事故現場でのトリアージ・医療活動 災害拠点病院（災害医療センター）からの照会に対する医療上の助言
危険物等への対策（高速道路での危険物の流出は別紙）	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等の積載の有無を報告 [自動車運転手] 		<ul style="list-style-type: none"> 消防と連携した物質の特定等 必要に応じて、危険物等専門機関等に紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の漏洩等の場合、現場の特定、除去、汚染負荷等を減らす等の実施 危険物の漏洩等の場合、必要に応じて、管轄の警察署の協力を得て付近住民の避難誘導を実施 必要に応じて、県に専門家を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の漏洩等の場合、現場の特定、除去、汚染負荷等を減らす等の実施 危険物の漏洩等の場合、必要に応じて、管轄の警察署の協力を得て付近住民の避難誘導を実施 必要に応じて、県に専門家を紹介 	
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者による迅速・的確な障害物の除去、仮設の応急復旧活動 迂回路の設定 [管理者] 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた道路啓開のための建設業協会の重機出動依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 被災現場及び周辺地域並びにその他の地域における交通安全施設の緊急点検の実施 		

② 高速道路での危険物流出の場合

事項	事業者・運営管理者・発見者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等の発生の通報 事故状況確認 関係機関が必要とする情報提供 [以上事業者] 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 関係省庁連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 現場の状況により、情報関係物質に関する関係機関に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受理 事故状況確認、消防への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報の受領・伝達 事故状況確認、警察への通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生の通報受領
組織の設置		<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 現地对策本部の設置 調査団の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地对策本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部(連絡室)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現地指揮所等の設置 	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、国、他府県、市町等への応援要請(災害が大規模な場合、自衛隊等へ応援要請) 	<ul style="list-style-type: none"> 現場指揮(出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。また状況に応じ、現場で協議を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防相互応援協定締結先への応援要請 現場指揮(出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。また状況に応じ、現場で協議を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 県、消防、警察からの要請を受けて応援実施[関係団体] 消防本部等からの要請に基づく応援[高圧ガス地域防災協議会加入防災事業所]
救助			<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の密接な連携
消火				<ul style="list-style-type: none"> 救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 救助活動 多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に現地救護所を設置 	
避難誘導・二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定(積載物質の毒性等の状況等を考慮して設定) 周辺広報の実施[以上管理者] 			<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 避難勧告(避難指示を市町長等が措置できないと要求は市町長から実施) 周辺広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 避難勧告(避難指示を市町長等が措置できないと要求は市町長から実施) 周辺広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 避難勧告(避難指示を市町長等が措置できないと要求は市町長から実施) 周辺広報の実施

事項	事業者・道管管理者・発見者	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等
医療		<ul style="list-style-type: none"> 近畿厚生局、国立大 学病院からの救護班 の派遣 自衛隊の救護班の派 遣 	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの要請を受 け、県立病院の救護班 を派遣。また、医療 機関に救護班の派遣 を要請等 		<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所で重傷度 に応じた分類及び必 要な応急手当の実施 対応可能な医療機関 等への分散收容 医療機関と連携をと った医師、救護班の 派遣及び搬送先医療 機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、 救護班の派遣 事故現場でのトリア ージ・医療活動 災害拠点病院(災害 医療センター、消防機 関)による、消防機 関からの問い合わせ に応じた医療上の助 言
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 [管理者] 			<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 (現場の状況により、 交通遮断及びインター チェンジ閉鎖を実施) 		
危険物等 への対策 (物質特 定)	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止 [以上事業者、管 理者] 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 (物質の特定は、標 識、レコーカード、発送 元等、等の確認で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 (漏洩箇所の密閉等) 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 物質の特定 処理方法の確認 拡大防止の応援 [以上関係団体(日本 中毒情報センター等)]
(防除)	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 資機材手配・運搬 処理人員手配派遣 (処理に特殊技能を 有する人材が必要 な時は発送元、 製造メーカー等に 依頼) 回収車両の手配・ 派遣 処理実施 事故車両撤去 水質汚染等を考慮 した路面清掃等事 後処理 [以上事業者、管 理者] 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 (特殊な処理材等が必 要なときは、発送 元、製造メーカー等 に確認) 必要に応じて、資機材 の搬送に県消防防 へり等を活用する (高速道路での事故 のたため、車両によ る搬送が困難な場合 等) 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材運搬の誘導 処理人員の誘導 回収車両は、積載物 質を積み替える必要 がある場合に、事業 者・管理者が運送業 者等を通じて手配) 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 処理実施 (積載物質の毒性等の 性状、また火災の発 生等を考慮しながら 実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 処理実施 回収車両の手配・搬 送 処理人員手配・派遣 回収車両の手配・搬 送 処理実施 [以上関係団体] 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材所在確認 処理実施 回収車両の手配・搬 送 処理人員手配・派遣 回収車両の手配・搬 送 処理実施 [以上関係団体]

③ 雑踏事故の場合

事項	行事等の主催者・親者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故の発生の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の通報の受領・伝達 緊急な状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時の通報の受領・伝達 緊急な状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報の受領・伝達 緊急な状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生の通報受領
組織の設置			<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣 現地支援本部等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 突発重大事案対策本部（連絡室）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 現地指揮所等の設置 	
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の緊密な連携 [主催者] 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて国、他の都道府県、市町への応援要請等 関係機関の緊密な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の緊密な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 消防相互応援協定締結先への応援要請 関係機関の緊密な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の緊密な連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の緊密な連携
救助	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車両の進入路の確保 [主催者] 			<ul style="list-style-type: none"> 事故発生地を管轄する警察署員等の負傷者救助活動 救助活動に必要な道路・場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 現地救護所の設置 救助活動 	
被害の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> 事故の拡大防止 [主催者] 			<ul style="list-style-type: none"> 効果的な広報の実施等による事故の拡大防止 		
医療	<ul style="list-style-type: none"> 救護活動に必要な場の確保 負傷者の搬出 [以上主催者] 	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの要請を受診した救護班の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な広報の実施等による事故の拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 対応可能な医療機関等への分散収容 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、救護班の派遣 事故現場でのトリアージ・医療活動 災害拠点病院（災害医療センター）による、消防機関からの照会に応じた助言

事項	行事の主催者・発行者	国	県	県警	市町（消防）	医療機関等
交通規制				<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 		
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携をとった被災者の家族等への情報提供 	

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第 1 節 情報の収集・伝達

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、但馬空港管理事務所、神戸空港管理事務所、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等]

第 1 趣旨

災害発生時における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第 2 内容

1 航空災害の第一報の情報伝達

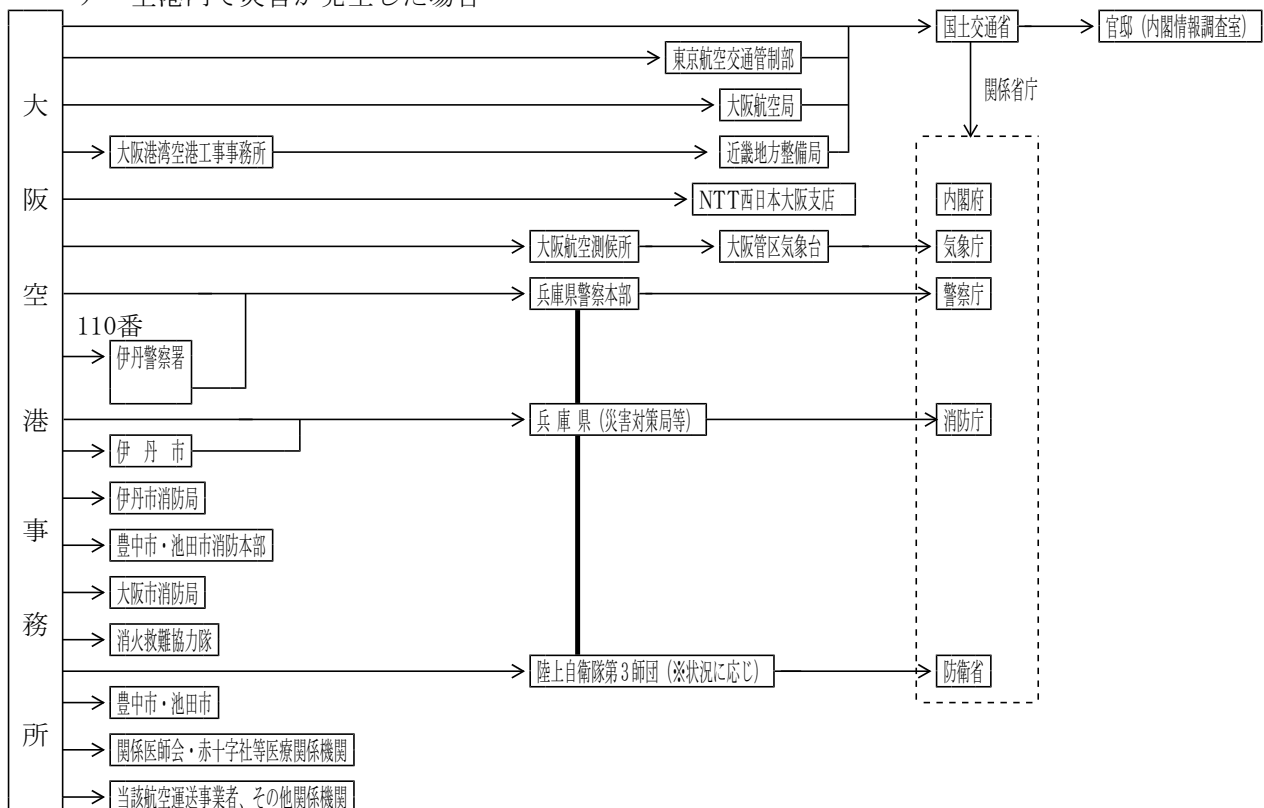
(1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合

大阪空港事務所長又は但馬空港管理事務所長は、航空事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害

大阪国際空港内及びその周辺において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

ア 空港内で災害が発生した場合



注 1 大阪空港事務所は、伊丹警察署空港警備派出所に連絡するとともに、110番通報も行うこととする。

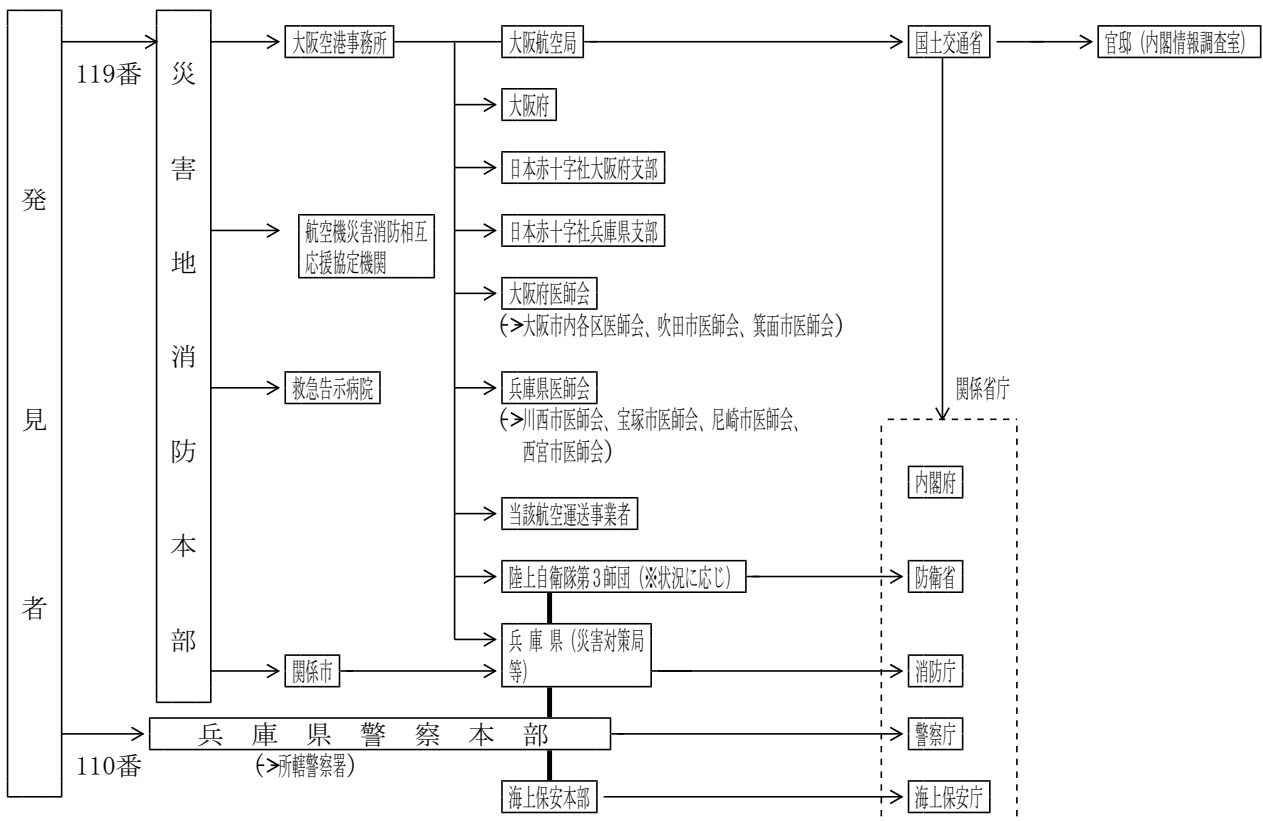
2 大阪空港事務所は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。

- 3 関係医師会・赤十字社等関係医療機関とは、伊丹市医師会、兵庫県医師会、日本赤十字社兵庫県支部のほか、豊中市医師会、池田市医師会、大阪府医師会、日本赤十字社大阪府支部、大阪府立千里救急救命センター及び大阪空港メディカルセンターを指す。
- 4 その他関係機関は、大阪府、大阪府警察本部及び大阪空港交通（株）を指す。
- 5 県内における関係機関（海上保安本部、陸上自衛隊第3師団、県警察本部、県、市町、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。
- 6 連絡先（電話、FAX番号は、「第5編 資料編（P135以下）」を参照）
 - 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
 - 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
 - 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
 - 警察庁：警備局警備課
 - 防衛省：運用局運用課
 - 消防庁：応急対策室
 - 兵庫県：阪神北県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）
企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
 - 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
 - 市町及び消防本部：「第5編 資料編（P142以下）」参照

凡例（本節内共通）

- 1 矢印の方向は、連絡の伝達方向を示す。
- 2 太線 **——** は、機関相互の緊密な情報の連携を示す。

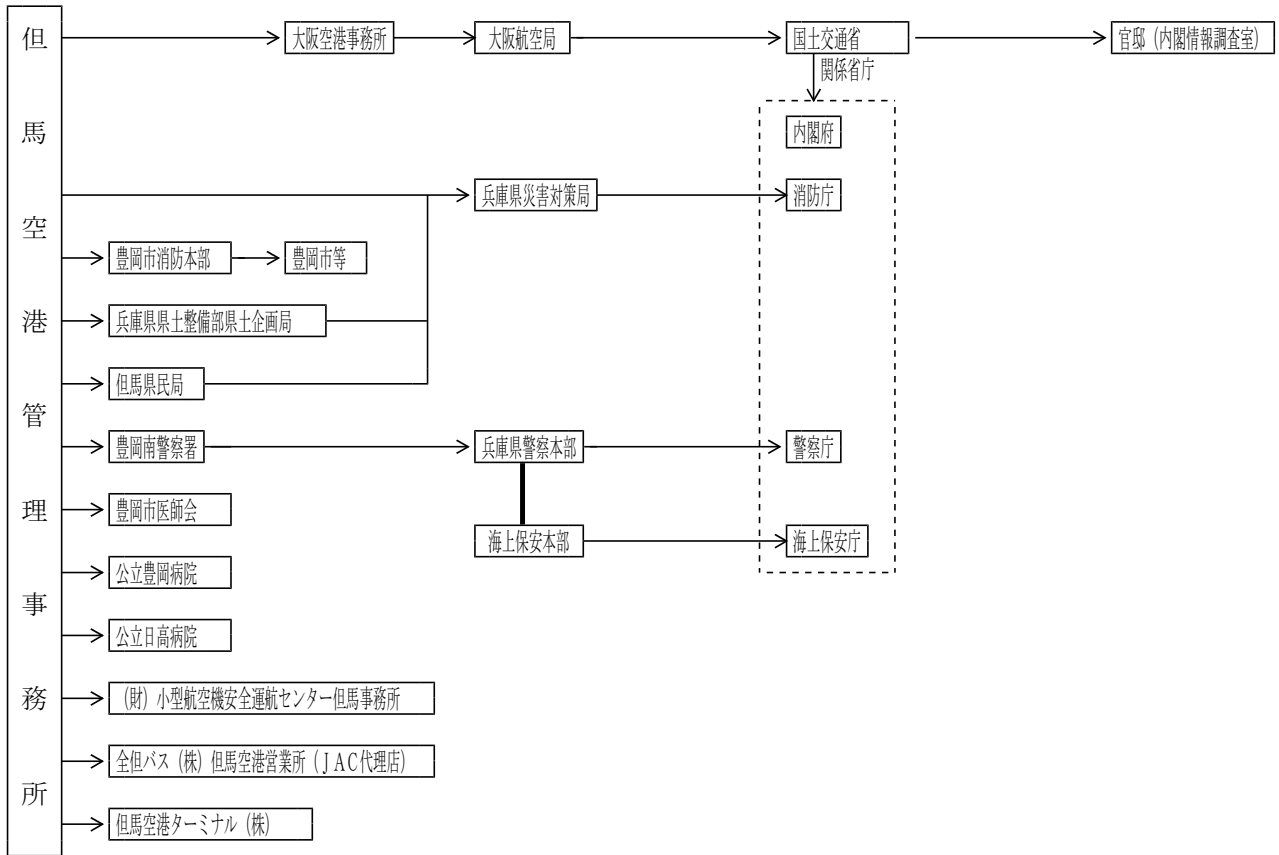
イ 大阪国際空港周辺地域（標点から半径9km内の範囲）で災害が発生した場合



- 注 1 災害発生予測される通報を受けた地元消防本部は上図に準じて必要関係機関に通報することとする。
- 2 航空機災害消防相互応援協定：14消防本部（大阪市、堺市高石市消防組合、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、伊丹市の各消防本部）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合に相互に応援することを定めた協定。
- 3 関係市とは、大阪国際空港緊急計画に定める兵庫県内の市（伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市及び西宮市）を指す。
- 4 県内における関係機関（海上保安本部、陸上自衛隊第3師団、県警察本部、県、市町、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。
- 5 連絡先（電話、FAX番号は、「第5編 資料編（P135以下）」を参照）
- 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
 - 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
 - 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
 - 警察庁：警備局警備課
 - 海上保安庁：総務部国際・危機管理官
 - 防衛省：運用局運用課
 - 消防庁：応急対策室
 - 海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用司令センター
 - 兵庫県：各県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）
企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
 - 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
 - 市町及び消防本部：「第5編 資料編（P142以下）」参照
 - 救急告示病院：「第5編 資料編（P150以下）」参照。

② 但馬空港及びその周囲で発生した航空災害の場合

但馬空港内及びその周囲において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

2 但馬空港管理事務所は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関にのみ行うこととする。

3 連絡先（電話、FAX番号は、「第5編 資料編（P135以下）」を参照）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

消防庁：応急対策室

海上保安庁：総務部国際・危機管理官

大阪空港事務所：管制保安部航空管制運航情報官

海上保安本部：第八管区海上保安本部警備救難部救難課、運用司令センター

兵庫県災害対策局：企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県県土整備部：企画調整局空港政策担当課長

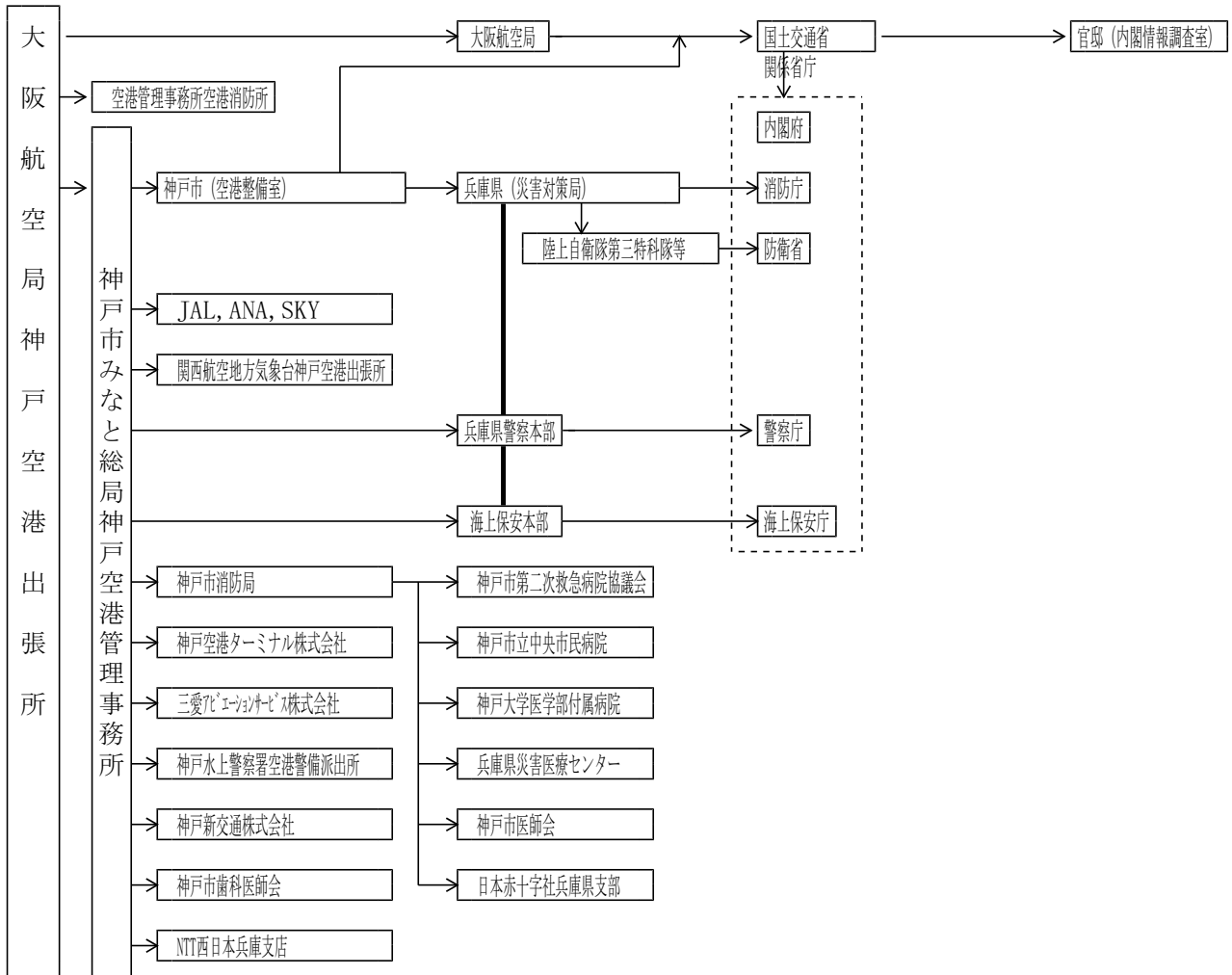
但馬県民局：企画調整部防災課（勤務時間内の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

市町及び消防本部：「第5編 資料編（P142以下）」参照

③ 神戸空港及びその周囲で発生した航空災害の場合

神戸空港内及びその周囲において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、神戸市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

2 連絡先（電話、FAX番号は、「第5編 資料編（P135以下）」を参照）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

消防庁：応急対策室

海上保安庁：総務部国際・危機管理官

大阪空港事務所：管制保安部航空管制運航情報官

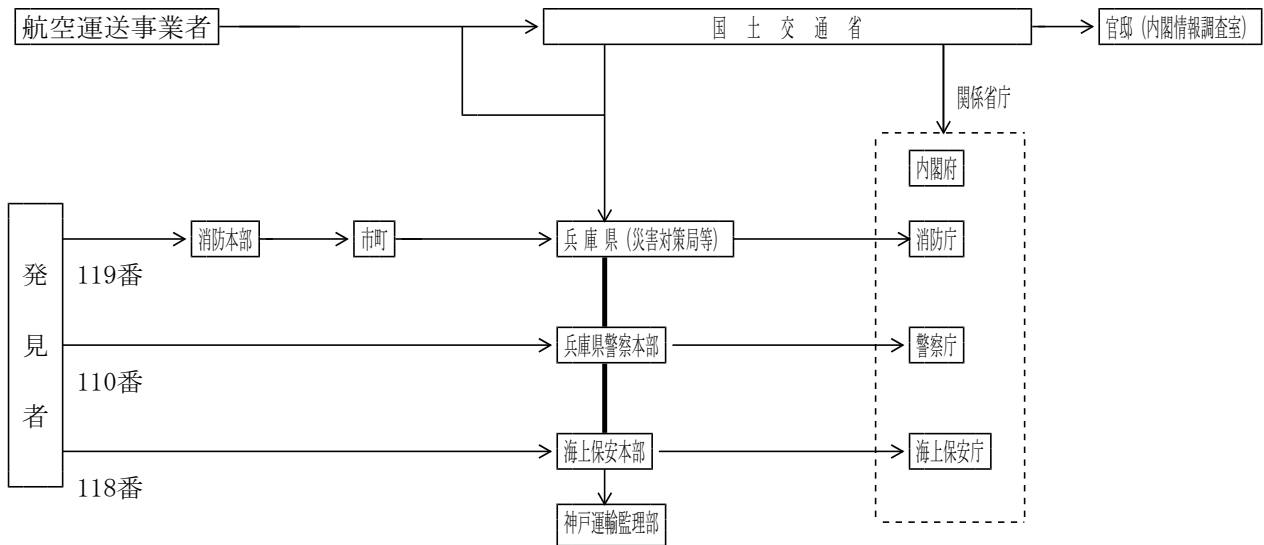
海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用司令センター

兵庫県災害対策局：企画管理部災害対策局災害対策課

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

(2) その他の地域における航空機の墜落等

空港及びその周辺の地域以外の地域において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

2 連絡先（電話、FAX番号は、「第5編 資料編（P135以下）」を参照）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

海上保安庁：総務部国際・危機管理官

防衛省：運用局運用課

消防庁：応急対策室

海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用司令センター（太平洋側で災害が発生した場合）

：第八管区海上保安本部警備救難部救難課、運用司令センター（日本海側で災害が発生した場合）

兵庫県：各県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）

企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

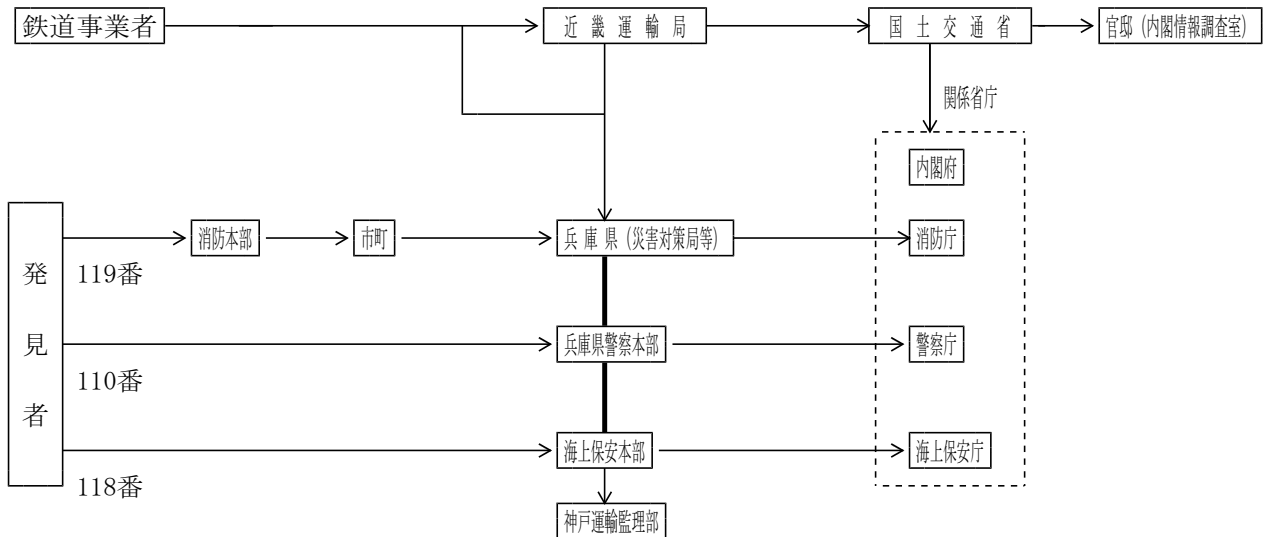
市町及び消防本部：「第5編 資料編（P142以下）」参照

2 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

なお、危険物等の漏えい等の場合は、第3編第3章第6節 危険物等への対策の実施に掲載の系統図による。



注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

2 連絡先（電話、FAX番号は、「第5編 資料編（P135以下）」を参照）

官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、鉄道局技術企画課安全対策室

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

海上保安庁：総務部国際・危機管理官

防衛省：運用局運用課

消防庁：応急対策室

近畿運輸局：交通環境部情報・防災課

鉄道部安全対策課

海上保安本部：第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課、運用司令センター（太平洋側で災害が発生した場合）

：第八管区海上保安本部警備救難部救難課、運用司令センター（日本海側で災害が発生した場合）

兵庫県：各県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）

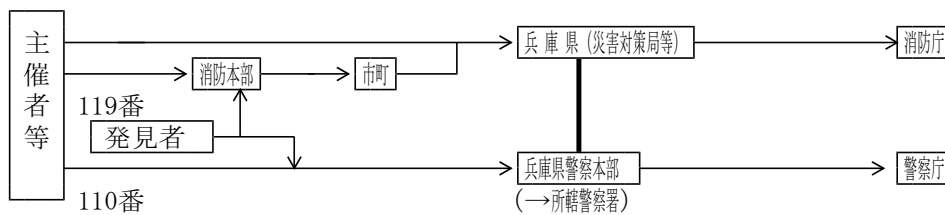
企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：警備部災害対策課

市町及び消防本部：「第5編 資料編（P142以下）」参照

関係機関への通報等、的確な対応をとることとする。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。



注1 県内における関係機関（県警察本部、県、市町、消防本部）は相互に情報を交換することとする。

2 連絡先（電話、FAX番号は、「第5編 資料編（P135以下）」を参照）

警察庁：警備局警備課

消防庁：応急対策室

兵庫県：各県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）

企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）

兵庫県警察本部：地域部地域指導課、警備部災害対策課

市町及び消防本部：「第5編 資料編（P142以下）」参照

4 災害情報等の収集、報告等

(1) 収集の方法

県、市町は、火災、事故又は災害（以下この節において「災害等」という。）の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下この節においては「災害情報等」という。）を収集することとする。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨をそれぞれ市町にあっては県、県にあっては内閣総理大臣（窓口：消防庁。以下この節において同じ。）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

(2) 報告基準

市町は、以下の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に災害情報等を報告することとする。

[火災]

① 交通機関の火災

航空機、列車又は自動車の火災で次に掲げるもの。

- ・ 航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
- ・ トンネル内の車両火災
- ・ 列車火災

② その他

特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

（例）・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

[危険物等に係る事故]

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

（例）・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれ

があるものを含む。)

- ・ 負傷者が5名以上発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)
- ・ 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの(及ぼすおそれがあるものを含む。)
- ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
- ・ 海上、河川への危険物等流出事故
- ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- ・ その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

[救急・救助事故]

- ① 死者5名以上の救急事故
- ② 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が30名以上の救急事故
- ③ 要救助者が5名以上の救助事故
- ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- ⑤ その他社会的に影響度が高い救急・救助事故
(例) ・ 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
・ バスの転落による救急・救助事故
・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

[災害]

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの。
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの。
- ⑤ ①～③に定める災害になるおそれのある災害

県は、同様の基準により、国の関係機関に災害情報を報告することとする。

(3) 報告系統

市町は、県に災害情報等を報告することとする。

県は、市町から災害情報等の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣に報告することとする。

市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告することとする。ただし、その場合にも市町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

(4) 災害情報の収集・伝達手段

- ① 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システム端末に情報を入力することとする。
- ② 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報等を取りまとめ、フェニックス防災システム端末に入力することとする。
- ③ 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系・地上系)、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

- ⑤ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくし

て伝達するよう努めることとする。

(5) 関係機関との連携

① 県警察本部は、県及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

〔主な情報交換事項〕

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ウ 犯罪の防止に関しとった措置

② 海上保安本部は、海上における災害等について情報を収集するとともに、県、県警察本部、各消防本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

(6) 報告内容

○ 報告系統

報告区分	報告系統及び使用様式は（〔 〕は様式、— はフェニックス防災システム等の情報経路を表す）
緊急報告	<p>ライフライン関係機関 県消防防災ヘリ 県地方機関 市町 市町 (消防本部) 市町 (通報殺到時)</p> <p>県(災害対策本部) ↑ 県(地方本部)</p> <p>消防庁 ↑ 内閣府(内閣総理大臣) ↑ 中央防災会議</p>
災害概況即報	<p>市町〔災害概況即報（市町→地方本部）〕</p> <p>↓</p> <p>県（地方本部）〔災害概況即報（地方本部→災害対策本部）〕</p> <p>↓</p> <p>県（災害対策本部）〔災害概況即報（県→消防庁）〕</p> <p>(県連絡不能の場合) ↓</p> <p>消防庁→内閣府（内閣総理大臣）→中央防災会議</p>
被害状況即報	<p>市町〔被害状況即報（市町→地方本部）〕</p> <p>↓</p> <p>県（地方本部）〔被害状況即報（地方本部→災害対策本部）〕</p> <p>↓</p> <p>県（災害対策本部）〔被害状況即報（県→消防庁）〕</p> <p>(県連絡不能の場合) ↓</p> <p>消防庁→内閣府（内閣総理大臣）→中央防災会議</p>
災害確定報告	<p>市町〔災害確定報告（市町→地方本部）〕</p> <p>↓</p> <p>県（地方本部）〔災害確定報告（地方本部→災害対策本部）〕</p> <p>↓</p> <p>県（災害対策本部）〔災害確定報告（県→消防庁）〕</p> <p>(文書) ↓</p> <p>消防庁 → 内閣総理大臣</p>

- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準じる。
 2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。
 3 報告は、原則として、フェニックス防災システム端末とするが、それにより難しい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。
 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする
- | | |
|----------------|-----------------------|
| (NTT回線) | 03-5253-7527 |
| | 03-5253-7537 (FAX) |
| (消防防災無線) | 7527、7537 (FAX) |
| (地域衛星通信ネットワーク) | TN-048-500-7527 |
| | TN-048-500-7537 (FAX) |

① 緊急報告

県は、災害等の発生後、ただちに以下の方法で災害等の規模を把握し、内閣総理大臣に報告することとする。

ア 県は、大規模な被害が予想される場合には、必要に応じて、直ちに県消防防災ヘリコプター等による調査活動を実施することとする。

また、県は、状況に応じ県警察本部、神戸市消防局、自衛隊、海上保安本部等に対し、航空機による調査活動を依頼することとする。

[重点調査事項]

(ア) 災害等の発生場所の状況

(イ) 道路被災状況（道路交通機能確保状況）

(ウ) 住民の動向、その他

イ 市町は、次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

(ア) 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災、列車火災）

(イ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

(ウ) 救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

a 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

b バスの転覆等による救急・救助事故

c ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

ウ 市町は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム端末、又はそれにより難しい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

エ 交通機関は、運行状況及び施設の被災状況（高速道路、J R・私鉄等、航空機、船舶）について速やかに県にその状況を報告することとする。

② 災害概況即報

ア 市町は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム端末、又はそれにより難しい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

イ 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報等の収集に努めることとする。

その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。

ウ 県は、災害概況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

③ 被害状況即報

ア 市町は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告することとする。

イ 県は、原則として災害対策本部設置期間中毎日一回（午後5時現在のもの）被害状況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

ただし、内閣総理大臣が特にとりまとめ時間を指定した場合、及び内容が重要と判断される情報を入手したときは、この限りではない。

④ 災害確定報告

市町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

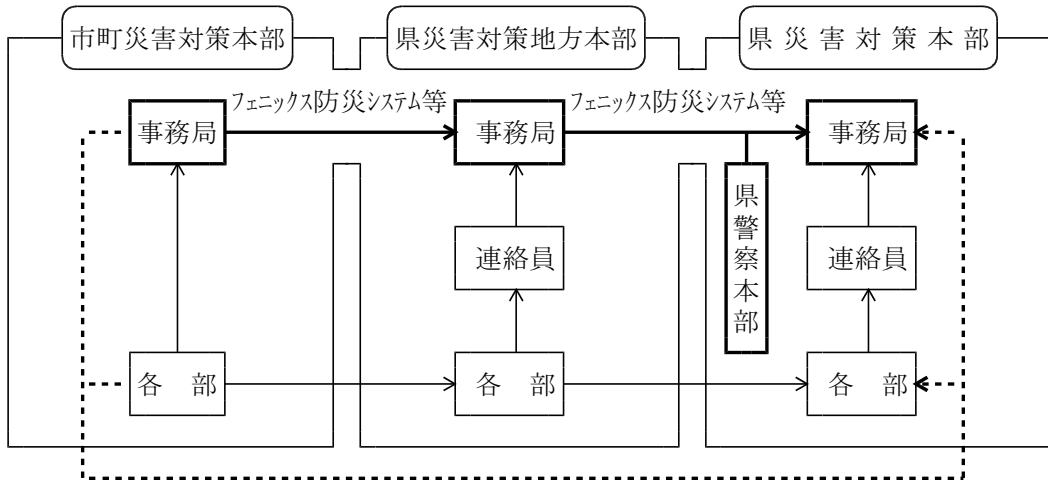
県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官に対して文書で報告することとする。

⑤ その他

本計画に定めるほか、災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第 246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）により行うこととする。

(7) 県における災害情報の収集伝達

① 被害状況等の収集及び伝達系統は次のとおりとする。



- (注) 1 緊急を要する場合については 線の伝達経路によることがある。
2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
3 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 県災害対策地方本部は、市町から被害情報を収集し、その結果を速やかに県災害対策本部長に報告することとする。

(8) 市町における被害状況の収集伝達計画

市町における被害状況及び応急対策実施状況の情報収集並びに応急対策の指示伝達は、それぞれ市町地域防災計画の定めるところによる。

○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統

部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部事務局	災害即報（被害の全般的な状況）	事務局 ← <ul style="list-style-type: none"> — 各部・各所属 — 地方本部事務局 ← 市町 — 市町〔緊急を要する即報〕 — 消防本部
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等
国土整備部	空港の閉鎖（運用）状況	総務課 ← 空港政策担当課長 <ul style="list-style-type: none"> ← 大阪空港事務所 ← 但馬空港管理事務所 ← 各へりポート管理事務所
	鉄道の不通状況	総務課 ← 課長（交通政策担当） <ul style="list-style-type: none"> ← JR西日本 ← 私鉄等各社
	道路の不通状況	総務課 ← 道路保全課 <ul style="list-style-type: none"> ← 土木事務所等〔県管理〕 <ul style="list-style-type: none"> ← 市町〔市町管理〕 ← 神戸市〔神戸市管理〕 ← 国土交通省〔国管理〕 ← 阪神高速道路(株)〔阪神高速道路〕 ← 西日本高速道路(株)〔高速自動車国道・有料道路〕 ← 本州四国連絡高速道路(株)〔本四道路〕 ← 兵庫県道路公社 ← 神戸市道路公社
警察本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所

○ 市町からの主な緊急対策支援要請

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部事務局	自衛隊派遣 ・各種支援要請	第3師団〔陸上・航空〕 ← 第3特科隊〔陸上〕 ← 事務局 ← 阪神基地隊〔海上〕 ← 地方本部事務局 ← 市町 各部総務課 ← 各主管課 ←
	陸上鉄道輸送の要請	JR西日本 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 私鉄各社 ←
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 但馬空港管理事務所 ←
	陸上自動車輸送のあつせん	トラック協会 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 バス協会 ← 警察本部 近畿運輸局 ←
	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← Kiss-FM KOBE ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送（ラジオ大阪） ← FMCO・CO・LO ←
	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 ← 読売新聞 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ←
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部

部	要 請 事 項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部事務局	へりの出動	神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←
	災害救援専門ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部
健康生活部	医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 医務課 日本赤十字社兵庫県支部 ← 医務課 医師会 ← 医務課 歯科医師会 ← 医務課 市町立病院 ← 医務課 国立病院 ← 近畿厚生局 ← 医務課 県立病院 ← 県立病院局 ← 医務課 薬剤師会 ← 薬務課 災害拠点病院 ← 地域医療情報センター 各医療機関 ← 地域医療情報センター
	患者受入医療機関のあわせん	厚生労働省 ← 医務課 県内医療機関 ← 医務課 災害拠点病院 ← 地域医療情報センター 健康福祉事務所(保健所)・各保健所設置市 ← 地域医療情報センター 各医療機関 ← 地域医療情報センター
	へりによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 消防庁(他都道府県) ← 事務局 自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 事務局 災害拠点病院 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 各医療機関 ← 地域医療情報センター
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 事務局 災害拠点病院 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 各医療機関 ← 地域医療情報センター
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会
	他府県警察へりの派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害情報等の収集・伝達系統（住民を含む）
- (2) 応急対策の指示伝達系統
- (3) 県・国等への災害情報等の報告基準・報告内容・報告系統
- (4) 県等への応援要請系統
- (5) その他必要な事項

第2節 動員の実施

〔実施機関：各機関〕

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における大規模事故等発生時等の職員の動員（参集・配備）体制について定める。

第2 内容

1 県の動員体制

(1) 関係職員の緊急招集

防災監は、大規模事故の対応について緊急に協議を行う必要があると認める場合は、直ちに関係職員を招集することとする。

(2) 本庁の動員体制

本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。

ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者、教育部については教育長、警察部については警察本部長がそれぞれ地域防災計画の内容を踏まえ別途定めることとする。

① 災害対策本部が未設置で以下の場合

ア 航空機について緊急事態又は墜落等の事故が発生したとき

イ 大規模な鉄道事故が発生したとき

ウ 道路構造物の被災等により大規模な事故等が発生したとき

災害の状況	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、大規模事故災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。

② 災害対策本部が設置されたとき

ア 事故災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定めた職員、災害待機宿舎入居者（勤務時間外のみ）、応急対応に関連する局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。

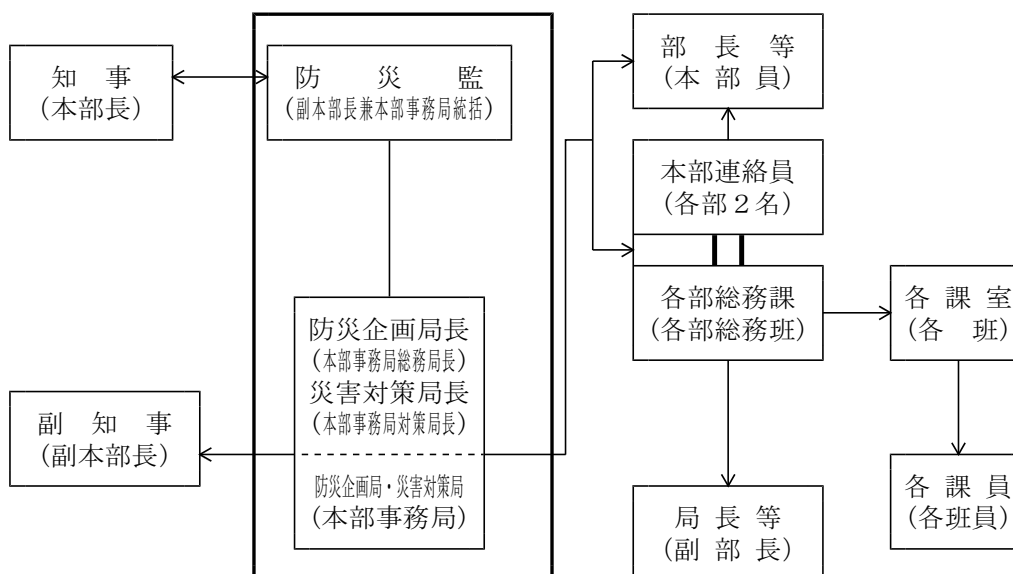
イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。
 配備は原則として、災害対策本部長（知事）が決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号 配備	航空災害、鉄道災害又は道路災害等が発生した場合において、その状況を勘案して応急対策を実施するために必要があると認められるとき	各関係応急対策主管課の職員のうち、あらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号 配備	航空災害、鉄道災害又は道路災害等が発生した場合において、相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	各関係応急対策主管課の職員のうち、あらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害応急対策に当たる体制

※ 本部長（知事）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定することとする。

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各部別動員計画を基本として、災害等の状況などを勘案し、災害対策本部の各部長が決定することとする。

エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



(3) 地方機関の動員体制

地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。

① 災害対策地方本部が未設置で以下の場合

当該地域において次の事項に該当する場合

- ア 航空機について緊急事態又は墜落等の事故が発生したとき
- イ 大規模な鉄道事故が発生したとき
- ウ 道路構造物の被災等により大規模な事故等が発生したとき

災害の状況	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員	直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	県民局その他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所属の職員に連絡できる体制を整えることとする。

② 災害対策地方本部が設置されたとき

ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員等は、直ちに配備につくこととする。

イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

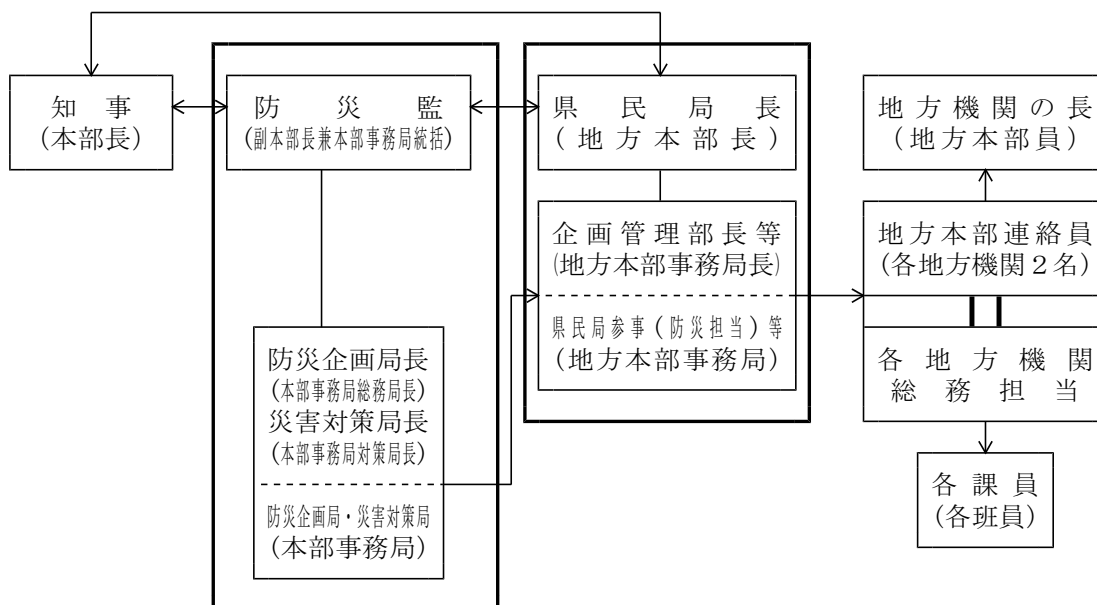
配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号 配備	当該地域の一部において、航空災害、鉄道災害又は道路災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため必要があると認められるとき	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号 配備	当該地域の一部において、航空災害、鉄道災害又は道路災害等が発生した場合において、相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害応急対策に当たる体制

※ 地方本部長（県民局長）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定することとする。

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各事務所班（地方機関）別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、災害対策地方本部の各事務所班（地方機関）の長が決定することとする。

エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



(4) 配備の命令を受けた県職員の行動

原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害等発生時の動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 その他の対策要員の指定

(1) 技術者等の動員

県、市町は、災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図ることとする。

(2) 赤十字奉仕団等の動員

県、市町等は災害応急対策を実施するため、必要に応じて、赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 動員の内容

(2) 動員の基準

(3) 伝達方法

(4) 勤務時間外における動員

第3節 組織の設置

[実施機関：各機関]

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の大規模事故発生時等の防災組織について定める。

第2 内容

1 県の組織

(1) 兵庫県大規模事故現地調査班

大規模事故災害現場の状況を迅速、的確に把握するとともに、広域支援の必要性等の判断に資するため、事故発生の第一報を受け、直ちに県災害対策センター及び事故発生地 of 県民局から県職員を派遣し、災害に関する情報の収集・伝達等を行うこととする。

(2) 兵庫県大規模事故災害現地支援本部

現地調査班等からの情報に基づき、現地において迅速に対応策を講じる必要があると判断される場合には、現地支援本部を設置して、広域支援をはじめとする緊急対策の検討、実施に当たることとする。

(3) 兵庫県大規模事故災害対策本部及び兵庫県大規模事故災害対策地方本部

① 組織の概要

名称	兵庫県大規模事故災害対策本部	兵庫県大規模事故災害対策地方本部
設置者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長（知事）に報告することとする
本部長	知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときに、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする	各県民局長
設置場所	災害対策センター	各県民局
設置基準	1 航空事故、鉄道事故又は道路事故等が発生し、多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合で、継続して災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき

名 称	兵庫県大規模事故災害対策本部	兵庫県大規模事故災害対策地方本部
廃止基準	1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、大規模事故災害の発生するおそれが解消したと認められるとき	1 当該地域における災害応急対策が概ね終了したと認められるとき 2 当該地域における災害応急対策に備えるために設置した場合で、大規模事故災害の発生するおそれが解消したと認められるとき
業 務	事故災害対策本部は、県の予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。 特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたることとする。	事故災害対策地方本部は、当該地域における県の予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。 特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたることとする。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによるほか、県民局長の決定するところによる。
そ の 他	1 事故災害対策本部の運営に当たっては災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 2 国の非常災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする。 3 事故災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	1 事故災害対策地方本部の運営に当たっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 2 国の非常災害現地対策本部が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする

② 伝達方法

大規模事故災害対策本部又は大規模事故災害対策地方本部の設置その他の事項の伝達方法は配備の伝達に準じることとする。

(4) 兵庫県大規模事故災害現地対策本部

県は、事故の規模や態様によっては、被災地を管轄する県民局等に現地対策本部を設置するなど、迅速な意思決定や、市町、その他防災関係機関等との間での総合調整機能の強化を図ることとする。

名 称	兵庫県大規模事故災害現地対策本部
設置者	知事
本部長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。
設置場所	被災地を管轄する県民局等
設置基準	航空災害、鉄道災害、道路災害等により多数の死傷者等が発生するなど、災害の状況などにより特に被災地において、災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき

名 称	兵庫県大規模事故災害現地対策本部
廃止基準	現地における災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
業 務	1 災害対策本部長が、現地対策本部長に委任した事務の実施 2 国の非常災害現地対策本部が置かれたときの、これとの調整・協議
告 示	現地対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる
その他	1 現地対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする 2 現地対策本部の組織については、災害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする 3 国の非常災害現地対策本部が置かれたときは、これとの緊密な連絡調整を図ることとする

(5) 標識

① 腕章

災害対策本部、災害対策地方本部及び現地災害対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

② 標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

③ 身分証明証

災害応急対策に係る業務に従事する兵庫県職員は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害発生時の防災組織については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町災害対策本部の設置基準
- (2) 市町災害対策本部の業務内容
- (3) 市町災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

第4節 防災関係機関等との連携促進

第1款 関係機関との連携

[実施機関：近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪空港事務所、県企画管理部防災企画局、県企画管理部災害対策局、県県土整備部県土企画局、但馬空港管理事務所、県公安委員会、県警察本部、市町、消防本部、空港管理者、医師会、医療機関等]

第1 趣旨

災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第2 内容

1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携

(1) 大阪国際空港

大阪空港事務所においては、大阪国際空港内及び空港周辺における航空機緊急事態（空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、若しくは空港に着陸しようとする航空機又は空港から離陸した航空機に事故発生のおそれがある場合をいう。）に際して、消火救難活動については、伊丹、豊中、池田の各消防本部と「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、医療救護活動については、豊中、池田、伊丹の各医師会と「大阪国際空港救急医療活動に関する協定書」、更に日本赤十字社大阪府支部と兵庫県支部との間でそれぞれ「大阪国際空港応急救護活動に関する協定書」を締結しており、関係機関は、これらに基づく対応をとることとする。

また、大阪国際空港における消火救難業務に関して、大阪国際空港は、大阪国際空港に事務所を有する企業と「大阪国際空港における消火救難業務に関する協定書」を締結しており、関係機関は大阪国際空港内の航空機緊急事態に際しては、これに基づく対応をとることとする。

(2) 但馬空港

但馬空港管理事務所においては、県立但馬空港及びその周辺における消火救難活動について、北但広域消防事務組合と「但馬空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」、医療救護活動については、豊岡市医師会と「兵庫県立但馬空港医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体と「県立但馬空港自衛消防隊に関する協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。

2 高速道路に係る消防相互応援協定・覚書

高速道路における消防業務の責任分担や応援を定めた協定・覚書が定められており、関係機関はこれに基づいた消防活動を行うこととする。

また、県内の高速道路及び自動車専用道路を対象とする危険物運搬車両等の事故への対応として、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」が定められており、中部近畿産業保安監督部近畿支部、県、県警察本部、消防機関、道路管理者等は、この指針に従い対応することとする。

3 国の非常災害対策本部との連携

県は、国の非常災害対策本部又は現地対策本部が組織されることとなったときは、これらと緊密な連携

を図ることとする。

4 県の措置

(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定により、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対して、応急対策の実施を要請することとする。

- ① 援助を必要とする理由
- ② 援助を必要とする人員、装備、資機材等
- ③ 援助を必要とする場所
- ④ 県内経路
- ⑤ 期間その他必要な事項

なお、長期にわたる職員の派遣の要請及び内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第29条及び第30条の規定による。

(2) 他の都道府県に対する応援要請

- ① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請
- ② 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）
- ③ 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請
- ④ その他の応援要請

(3) 市町に対する応援

- ① 市町長からの応援要請に対する協力（災害対策基本法第68条）

知事は、市町長から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な協力を行うこととする。

- ② 市町間の応援に対する指示（災害対策基本法第72条）

知事は、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、他の市町長を応援すべきことを指示することができることとする。

- ③ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）

ア 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第5項～7項）

イ 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

(4) 業界、民間団体等に対する応援協力の要請

県は、応急対策の実施に係る協定等に基づき、応援協力を要請することとする。

5 県公安委員会の措置

(1) 大規模事故災害発生時における他都道府県警察への援助要求

県公安委員会が他の都道府県警察本部に対し援助の要求を行うこととする。

(2) (1)の要請に基づく他都道府県の警察官は、県公安委員会の管理の下にその職務を行うこととする。

6 消防本部の措置

(1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制

- ① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援
- ② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条）

知事は、非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、災害防禦の措置に関し、必要な指示をすることとする。

消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）

知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊(特殊災害部隊等)、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援を要請することとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることとする。

連絡先	
消防庁応急対策室	(夜間・休日)
TEL 03 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	TEL 03 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
衛星048 - 5 0 0 - 7 5 2 7	衛星048 - 5 0 0 - 7 7 8 2

(2) 関係機関との連携

消防及び警察の相互協力（消防組織法第24条）

消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力することとする。

消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁、防衛省））

ア 連絡調整責任者

消防側 県防災監、神戸市消防局長

自衛隊側 第3特科隊長

イ 情報交換内容

- ・ 大規模事故災害の状況に係る情報
- ・ 救援活動の態勢に係る情報
- ・ その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

7 市町の措置

(1) 災害対策基本法に基づく応援要請

知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

(2) 周辺市町との連携

事故発生地の周辺市町は、必要に応じて、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等にあたることとする。

県及び事故発生地の市町は、当該市町の周辺市町等との情報共有に努めることとする。

周辺市町は、必要に応じて、事故発生地の市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡調整を図るなど、事故発生地の市町との連携強化に努めることとする。

8 関係機関の連携強化

- (1) 県、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部及び事業者等は、必要に応じ、可能な限り隣接して現地指揮所等を設営するとともに、事故現場における協議調整の場として現地調整所を設けることとする。
- (2) 現地調整所には、関係機関の現場の責任者等を配置し、相互の役割分担を明確にするとともに、共通の対応方針のもと、救助、消火、避難誘導及び医療活動等の応急対策活動を展開することとする。
- (3) 県は、必要に応じて関係市町と連携して、情報収集、記録、広報等、現地調整所等の円滑な運営を支援するための要員を派遣することとする。

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 知事等に対する応援要請
- (2) 他の市町長に対する応援要請
- (3) 応援協定に基づく応援要請
- (4) その他必要な事項

第4節 防災関係機関等との連携促進

第2款 自衛隊への派遣要請

[実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県警本部、市町]

第1 趣旨

災害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

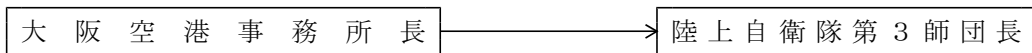
第2 内容

1 大阪空港事務所長が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

大阪空港事務所長は、収集した航空災害の被害情報等から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を要請することとする。

この場合において、大阪空港事務所長は、知事に対し、自衛隊の派遣要請した旨及びその内容を連絡することとする。

災害派遣要請系統は、次のとおりとする。



2 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

(1) 災害派遣要請の方法

① 指定地方公共機関等の長 → 知事 → 自衛隊

ア 鉄道災害、道路災害等で、人命又は財産に係る大規模な事故について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、次の事項を明らかにして、当該機関から直接知事へ連絡することとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

- ・要請責任者の職氏名
- ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

イ 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長に通報することとする。

② 市町長 → 知事 → 自衛隊

ア 市町長は、大規模事故災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、前号アに掲げる事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

イ 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請するとともに、その旨を県警察本部長等に通報することとする。

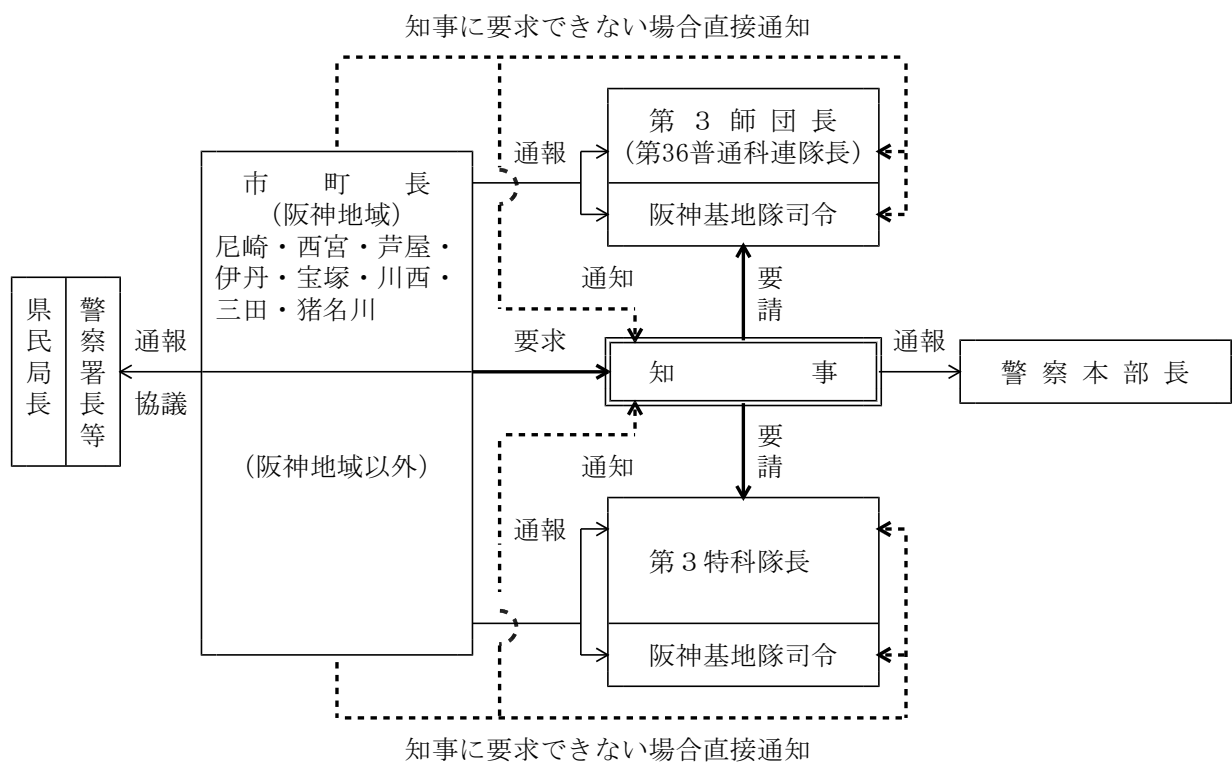
ウ 市町長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。

エ 市町長は、前記ウの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

オ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要がないと決定した場合には、直ちにその旨を要求のあった市町に連絡することとする。

○ 派遣及び撤収要請手続経路



③ 指定地方公共機関等の長 → 知事 → 自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害、鉱山災害等多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前号アに掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡することとする。

④ 知事 → 自衛隊

知事は、災害に際し、自ら災害応急対策を実施する場合等で、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊に災害派遣の要請をすることとする。

(2) 要請先等

要請先

区 分	あ て 先	所 在 地
陸上自衛隊	阪神地域への派遣……第3師団長 上記以外の地域への派遣……第3特科隊長	伊丹市広畑1の1 姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

(注) 阪神地域とは7市1町(尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、三田の各市及び猪名川町)を指す。

連絡先

区 分	電 話 番 号		
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900(時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912(時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災係)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911~9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911~9912
自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線 424,333 3735,3734 FAX 233 2724	(072)781-0021 内線 304(当直幕僚) 3301(司令部当直) FAX 233 2724
	第3特科隊 (第3科)	(0792)22-4001~2 内線 235,238 FAX 239	(0792)22-4001~2 内線 302(当直司令) FAX 398
	第36普通科連隊 (第3科)	(0727)82-0001 内線 4030,4032 FAX 4034	(0727)82-0001 内線 4004(当直司令) FAX 4034
	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線 230 FAX 239	(078)441-1001 内線 220(当直幹部) FAX 233

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 任務分担

① 県（災害対策本部）

現場責任者を現地に派遣し、現地（市町等）と自衛隊間の折衝及び調整を行うこととする。

② 県警察本部（災害対策本部警察部）

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行うこととする。

③ 派遣を要請した機関又は市町

ア 作業実施期間中の現場責任者の指定

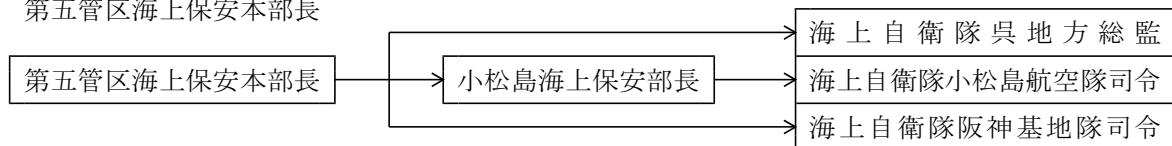
イ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）

ウ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

3 管区海上保安本部長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。

(1) 第五管区海上保安本部長



(2) 舞鶴海上保安部長



4 撤収要請

大阪空港事務所長、知事又は管区海上保安本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めるときは、市町長、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。

知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。

5 情報連絡体制

(1) 知事は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要と認めるときは、適時各種情報を関係部隊の長へ連絡することとする。

(2) 知事は、災害に際し、陸上自衛隊第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令に対し、連絡班の派遣を依頼するとともに、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた指定部隊等の長と密接に連絡調整することとする。

(3) 災害に際し、県、その他の防災関係機関は、陸上自衛隊第3特科隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受けることとする。

6 自衛隊の基本方針

(1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、大阪空港事務所長、知事、管区

海上保安本部長、（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。

- (2) 災害の救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。

① 自主派遣の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。

② 指定部隊等の長

中部方面総監、第3師団長、第3特科隊長、呉・舞鶴地方総監、阪神基地隊司令、徳島教育航空群司令、小松島航空隊司令、小松・美保基地司令

- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍において、大規模事故災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

7 活動内容

自衛隊が、災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備によって異なるが、概ね下記の活動を行うこととする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(3) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(4) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(5) 応急医療及び救護

被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(6) 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(8) 危険物等の保安及び除去

能力上可能なものについて危険物等の保安措置及び除去

(9) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

8 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

(5) 島岐に係る輸送費等

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 派遣要請要領

(2) 任務分担

(3) その他必要な事項

第5節 専門家・専門機関等への協力要請

[実施機関：県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、市町]

第1 趣旨

大規模事故災害が発生し、又は発生のおそれがあるときなどにおける専門家等への協力要請について定める。

第2 内容

1 専門家・専門機関等の協力

(1) 要請

県は、大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求めることとする。

(協力を得る事項の例)

- ・ 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- ・ 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- ・ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- ・ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- ・ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- ・ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- ・ 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ・ 代替交通対策
- ・ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

(2) 被災市町への助言等

県は、市町からの要請又は必要に応じ、被災市町に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣することとする。

(3) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上、負担することとする。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 救援・救護活動等の実施

第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動

[実施機関：大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者]

第1 趣旨

大規模事故災害による負傷者や行方不明者を搜索し、救助・保護するための対策について定める。

第2 内容

1 搜索活動

- (1) 航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、県、県警察本部、市町及び消防機関は、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施することとする。
- (2) 海上保安本部は、海上における搜索活動を行うこととし、更に可能な場合は、必要に応じ、県及び市町の活動を支援することとする。
- (3) 自衛隊は、必要に応じて搜索活動を行うこととする。

2 救助活動

(1) 事業者等

① 航空災害

空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助活動を行うこととする。

② 鉄道災害

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救出活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めることとする。

③ 道路災害

道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、県、市町等の要請を受け、迅速かつ確かな救助の初期活動に資するよう協力することとする。

(2) 県

県は、市町等から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じることとする。

① 県職員の派遣

② 他の市町長に対する応援の指示

③ 自衛隊に対する災害派遣要請

④ 兵庫県建設業協会に対する「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく建設用資機材及び労力の支援要請

⑤ その他救助活動に関する総合調整

(3) 県警察本部

県警察本部は、次の措置を講じることとする。

① 負傷者の救出救助及び行方不明者の搜索の実施

② 必要な交通規制の実施

(4) 市町

① 市町は、必要に応じ、市町地域防災計画に定める「救出班の編成」「資機材の保有調達計画」に基づき、職員の動員と負傷者等の救助を実施することとする。

② 市町は、救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請することとする。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

(5) 消防機関等

① 消防機関は、迅速な負傷者等の救助活動を実施することとする。

② 被災市町以外の市町等は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めることとする。

③ 知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めることとする。（なお、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。）

また、救助活動に当たって、建設資機材が必要な場合、消防機関等は、県を通じて県建設業協会に建設資機材の提供を要請することとする。

④ 緊急消防援助隊は、広域的な応援を要する場合に、消防庁長官の要請・指示により出動することとする。

(6) 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救助活動を実施することとする。

（→「第3編第2章第4節第2款 自衛隊への派遣要請」の項を参照）

(7) 海上保安本部

① 海上保安本部は、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等により、海上における救助活動を実施することとする。

② 海上保安本部は、必要に応じ、県及び市町等の活動を支援することとする。

③ 海上保安本部は、負傷者等の搬送に当たって臨時ヘリポートの使用等、関係機関との緊密な連携を図ることとする。

(8) その他

① 救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行することとする。

② 救助活動を実施する機関は、狭隘な場所においても使用しやすい小型軽量の装備資機材等の充実に努めるとともに、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努めることとする。

3 消火活動

(1) 事業者等

① 航空災害

ア 空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行うこととする。

航空機の消火に当たっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行うこととする。

イ 空港管理者は、必要に応じ、県、市町に対して応援を要請することとする。

② 鉄道災害

鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めることとする。

③ 道路災害

道路管理者は、県、市町等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力することとする。

(2) 消防機関

① 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施することとする。

② 消防機関は、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施することとする。

特に航空災害の場合にあつては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行うこととする。

③ 消防機関は、警察署、市町等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定することとする。

④ 発災現場以外の区域の消防機関は、発災現場を所管する消防機関等からの要請又は相互応援協定に基づき応援をすることとする。

(3) 公安委員会（県警察本部）

① 警察署は、消防機関、市町等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るため、必要に応じて立ち入り禁止区域を設定することとする。

② 公安委員会は、円滑かつ的確な消火活動のため、緊急の必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通（陸上）を確保することとする。

(4) 海上保安本部

海上保安本部は、円滑かつ的確な消火活動のため、必要に応じて、緊急輸送のための交通（海上）を確保することとする。

(5) 県

県は、市町及び消防本部から要請があつた場合、または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し、次の措置を講じることとする。

ア 県消防防災ヘリコプターの出動（神戸市が保有する消防ヘリコプターを含む。）

イ 消防組織法第24条の3に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請

エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ 消防組織法第24条の2に基づく市町村長又は消防長に対する指示

4 避難誘導活動

航空機、列車又は自動車火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長、鉄道の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させることとする。

また、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、市町は、必要に応じ

て、管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行うこととする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 救出班の編成
- (3) 必要な資機材の保有・調達
- (4) その他必要な事項

第1節 救援・救護活動等の実施

第2款 医療活動等の実施

[実施機関：大阪空港事務所、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者等]

第1 趣旨

大規模事故災害により、集団的に発生する負傷者等に対して、災害現場でのトリアージ及び応急処置の実施、搬送医療機関の選定、受入医療機関における救急医療の提供に至る一連の災害時の医療活動の原則について定める。

第2 内容

1 実施方法

市町は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。

県は、市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど市町を支援することとする。

(1) 現地救護所の設置

① 市町は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置することとする。

② 県は、市町の設置する現地救護所への救護班の派遣について、協力することとする。

(2) トリアージの実施と現場での医療活動

市町等は、必要に応じ、地区医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。

医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うこととする。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行うこととする。

(3) 特殊な治療活動の実施

① 空港管理者、県、市町、消防本部、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとることとする。

(→ 「本節第3款 特殊な医療活動等への対応」参照。)

② 鉄道事業者、道路管理者、県、市町、消防本部、その他関係機関は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとることとする。

(4) 負傷者等の搬送先の確保

① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、

下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮することとする。

ア 救急告示病院・診療所

イ 2次救急医療機関

ウ 災害拠点病院

エ その他の医療施設

オ 現地救護所

カ 寺院（死者の場合）

② 県は、消防機関等からの要請に基づき、又は自ら必要があると認める場合は、搬送先医療機関の広域的な調整に当たることとする。

③ 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部（警察署）に連絡し、死体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(5) 現場から医療施設への負傷者の搬送等

① 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施することとする。

② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町の応援要請

③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

（ヘリコプターを有する他機関）

・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）

・ 自衛隊 等

(6) 医薬品等の供給

① 市町は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。

② 県は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんすることとする。

③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化学機器協会等との連携を強化することとする。

④ 県は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請することとする。

⑤ 販売業者は、市町等の指定する搬送先医療機関への供給を行うこととする。

(7) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

2 県における活動

(1) 情報の収集

- ① 地域医療情報センター及び災害拠点病院は、二次医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、情報を収集し、県広域災害・救急医療情報システムを活用するなどして、県（医務課）に報告することとする。
- ② 県（医務課）は、以下の情報収集を行うこととする。
 - ア 災害現場周辺地域の診療可能状況及び空床状況の把握
 - イ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握
 - ウ 道路の状況等に関する情報の収集
 - エ 県のヘリコプターの運航状況の確認
- ③ 県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。
 - ア 兵庫県赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
 - イ 調達可能な医薬品の種類・数量の確認

(2) 情報の提供

- ① 県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、医療機関等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。
 - ア 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時離着場の位置、連絡先等）の提供
 - イ 市町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量等）の提供

- ② 県は、消防本部に患者受入可能医療機関を周知することとする。

(3) 救護班の派遣等関係機関への要請

- ① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し、次の要請を行うこととする。
 - ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部、県立病院、国立病院、公的病院、私的医療機関に対する救護班の編成と被災地への派遣要請
 - イ 県等のヘリコプターの待機要請
 - ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への負傷者受入れの要請
 - エ 自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による負傷者搬送についての待機要請
 - オ 厚生労働省を通じた救護班の派遣等の要請
 - カ 兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請
- ② 県（薬務課）は、必要に応じて、以下の要請を行うこととする。
 - ア 兵庫県赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
 - イ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸業協会等に対する医薬品の確保の要請
 - ウ 兵庫県薬剤師会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請
- ③ 兵庫県版DMAT体制
 - ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班（兵庫県版DMAT）の派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整することとする。
 - イ 災害拠点病院救護班（兵庫県版DMAT）は、当該病院の開設主体ごとの定めにより編成することとする。

ととする。

なお、兵庫県医科大学病院救護班の編成については、県立病院救護班に準じることとする。

ウ 災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。

(4) 患者等搬送体制

- ① 県は、県内の各消防本部と情報交換を図りながら、円滑な負傷者の搬送が行われるよう調整を行うこととする。
- ② 県は、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による負傷者搬送を行えるよう自衛隊、海上保安本部等と調整を行うこととする。
- ③ 県は、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって被災地外から同乗できる医師を確保することとする。
- ④ 県は、被災地への医療従事者等の派遣についても、必要に応じてヘリコプターや船舶を活用することとする。

3 災害拠点病院の活動

(1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合

- ア 被災圏域で対処できない負傷者を受け入れ、治療を行うこととする。
- イ 被災圏域へ救護班を派遣することとする。
- ウ 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じることとする。

(2) 災害が自らの二次医療圏域で発生した場合

- ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たることとする。
- イ 必要に応じて、災害現場へ救護班を派遣することとする。
- ウ 災害拠点病院の医師等の確保の状況等を考慮して、他の医療機関への転送が適当と判断された負傷者の搬送について消防本部へ要請することとする。
- エ 広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。

4 市町地域防災計画に定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 現地救護所の設置
- (3) 救護班の編成
- (4) 負傷者等の搬送及び収容
- (5) 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達
- (6) その他必要な事項

第1節 救援・救護活動等の実施

第3款 特殊な治療活動等への対応

[実施機関：大阪空港事務所、近畿厚生局、県企画管理部防災企画局、県企画管理部災害対策局、県健康活動部健康局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、自衛隊等]

第1 趣旨

航空災害、鉄道災害、道路災害等に伴い発生する、多発外傷、広範囲熱傷等による負傷者への対応、有毒ガス、化学物質等による中毒患者への対応等特殊な治療活動等への対応について定める。

第2 内容

1 多発外傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

① 消防本部等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、地区医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、各市町の災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。

② 搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。

県は、搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）その他医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、搬送先医療機関の広域調整、救護班の派遣要請等の準備をすることとする。

③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。

また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求めることとする。

(2) 二次搬送等

① 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。

医療機関、消防機関は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。

② 消防本部及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施することとする。

2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

① 搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整え

ることとする。

- ② 搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。

県は、搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）その他医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、県外を含む搬送先医療機関の広域調整等の準備をすることとする。

- ③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。

また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求めることとする。

(2) 二次搬送等

- ① 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等へ二次搬送の要請をすることとする。

- ② 消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。

なお、県は、搬送に当たっては、必要に応じて、県消防防災ヘリコプターの活用のほか、航空機を有する関係機関への搬送依頼を行うこととする。

3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

(1) 原因物質の特定

- ① 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター（072-726-9923：24時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。

- ② 消防本部、警察署、医療機関、健康福祉事務所・市保健所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼することとする。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。

(2) 二次搬送等

- ① 消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努めることとする。

- ② 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市町に解毒剤の確保を依頼することとする。

県（薬務課）は、市町から要請があった場合等、必要に応じて解毒剤の確保に努めることとする。

- ③ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。

- ④ 消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。

4 広域支援の要請等

- (1) 県は、必要に応じ、厚生労働省（近畿厚生局）を通じ、又は近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、他府県等に医療関係者の緊急派遣を要請することとする。
- (2) 県等は、市町からの要請又は負傷者の態様、人数などの状況を考慮し、自衛隊の派遣（医療及び航空機等による搬送）が必要と判断した場合は、自衛隊の災害派遣を要請することとする。

5 市町地域防災計画に定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 災害拠点病院等への救急搬送体制
- (3) その他必要な事項

第2節 緊急輸送活動及び代替輸送

[実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画管理部災害対策局、県県土整備部土木局、県民局、市町、県警察本部、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等]

第1 趣旨

災害時における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。

第2 内容

1 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者及び県警察本部は、緊密に連携し、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

2 陸上交通の確保等

道路管理者及び県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

(2) 被災区域への流入抑制

① 県警察本部は、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。

② 県警察本部は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。

③ 現場警察官又は警察署長・県警察本部交通部・高速道路交通警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制

負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるため、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

(4) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。

② 応急復旧業務の実施

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県（県土整備部）は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

3 海上交通の確保等

- (1) 海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し又は禁止することとする。
- (2) 海上保安本部は、防災関係機関から負傷者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、速やかにその要請に応じることとする。

4 航空交通の確保等

- (1) 空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行うこととする。
- (2) 県、市町は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。また、県、市町は、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保することとする。

5 代替輸送の実施

- (1) 鉄道災害発生時において、当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めることとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について努めることとする。

なお、当該鉄道事業者は、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、県警察本部、道路管理者等）と速やかに協議することとする。

また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点踏まえた代替輸送に留意することとする。

- (2) 道路災害発生時において、道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、県警察本部、市町、その他関係機関は、幹線道路の長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施することとする。

既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通弱者対策に留意することとする。

- (3) 神戸運輸監理部は、必要に応じて旅客定期航路の延長、寄港地の変更又は増便を旅客船事業者に要請することとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 道路の被災情報の収集
- (2) 道路の応急復旧
- (3) 市町が自ら市町域内において緊急輸送を行う場合の措置
- (4) 市町が自ら他機関に緊急輸送を依頼した場合の措置
- (5) その他必要な事項

第3節 こころのケア対策の実施

[実施機関：県健康生活部福祉局、県民局健康福祉事務所、県教育委員会、市町、市保健所、県医師会、航空運送事業者、鉄道事業者等]

第1 趣旨

大規模事故災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第2 内容

1 被災者等のこころのケア対策

(1) 県（こころのケアセンター、精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）、神戸市等（神戸こころの健康センター、各保健所）は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行い、必要に応じて精神科医師や臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神科的関与を行うこととする。

また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。

(2) 県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施することとする。

① 教職員によるカウンセリング

② 電話相談等の実施

③ カウンセラーの派遣

④ 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こどもセンター等の専門機関との連携

⑤ 事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒の実態を把握し、当該児童生徒へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査

(3) 医療機関においてもこころのケアの視点を取り入れた治療に努めることとする。

2 事業者によるこころのケア対策

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努めることとする。

① 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置

② 被災者及びその関係者への巡回訪問

③ 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めることとする。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めることとする。

4 医療機関と健康福祉事務所（保健所）との連携

医療機関及び健康福祉事務所（保健所）は、負傷者の病院における治療から、退院後のこころのケアを含む健康管理に円滑に移行できるよう、相互の連携強化に努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被災者等のこころのケア
- (2) 救援活動従事者のメンタルヘルス維持
- (3) その他必要な事項

第4節 遺体の保存、身元確認等の実施

〔実施機関：近畿管区警察局、県健康生活部健康局、県警察本部（警察署）、市町等〕

第1 趣旨

大規模事故災害による身元確認前の遺体の保存、身元確認及び遺体の火葬の実施について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 管轄の警察署は、死体見分及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すこととする。
- (2) 管轄の警察署は、身元確認に当たっては、県を通じて県医師会、県歯科医師会等の協力を求めることとする。
また、遺体の損傷が激しく身元確認が困難な遺体については、必要に応じ、県警察本部鑑識課及び科学捜査研究所等の機関に依頼して、指紋、血液型、DNA型鑑定等により身元の確認を行うこととする。
市町等は、警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力することとする。
- (3) 市町は、引渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施することとする。
- (4) 県は、多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努めることとする。

① 広域火葬の実施

- ア 県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接、又は厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとする。
- イ 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知することとする。
- ウ 市町は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。

② 遺体の保存

県は、警察署又は市町からの要請に応じて、民間業者等の協力を得て、ドライアイス、ひつぎ等をあっせんすることとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 処置班の編成
- (3) 遺体収容所（所在、名称、収容能力）
- (4) 遺体の処置・収容
- (5) その他必要な事項

第5節 雑踏事故の応急対応

[実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防機関、県警察本部、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、市町、医師会、医療機関]

第1 趣旨

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

第2 内容

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、消防機関、警察署、県、市町、地区医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図ることとする。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。
- (2) 消防機関は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させることとする。

3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防機関、警察署、県（災害対策局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。

(2) 消防機関

- ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手することとする。
- ② 必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。
- ③ 多数の負傷者が発生した場合、地区医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

(3) 医療機関等

- ① 行事等の主催者等及び消防機関と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めることとする。
- ② 地区医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

る。

(4) 県警察本部（警察署）

- ① 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこととする。
- ② 事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保することとする。
- ③ 効果的な広報活動によって人心の安定を図ることとする。

(5) 県

県は、雑踏事故発生の第一報を受けた場合、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を求めるなど、消防本部、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、地区医師会等と連携して、負傷者の搬送手段及び搬送先医療機関の確保にあたりるとともに、医療関係者の現地派遣の調整に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 関係機関の連携
- (2) 実施責任
- (3) その他必要な事項

第6節 危険物等への対策の実施

[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県県民政策部知事室、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県健康生活部環境管理局、県産業労働部産業振興局、県農林水産部農林水産局、県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者等]

第1 趣旨

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。

第2 内容

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をすることとする。

2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

(1) 連絡通報

- ① 責任者又は発見者は、発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報することとする。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めることとする。
- ② 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

(2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うこととする。

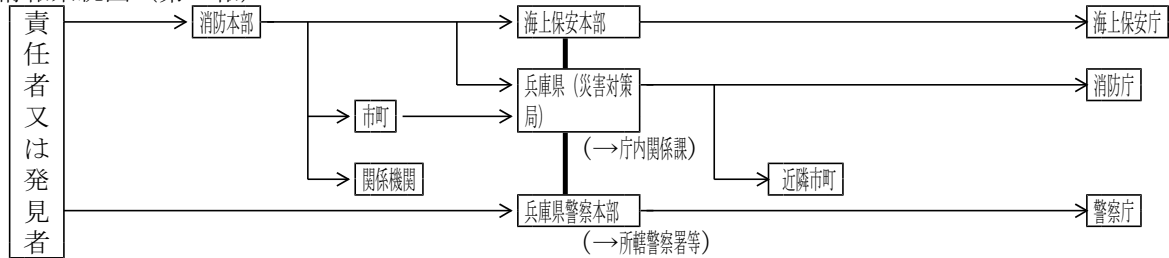
3 県、市町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施することとする。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市町、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

情報系統図（第1報）



- 注 1 庁内関係課とは、薬務課（毒物・劇物の関連する災害の場合）等を指す。
- 2 県警察本部から連絡する所轄警察署等とは、所轄警察署及び県警交通部高速道路交通警察隊（高速道路及び自動車専用道路上の災害の場合）を指す。
- 3 県は、市町からの要請に基づき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊の派遣を要請することとする。（第3編第2章第4節第2款 「自衛隊への派遣要請」（P85～）参照）

(2) 災害広報

- ① 市町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。
- ② 県は、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、市町と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図ることとする。

(3) 危険物等の特定

- ① 消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。
また、責任者等を通じて危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。
- ② 県、市町その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行うこととする。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防本部、県警察本部、海上保安本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行うこととする。

- ① 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること
- ② 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- ③ 負傷者等の除染を行うこと

消防機関及び警察機関は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施することとする。

(5) 救急搬送等

消防本部は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送することとする。

(6) 消防応急対策

- ① 消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施することとする。
- ② 県は、必要に応じて知事の応援指示権の発動及び他府県への応援要請を行うこととする。

(7) 避難

市町長は、管轄の警察署と協力して避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受入れを行うこととする。

(8) 災害警備

県警察本部、海上保安本部は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期することとする。

(9) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路及び周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

(10) 自衛隊、日赤等の出動

県は、必要に応じ自衛隊及び日本赤十字社兵庫県支部等に出動要請を行うこととする。

(11) 専門家・専門機関等による助言

県は、必要に応じて危険物等取扱に関する専門家・専門機関等と連絡をとり、助言等の協力を求めることとする。

(12) 環境モニタリング

県は、災害の規模・態様に応じて、環境モニタリング調査を実施し、市町は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行うこととする。

(13) 住民救済対策

企業、県、市町、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じることとする。

(14) 風評被害の影響の軽減

- ① 県、市町、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図ることとする。

ア 空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況

イ 被災した構造物等の復旧状況

ウ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果

エ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

- ② 万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 危険物等への対策

(3) その他必要な事項

第7節 災害情報の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、国、県県民政策部知事室、県企画管理部災害対策局、市町、消防本部]

第1 趣旨

大規模事故災害時に被災者及びその関係者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速かつ的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 留意事項

- ① 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県、市町等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することとする。
- ② 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県、市町等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮することとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとする。
- ③ 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。
- ④ 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県、市町等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。
- ⑤ 救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努めることとする。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- ① 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- ② 避難の必要性の有無
- ③ 危険物等に対する対応
- ④ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ⑤ 相談窓口の設置状況

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 市町防災行政無線の活用
- ③ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供
- ④ パソコン通信、インターネット、ファクシミリ、携帯電話（ひょうご防災ネット）等による広報
- ⑤ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広報の内容
- (2) 広報の方法
- (3) その他必要な事項

第7節 災害情報の提供と相談活動の実施

第2款 各種相談の実施

[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、消防本部、県警察本部、県県民政策部知事室、県企画管理部災害対策局ほか関係部局、市町等]

第1 趣旨

被災者又は関係者からの医療等についての相談、要望、苦情に応じるための相談活動について定める。

第2 内容

1 事業者等の相談活動

航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員の配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

2 県の相談活動

(1) 災害関連相談体制

県は、災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口や災害専門相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行うこととする。

(2) 関係機関との連携

- ① 県は、県民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するとともに、即時対応に努めることとする。
- ② 県は、総合相談窓口と各種災害関連専門相談窓口との連携を十分図り、県民からの相談に対応することとする。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

県は、収集した情報や県民からの相談を記録、整理分類の上、必要により関係機関に報告し、対応を図ることとする。

3 市町の相談活動

市町は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

4 安否確認等の窓口の設置

- (1) 安否情報の収集・提供については、個人情報保護法や個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ（平成18年2月28日）、県個人情報保護条例や県個人情報保護審議会答申等を踏まえて対応することとする。
- (2) 県警察本部は必要に応じ、行方不明者相談所を開設するなど、被害者の家族等に対して安否情報の提供に努めることとする。
- (3) 医療機関は、患者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の健康状況等に係る情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努めることとする。

- (4) 航空運送事業者や鉄道事業者は、被害者の家族等に対して安否情報を提供するため、相談窓口等をつけて対応することとする。
- (5) 航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、警察本部、医療機関、県及び市町は、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図ることとする。
- (6) 県、市町における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図ることとする。
- (7) 県、市町は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被災者相談窓口の実施
- (2) その他必要な事項

第4編 災害復旧計画

第4編 災害復旧計画

第1節 基本方針

大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として空港等の設置者、鉄道事業者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努めることとする。

第2節 空港関係施設等の復旧

〔実施機関：大阪空港事務所、近畿地方整備局、県県土整備部県土企画局、神戸市〕

空港管理者又は公共ヘリポートの管理者等は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めることとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するように努めることとする。

第3節 鉄道関係施設等の復旧

〔実施機関：鉄道事業者、近畿運輸局、県県土整備部県土企画局、市町〕

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設および車両の復旧に努めるものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するように努めることとする。

第4節 道路関係施設等の復旧

〔実施機関：道路管理者、近畿地方整備局、県県土整備部土木局、市町〕

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うこととする。また、可能な限り、復旧予定時期を明示することとする。

第5編 資料編

第1節 連絡先関係

第1款 大規模事故災害関係の主要防災関係機関

(1) 関係中央官庁

省庁	防災担当課等	郵便番号	所在地	電話等
内閣府政策統括官 (代)03-5253-2111	政策統括官(防災担当)付 参事官付(防災総括担当)	100-0014	東京都千代田区永田 町1-6-1	03-3501-5408
	災害予防担当			03-3501-6996
	災害復旧・復興担当			03-3501-5191
	地震・火山対策担当			03-3501-5693
	災害応急対策担当			03-3501-5695 (夜間・休日は 宿直室に切り替 わる)
	政策統括官付防災通信官付			03-3501-5696
	宿直室			03-3501-5695
厚生労働省 (代)03-5253-1111	社会援護局保護課 災害救助・救援対策室	100-8916	東京都千代田区霞が 関1-2-2	03-3503-3780
気象庁 (代)03-3212-8341	総務部企画課	100-8122	東京都千代田区大手 町1-3-4	03-3212-4963
	予報部業務課			03-3211-8302
	地震火山部管理課			03-3211-8684
	地震津波監視課			03-3284-1743
	地震予知情報課			03-3211-4583
	火山課			03-3284-1749
消防庁 (代)03-5253-5111	総務課	100-0013	東京都千代田区霞が 関2-1-2 中央合 同庁舎2号館	03-5253-7521
	消防・救急課			03-5253-7522
	救急企画室			03-5253-7529
	国民保護室			03-5253-7550
	国民保護運用室			03-5253-7551
	防災課			03-5253-7525
	応急対策室			03-5253-7527
	防災情報室			03-5253-7526
	予防課			03-5253-7523
	消防技術政策室			03-5253-7541
	危険物保安室			03-5253-7524
	特殊災害室			03-5253-7528
	参事官室			03-5253-7507

(2) 関係指定地方行政機関

機 関 名	連絡窓口等	郵便番号	所 在 地	電 話
近畿管区警察局	広域調整第二課	540-0008	大阪市中央区大手前2-1-22	06-6944-1234
近畿総合通信局	陸上第二課	540-8795	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-8557
近畿財務局 神戸財務事務所	総務課	650-0024	神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階	078-391-6941
近畿厚生局	総務課	541-8556	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6942-2241
兵庫労働局	安全課	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3	078-367-9152
近畿農政局	農産課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町 京都農林水産 総合庁舎	075-451-9161
近畿農政局 兵庫農政事務所	総務課	650-0024	神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎4階	078-331-9941
近畿中国森林管理局	企画調整局	530-0042	大阪市北区天神橋1丁目8-75	06-6881-3564
近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署	総務課	671-2573	宍粟市山崎町今宿100-1	0790-62-0595
近畿経済産業局	総務企画部総務課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6001
中部近畿産業 保安監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6061
近畿地方整備局	企画課	540-8586	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1141
	港湾空港部 港湾空港整備課	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-391-7322
	六甲砂防事務所 調査課	658-0052	神戸市東灘区住吉東町 3-13-15	078-851-0535
近畿運輸局	情報・防災課	540-8558	大阪市中央区大手前4-1-76 大 阪合同庁舎第4号館	06-6949-6412
神戸運輸監理部	総務企画部企画課	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎5・6F	078-321-3473
大阪航空局 大阪空港事務所	航空保安防災課	560-0036	大阪府豊中市蛸池西町3-371	06-6843-1241
神戸海洋气象台	業務課	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎	078-222-8907
第五管区海上保安本部	環境防災課	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第八管区海上保安本部	舞鶴海上保安部	624-0946	京都府舞鶴市下福井901 舞鶴港湾合同庁舎内	0773-76-4120
近畿地方環境事務所	廃棄物・リサイクル 対策課	540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31 大 阪マーチャングイズマート(OM M)ビル8F	06-4792-0700

(3) 自衛隊

機 関 名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話
				F A X
陸上自衛隊第3師団	第3部防衛班	664-0014	伊丹市広畑1-1	072-781-0021
陸上自衛隊	第3特科隊	670-8580	姫路市峰南町1-70	079-222-4001
海上自衛隊阪神基地隊	警備科	658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町37	078-441-1001

(4) 指定公共機関

機 関 名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電 話
独立行政法人水資源機構 関西支社	一庫ダム管理所	666-0153	川西市一庫字唐松4-1	072-794-6671
日本郵政公社 神戸中央郵便局	総務課	650-8799	神戸市中央区栄町通6-2-1	078-360-9534
日本銀行神戸支店	文書課	650-0034	神戸市中央区京町81	078-334-1111
日本赤十字社 兵庫県支部	救護福祉課	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078-241-1499
日本放送協会 神戸放送局	企画総務	650-8515	神戸市中央区中山手通2-24-7	078-252-5080
西日本高速道路株式会社 関西支社	管理事業部	530-0003	大阪市北区堂島1-6-20 堂島アドバンサ18F	06-6344-8207
阪神高速道路株式会社	総務人事部総務グループ	541-0056	大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル内	06-6252-8121
	神戸管理部総務グループ	650-0041	神戸市中央区新港町16-1	078-331-9801
本州四国連絡高速道路株式 会社神戸管理センター	計画課	652-0852	神戸市垂水区名谷町549	078-709-0084
西日本旅客鉄道（株） 神戸支社	施設課	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-2	078-360-4032
西日本電信電話（株） 兵庫支店	設備部 災害対策グループ	650-0024	神戸市中央区海岸通11	078-393-9190
大阪ガス(株) 導管事業部兵庫導管部	保安指令センター	650-0046	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-7775
日本通運（株） 神戸支店	総務課	651-0083	神戸市中央区浜辺通4-1-21	078-252-2011
関西電力(株) 神戸支店	支店長室 総務・広報グループ	650-0001	神戸市中央区加納町6-2-1	078-220-0085
KDDI（株） 関西総支社	管理課	540-0001	大阪市中央区城見2-2-72	06-4965-8200

(5) 関係指定地方公共機関

機 関 名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話
阪急電鉄（株）	都市交通事業本部 都市交通計画室	530-8389	大阪市北区芝田1-16-1	06-6373-5092
阪神電気鉄道（株）	総務部総務課	553-8553	大阪市福島区海老江1-1-24	06-6457-2123
山陽電気鉄道（株）	鉄道事業本部 鉄道企画グループ	674-0092	明石市二見町東二見1050	078-941-6970
神戸電鉄（株）	総務部総務課	651-1243	神戸市北区山田町下谷上字 明田8-1 谷上SHビル	078-582-5800
神戸高速鉄道（株）	運輸部業務課	650-0015	神戸市中央区多聞通3-3-9	078-351-0881
六甲摩耶鉄道（株）	総務部庶務課	657-0101	神戸市灘区六甲山町一ヶ谷 1-32	078-894-2071
淡路交通（株）	総務部総務課	656-0026	洲本市栄町1-2-9	0799-22-3121
神姫バス（株）	バス事業部運輸課	670-0913	姫路市西駅前町1番地	079-223-1347
全但バス（株）	営業部管理課	667-0021	養父市八鹿町八鹿113-1	0796-62-2131
阪急バス（株）	運転部旅客課	561-8561	豊中市庄内西町5-1-24	06-6866-3112
(社)兵庫県トラック協会	輸送事業部	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556
兵庫県道路公社	総務部業務管理課	650-0011	神戸市中央区下山手通4-18-2	078-232-9635
芦有開発(株)	奥山事務所 施設部施設課	659-0004	芦屋市奥池南町34-1	0797-38-0012
(株)ラジオ関西	報道事業制作部	650-8580	神戸市中央区東川崎町1-5-7	078-362-7377
(株)サンテレビジョン	報道部	650-8536	神戸市中央区港島中町6-9-1	078-303-3145
(財)神戸市都市整備公社	庶務課	651-0083	神戸市中央区浜辺通5-1-14	078-251-8301
(社)兵庫県医師会	事務局	651-8555	神戸市中央区磯上通6-1-11	078-371-4114
株式会社Kiss-FM KOBE	放送管理部	650-8589	神戸市中央区波止場町5-4	078-322-0899
(社)兵庫県 エルピーガス防災協会		650-0004	神戸市中央区中山手通7-28-33	078-361-8068

(6) 近畿府県等

府 県 名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話
				F A X
福井県	安全環境部 危機対策・防災課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0308
				0776-22-7617
三重県	防災危機管理部 防災対策室	514-8570	津市広明町13	059-224-2189
				059-224-2199
滋賀県	県民文化生活部 総合防災課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3432
				077-528-4994
京都府	総務部 防災室	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	075-414-4474
				075-414-4477
大阪府	総務部 危機管理室	540-8570	大阪市中央区大手前2	06-6944-6021
				06-6944-6654
奈良県	総務部 防災統括室	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8425
				0742-23-9244
和歌山県	総務部 総合防災課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2262
				073-422-7652
徳島県	危機管理局 企画課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2716
				088-621-2987
岡山県	総務部 危機管理課	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-226-7293
				086-225-4659
鳥取県	防災局 危機管理課	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7584
				0857-26-8137

(7) 県

① 本庁

機 関 名	連絡窓口	電 話 ----- F A X	郵便番号	所 在 地
兵庫県	企画管理部 防災企画局 企画課	078-341-7711 (代) 078-362-9808 (直) 078-362-9900 (夜間) ----- FAX 078-362-9911	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 (本庁舎) 神戸市中央区中山手通5-2 (災害対策センター)
	企画管理部 防災企画局 防災計画課	078-341-7711(代) 078-362-9809(直) 078-362-9900 (夜間) ----- FAX 078-362-9839		
	企画管理部 防災企画局 産業保安課	078-341-7711 (代) 078-362-9826 (直) 078-362-9900 (夜間) ----- FAX 078-362-9916		
	企画管理部 災害対策局 災害対策課	078-341-7711 (代) 078-362-9988 (直) 078-362-9900 (夜間) ----- FAX 078-362-9911		
	企画管理部 災害対策局 防災情報課	078-341-7711 (代) 078-362-9980 (直) 078-362-9900 (夜間) ----- FAX 078-362-9911		
	企画管理部 災害対策局 消防課	078-341-7711 (代) 078-362-9824 (直) 078-362-9900 (夜間) ----- FAX 078-362-9915		
	県土整備部 土木局河川整備課 (水防本部)	078-341-7711 (代) 078-362-3531 (直) ----- FAX 078-362-3922		
	教育委員会 事務局総務課 (災害対策教育部本部)	078-341-7711 (代) 078-362-3736 (直) ----- FAX 078-362-4283		
兵庫県警察本部	警備部 災害対策課	078-341-7441 (代) 内線5881	650-0011	神戸市中央区下山手通5-4-1

② 地方機関

機 関 名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話
				直 通
				F A X
神戸県民局	企画県民部 さわかみ県政・連携担当	650-0004	神戸市中央区中山手通6-1-1	078-361-8500 (代)
				078-361-8620 (直)
				FAX 078-361-8632
阪神南県民局	企画調整部 防災担当	660-8588	尼崎市東難波町5-21-8	06-6481-7641 (代)
				06-6481-8072 (直)
				FAX 06-6483-3664
阪神北県民局	企画調整部 防災担当	665-8567	宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3101 (代)
				0797-83-3127 (直)
				FAX 0797-86-4379
東播磨県民局	企画調整部 防災担当	675-8566	加古川市加古川町寺家町 天神木97-1	079-421-1101 (代)
				079-421-9029 (直)
				FAX 079-429-2085
北播磨県民局	企画調整部 防災担当	673-1431	加東郡社町社字西柿1075-2	0795-42-5111 (代)
				0795-42-9325 (直)
				FAX 0795-43-0169
中播磨県民局	企画調整部 防災担当	670-0947	姫路市北条1-98	079-281-3001 (代)
				079-281-9062 (直)
				FAX 079-281-3015
西播磨県民局	企画調整部 防災担当	678-1205	赤穂郡上郡町光都2-25	0791-58-2100 (代)
				0791-58-2111 (直)
				FAX 0791-58-0015
但馬県民局	企画調整部 防災担当	668-0025	豊岡市幸町7-11	0796-23-1001 (代)
				0796-26-3618 (直)
				FAX 0796-24-7490
丹波県民局	企画調整部 防災担当	669-3309	氷上郡柏原町柏原688	0795-72-0500 (代)
				0795-73-3621 (直)
				FAX 0795-72-3077
淡路県民局	企画調整部 防災担当	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-22-3541 (代)
				0799-26-2017 (直)
				FAX 0799-24-2240

(8) 市町

※ 電話番号(上段)は連絡窓口の直通電話番号

市町名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
神戸市	危機管理室	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-6482 夜間333-0119	078-322-6031
姫路市	消防局防災課	670-8501	姫路市安田4-1	079-223-9548 夜間 -0003	079-223-9535
尼崎市	防災対策課	660-8501	尼崎市東七松町1-23-1	06-6489-6165 夜間6481-0119	06-6489-6166
明石市	防災安全課	673-8686	明石市中崎1-5-1	078-918-5069 夜間921-0119	078-918-5140
西宮市	防災対策課	662-8567	西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3547 夜間 -3046	0798-36-1990
洲本市	消防防災課	656-8686	洲本市本町3-4-10	0799-22-3321 夜間 -3321	0799-24-1722
芦屋市	防災対策課	659-8501	芦屋市精道町7-6	0797-38-2093 夜間 32-2345	0797-38-2157
伊丹市	危機管理室	664-8503	伊丹市千僧1-1	072-780-3530 夜間783-0123	072-780-3531
相生市	総務課	678-8585	相生市旭1-1-3	0791-23-7126 夜間 -7111	0791-22-6439
豊岡市	防災課	668-8666	豊岡市中央町2-4	0796-23-1111 夜間 -1111	0796-24-2575
加古川市	危機管理室	675-8501	加古川市加古川町北在家2000	079-427-3622 夜間 27-3622	079-427-3623
たつの市	危機管理課	679-4192	たつの市龍野町富永1005-1	0791-64-3219 夜間 -3131	0791-63-2594
赤穂市	総務部防災企画担当	678-0292	赤穂市加里屋81	0791-43-6866 夜間 -3201	0791-43-6892
西脇市	防災対策課	677-8511	西脇市郷瀬町605	0795-22-3111 夜間 -4688	0795-22-1014
宝塚市	防災対策課	665-8665	宝塚市東洋町1-1	079-777-2078 夜間 73-1141	079-772-1419
三木市	危機管理課	673-0492	三木市上の丸町10-30	0794-89-2370 夜間 82-2000	0794-82-9755
高砂市	企画総務部 総務課	676-8501	高砂市荒井町千鳥1-1-1	079-443-9003 夜間 48-0119	079-442-9577
川西市	防災安全課	666-8501	川西市中央町12-1	072-740-1145 夜間759-0119	072-740-1320
小野市	防災企画グループ	675-1380	小野市王子町806-1	0794-63-3387 夜間 -0119	0794-63-1093
三田市	総務課	669-1595	三田市三輪2-1-1	079-559-5031 夜間563-1111	079-559-1254
加西市	まちづくり課	675-2395	加西市北条町横尾1000	0790-42-8751 夜間 -1110	0790-43-1800
篠山市	総務課	669-2397	篠山市北新町41	079-552-5111 夜間 -1111	079-552-5665
養父市	総務課	667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	079-662-3161 夜間 3161	079-662-7491
丹波市	生活安全課	669-3692	丹波市氷上町成松字甲賀1	0795-82-1001 夜間 1001	0795-82-1821

※ 電話番号（上段）は連絡窓口の直通電話番号

市町名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
南あわじ市	防災課	656-0592	南あわじ市福良甲512 南淡庁舎	0799-43-5006 夜間 5006	0799-43-5106
朝来市	総務課	669-5292	朝来市和田山町東谷213-1	079-672-3301 夜間 3301	079-672-4041
淡路市	市民課	656-2292	淡路市生穂新島 8	0799-64-0001 夜間 0001	0799-64-2528
宍粟市	まちづくり防災課	671-2593	宍粟市山崎町今宿 6	0790-63-3065 夜間 3065	0790-63-3064
加東市	防災課	673-1493	加東市社50	0795-43-0402 夜間 42-3301	0795-42-5055
猪名川町	総務課	666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	072-766-8708 夜間 -0001	072-766-3732
多可町	防災監	679-1192	多可郡多可町中区中村町123	0795-32-2380 夜間 -2380	0795-32-3814
稲美町	企画課	675-1115	加古郡稲美町国岡1-1	079-492-9130 夜間 -1212	079-492-5162
播磨町	健康安全グループ	675-0182	加古郡播磨町東本荘1-5-30	079-435-2721 夜間 -0355	079-435-0831
神河町	環境防災課	679-3116	神崎郡神河町寺前64	0790-34-0963 夜間 -0001	0790-34-1556
市川町	住民環境課	679-2392	神崎郡市川町西川辺165-3	0790-26-1010 夜間 -1010	0790-26-1049
福崎町	住民生活課	679-2280	神崎郡福崎町南田原3116-1	0790-22-0560 夜間 -0560	0790-22-5980
太子町	生活環境課	671-1592	揖保郡太子町鷗1369-1	079-277-1015 夜間 -1010	079-276-3892
上郡町	企画総務課	678-1292	赤穂郡上郡町大持278	0791-52-1112 夜間 -1111	0791-52-5172
佐用町	住民課	679-5380	佐用郡佐用町佐用2611-1	0790-82-0660 夜間 -2521	0790-82-0146
香美町	町民課	669-6592	美方郡香美町香住区香住1595-3	0796-36-1111 夜間 -1111	0796-36-3809
新温泉町	町民課	669-6792	美方郡新温泉町浜坂2673-1	0796-82-5621 夜間 -3111	0796-82-2970

(9) 報道機関

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
朝日新聞社神戸総局	650-0035	神戸市中央区浪花町60 神戸朝日ビル	078-331-4144
毎日新聞社神戸支局	650-0023	神戸市中央区栄町通4-3-5	078-371-3221
神戸新聞社本社	650-8571	神戸市中央区東川崎町1-5-7	078-362-7100
読売新聞社神戸総局	650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-10	078-333-5115
産経新聞社神戸総局	650-0015	神戸市中央区多聞通4-1-5	078-351-1771
時事通信社神戸総局	650-0023	神戸市中央区栄町4-3-5 毎日新聞神戸ビル6F	078-362-5606
日本経済新聞社神戸支社	650-0011	神戸市中央区下山手通7-1-24	078-371-3581
共同通信社神戸支局	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル10F	078-361-7922
日刊工業新聞社神戸支局	650-0024	神戸市中央区海岸通2-1-2	078-321-1731
NHK神戸放送局	650-8515	神戸市中央区中山手通2-24-7	078-252-5100
(株)ラジオ関西	650-8580	神戸市中央区東川崎町1-5-7	078-362-7377
(株)サンテレビジョン	650-8536	神戸市中央区港島中町6-9-1	078-303-3168

(10) 消防本部

防本部名	消	郵便番号	所在地	電話
				F A X
神戸市消防局		650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-333-0119
				078-392-2119
姫路市消防局		670-8501	姫路市安田4-1	079-223-0003
				079-222-8222
尼崎市消防局		660-0881	尼崎市昭和通2-6-75	06-6481-0119
				06-6482-1995
明石市消防本部		673-0044	明石市藤江1-924-8	078-921-0119
				078-918-5983
西宮市消防局		662-0911	西宮市池田町13-3	0798-26-0119
				0798-36-2460
芦屋市消防本部		659-0064	芦屋市精道町8-26	0797-32-2345
				0797-32-0119
伊丹市消防局		664-0881	伊丹市昆陽1-1-1	072-783-0123
				072-783-4999
相生市消防本部		678-8585	相生市旭1-1-3	0791-23-7119
				0791-23-2119
加古川市消防本部		675-8501	加古川市加古川町北在家2000	079-424-0119
				079-424-0530
たつの市消防本部		679-4167	たつの市龍野町富永1005-1	0791-63-3511
				0791-63-3042
赤穂市消防本部		678-0239	赤穂市加里屋1120-120	0791-43-0119
				0791-45-0119
宝塚市消防本部		665-0033	宝塚市伊子志3-14-61	0797-73-1141
				0797-72-7244
三木市消防本部		673-0431	三木市本町2-9-1	0794-82-0119
				0794-82-9167
高砂市消防本部		676-0078	高砂市伊保4-553-1	079-448-0119
				079-448-0928
川西市消防本部		666-0017	川西市火打1-12-11	072-759-0119
				072-757-3379
小野市消防本部		675-1378	小野市王子町806-1	0794-63-0119
				0794-63-6699
三田市消防本部		669-1543	三田市下深田396	079-564-0119
				079-563-1230
加西市消防本部		675-2321	加西市北条町東高室993-1	0790-42-0119
				0790-42-3435

防本部名	消 郵便番号	所 在 地	電 話
			F A X
篠山市消防本部	669-2451	篠山市北40-2	079-594-1119
			079-594-2070
養父市消防本部	667-0043	養父市八鹿町高柳173	079-662-0119
			079-662-7764
丹波市消防本部	669-3311	丹波市柏原町母坪371-1	0795-72-2255
			0795-72-1155
朝来消防本部	669-5261	朝来市和田山町枚田436-1	079-672-0119
			079-672-5046
宍粟市消防本部	671-2542	宍粟市山崎町船元34-1	0790-62-0119
			0790-62-5817
加東市消防本部	673-1464	加東市上中3-25	0795-42-0119
			0795-42-6406
猪名川町消防本部	666-0233	川辺郡猪名川町紫合字古津側山4-10	072-766-0119
			072-766-8831
淡路広域消防（事）消防本部	656-0021	洲本市塩屋1-2-32	0799-24-0119
			0799-24-4575
佐用町消防本部	679-5307	佐用郡佐用町円心寺233-1	0790-82-3872
			0790-82-0119
にしたか消防本部	677-0054	西脇市野村町1796-502	0795-22-0119
			0795-23-6119
美方広域消防（事）消防本部	669-6803	美方郡新温泉町今岡257-1	0796-92-0119
			0796-92-0594
豊岡市消防本部	663-0055 3	豊岡市昭和町4-33	0796-24-1119
			0796-24-2119

第 2 款 医療機関等の名称、所在地等

(1) 地域医療情報センター一覧

2次医療圏域名	地域医療情報センター	所 在 地 等
神 戸	神戸市保健福祉局 健康部保健推進課	神戸市中央区加納町6-5-1 TEL 078-322-5256
阪神南	芦屋健康福祉事務所	芦屋市公光町1-23 TEL 0797-32-0707
阪神北	宝塚健康福祉事務所	宝塚市小林3-5-22 TEL 0797-72-0054
東播磨	加古川健康福祉事務所	加古川市野口町良野1740 TEL 079-422-0002
北播磨	社健康福祉事務所	加東郡社町社字西柿1075-2 TEL 0795-42-9362
中播磨	福崎健康福祉事務所	神崎郡福崎町西田原235 TEL 0790-22-1234
西播磨	竜野健康福祉事務所	たつの市龍野町富永字田井屋畑1131-3 TEL 0791-63-5139
但 馬	豊岡健康福祉事務所	豊岡市幸町7-11 TEL 0796-26-3659
丹 波	柏原健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-73-3764
淡 路	洲本健康福祉事務所	洲本市塩屋2-4-5 TEL 0799-26-2062

(2) 大阪国際空港周辺の主要医療機関

兵庫県伊丹市・川西市

(平成14年4月現在)

名 称	所 在 地	電 話	備 考
市立伊丹病院	伊丹市昆陽池1丁目100	072-777-3773	救急指定
祐生病院	伊丹市山田5丁目3-13	072-777-3000	救急指定
伊丹恒生病院	伊丹市昆陽3丁目237	072-781-6600	救急指定
常岡病院	伊丹市行基町2丁目5	072-772-0531	
近畿中央病院	伊丹市車塚3丁目1	072-781-3712	
渡辺病院	伊丹市西台4丁目2-5	072-772-2216	産婦人科
伊丹天神川病院	伊丹市北野6丁目38	072-781-5577	精神・神経・内科
太田外科診療所	伊丹市南本町4丁目2-10	072-772-1398	
桂外科医院	伊丹市御願塚7丁目5-7	072-772-4700	救急指定
みやそう病院	伊丹市北野2丁目113-3	072-777-1351	
自衛隊地区病院	川西市久代4丁目1-50	072-782-0001	
蒼風記念病院	伊丹市南町1丁目4-14	072-782-0855	
星優クリニック	伊丹市桜ヶ丘1丁目3-23	072-775-3006	
安井外科内科	伊丹市伊丹1丁目13-54	072-778-1100	
吉江胃腸外科	伊丹市稲野町1丁目111	072-775-1176	

大阪府豊中市

名 称	所 在 地	電 話	備 考
市立豊中病院	豊中市柴原町4丁目14-1	06-6843-0101 (夜間) 0103	救急指定
小西病院	豊中市曾根東町2丁目9-14	06-6862-1701	〃
豊中ひかり病院	豊中市服部豊町1丁目5-12	06-6862-1137	〃
上田病院	豊中市庄内幸町4丁目28-12	06-6334-0831	〃
豊中平成病院	豊中市原田中1丁目16-18	06-6841-3262	〃
総合坂本病院	豊中市庄内東町2丁目7-13	06-6332-0131	〃
さわ病院	豊中市城山町1丁目9-1	06-6865-1211	〃
豊中渡辺病院	豊中市服部西町3丁目1-8	06-6864-2301	〃
曾根病院	豊中市曾根東町3丁目2-18	06-6862-9251	〃
大阪脳神経外科病院	豊中市庄内宝町2丁目6-23	06-6333-0080	〃
小曾根病院	豊中市豊南町東2丁目6-4	06-6332-0135	〃
刀根山病院	豊中市刀根山5丁目1-1	06-6853-2001	〃

大阪府池田市

名 称	所 在 地	電 話	備 考
市立池田病院	池田市城南町3丁目1-18	0727-51-2881	救急指定
巽マックスール病院	池田市天神1丁目5-22	0727-61-8024	
池田回生病院	池田市建石町8-47	0727-51-8001	

(3)但馬国際空港周辺の主要医療機関

(平成14年4月現在)

名 称	所 在 地	電 話	備 考
公立豊岡病院	豊岡市戸牧1094	0796-22-6111	救急指定
公立日高病院	城崎郡日高町岩中81番地	0796-42-1611	救急指定

(4) 兵庫県内及び近県の災害拠点病院等

1 兵庫県（14件 ※神戸大学医学部附属病院を基幹施設としても計上。）

2次医療圏域	医療機関名	所在地等	電話
神戸	神戸大学医学部 附属病院	神戸市中央楠町7丁目5番2号	078-382-5111
	神戸市立 中央市民病院	神戸市中央区港島中町4丁目6	078-302-4321
	神戸赤十字病院	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-241-9295
	兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-241-3131
阪神南	兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1番1号	0798-45-6111
阪神北	宝塚市立病院	宝塚市小浜4丁目5番1号	0797-87-1161
東播磨臨海	県立加古川病院	加古川市加古川町粟津770番地の1	079-423-0001
東播磨内陸	西脇市立西脇病院	西脇市下戸田652番地の1	0795-22-0111
中播磨	県立姫路循環器病センター	姫路市西庄甲520番	079-293-3131
	姫路赤十字病院	姫路市下手野1-12-1	079-294-2251
西播磨	赤穂市民病院	赤穂市中広1090番地	0791-43-3222
但馬	公立豊岡病院	豊岡市戸牧1094	0796-22-6111
	公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿1878番地の1	079-662-3135
丹波	県立柏原病院	丹波市柏原町柏原5208番地の1	0795-72-0524
淡路	県立淡路病院	洲本市下加茂1丁目6番6号	0799-22-1200

注：広域災害・救急医療情報システムHPより作成。以下同様。

2 他府県

府県	医療機関名	所在地等	電話
大阪府	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201
	大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221
	大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111
	大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121
	大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111
	大阪府済生会千里病院	大阪府吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121
	大阪医科大学附属滝井病院	高槻市大学町2-7	072-683-1221
	関西医科大学附属病院	守口市文園町10-15	06-6992-1001
	東大阪市立総合病院	東大阪市西岩田3-4-5	06-6781-5101
	近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221
	市立堺病院	堺市南安井町1-1-1	072-221-1700
	市立泉佐野病院	泉佐野市りんくう往来北2-23	0724-69-3111
	府立泉州救命救急センター	泉佐野市りんくう往来北2-24	072-464-9910
	国立病院機構大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331

2 他府県

府県	医療機関名	所在地等	電話
京都府	京都第一赤十字病院 (基幹)	京都市東山区本町15-749	075-561-1121
	京都府立 与謝の海病院	与謝郡岩滝町字男山481	0772-46-3371
	市立福知山市民病院	福知山市厚中町231	0773-22-2101
	公立南丹病院	南丹市八木町八木上野25	0771-42-2510
	京都市立病院	京都市中京区壬生東高田町1-2	075-311-5311
	関西医科大学 附属男山病院	八幡市男山泉19	075-983-0001
	公立山城病院	相楽郡木津町大字木津小字池田74-1	0774-72-0235
	済生会京都府病院	長岡京市今里南平尾8	075-955-0111
岡山県 (7件)	総合病院岡山赤十字 病院(基幹)	岡山市青江2-1-1	086-222-8811
	恩賜財団岡山済生会 総合病院	岡山市伊福町1-17-18	086-252-2211
	川崎医科大学医学部 付属病院	倉敷市松島577	086-462-1111
	財団法人 倉敷中央病院	倉敷市美和1-1-1	086-422-0210
	大杉病院	高梁市柿木町24	0866-22-5155
	総合病院落合病院	真庭郡落合町垂水251	0867-52-1133
	津山中央病院	津山市川崎1756	0868-21-8111

2 他府県

都道府県	医療機関名	所在地等	電話
鳥取県	県立中央病院	鳥取市江津730	0857-26-2271
	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	0857-24-8111
	県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181
	鳥取大学医学部 付属病院	米子市西町36-1	0859-33-1111
滋賀県 (6件)	大津赤十字病院 (基幹)	大津市長等1-1-35	077-522-4131
	大津市民病院	大津市本宮2-9-9	077-522-4607
	済生会滋賀県病院	栗太郡栗東町大橋2-4-1	077-522-1221
	近江八幡市立 総合医療センター	近江八幡市土田町1379	0748-33-3151
	彦根市立病院	彦根市八坂町1882	0749-22-6050
	長浜赤十字病院	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111
奈良県 (4件)	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町840	0744-22-3051
	奈良県立奈良病院	奈良市平松1-30-1	0742-46-6001
	大和高田市立病院	大和高田市磯野北町1-1	0745-53-2901
	奈良県立五條病院	五條市野原西5-2-59	0747-22-1112
	済生会中和病院	桜井市阿部323	0744-43-5001
	近畿大学医学部 奈良病院	生駒市乙田町1248-1	0743-77-0880

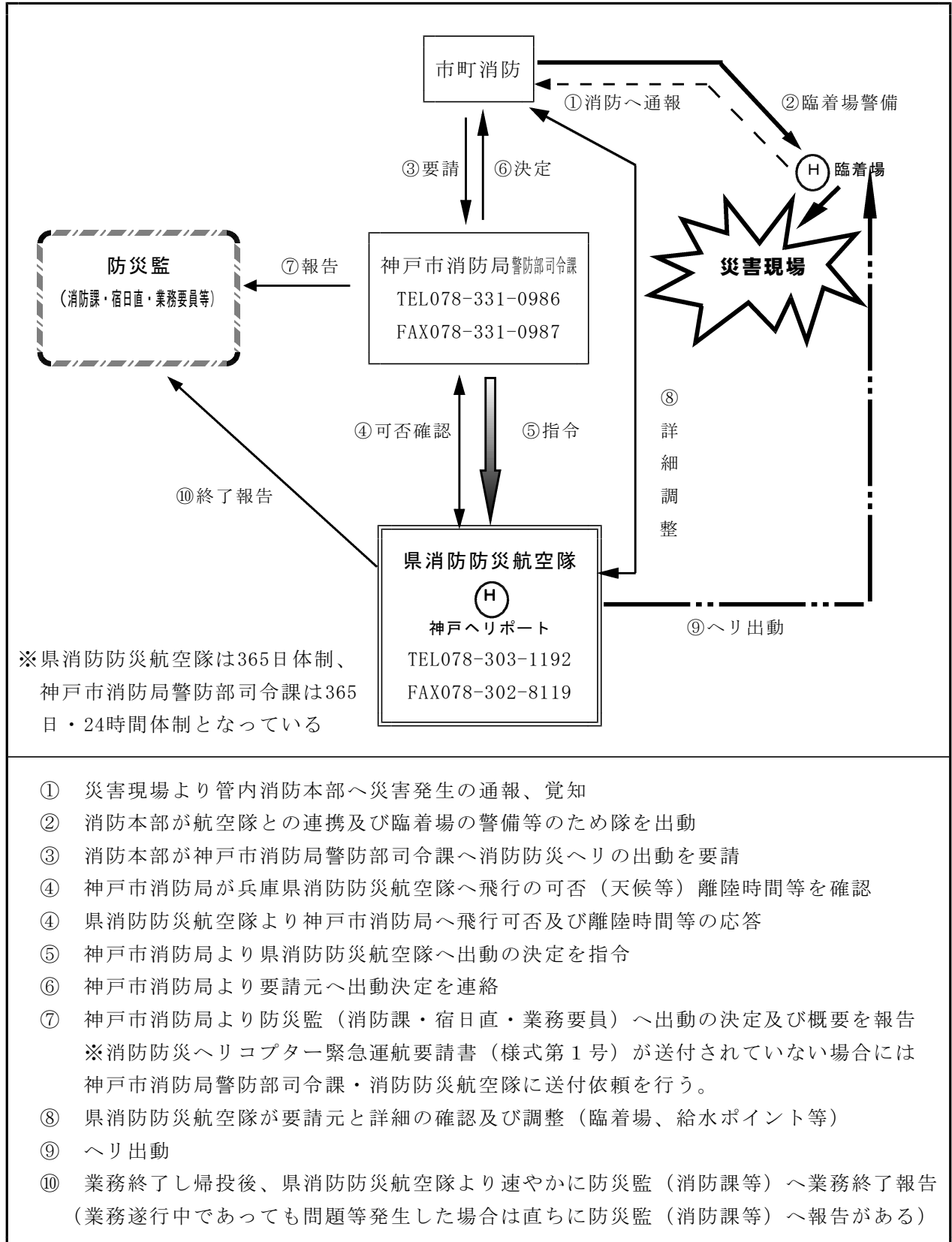
2 他府県

都道府県	医療機関名	所在地等	電話
和歌山県(8件)	和歌山県立医科大学 附属病院(基幹)	和歌山市紀三井寺811-1	073-447-2300
	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通4-20	073-422-4171
	公立那賀病院	那賀郡打田町打田1282	0736-77-2019
	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	0736-37-1200
	有田市立病院	有田市宮崎町6	0737-82-2151
	国保日高総合病院	御坊市藪116-2	0738-22-1114
	社会保険紀南総合病院	田辺市新庄町46-70	0739-22-5000
	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	0735-31-2189

第 2 節 業務要領等関係

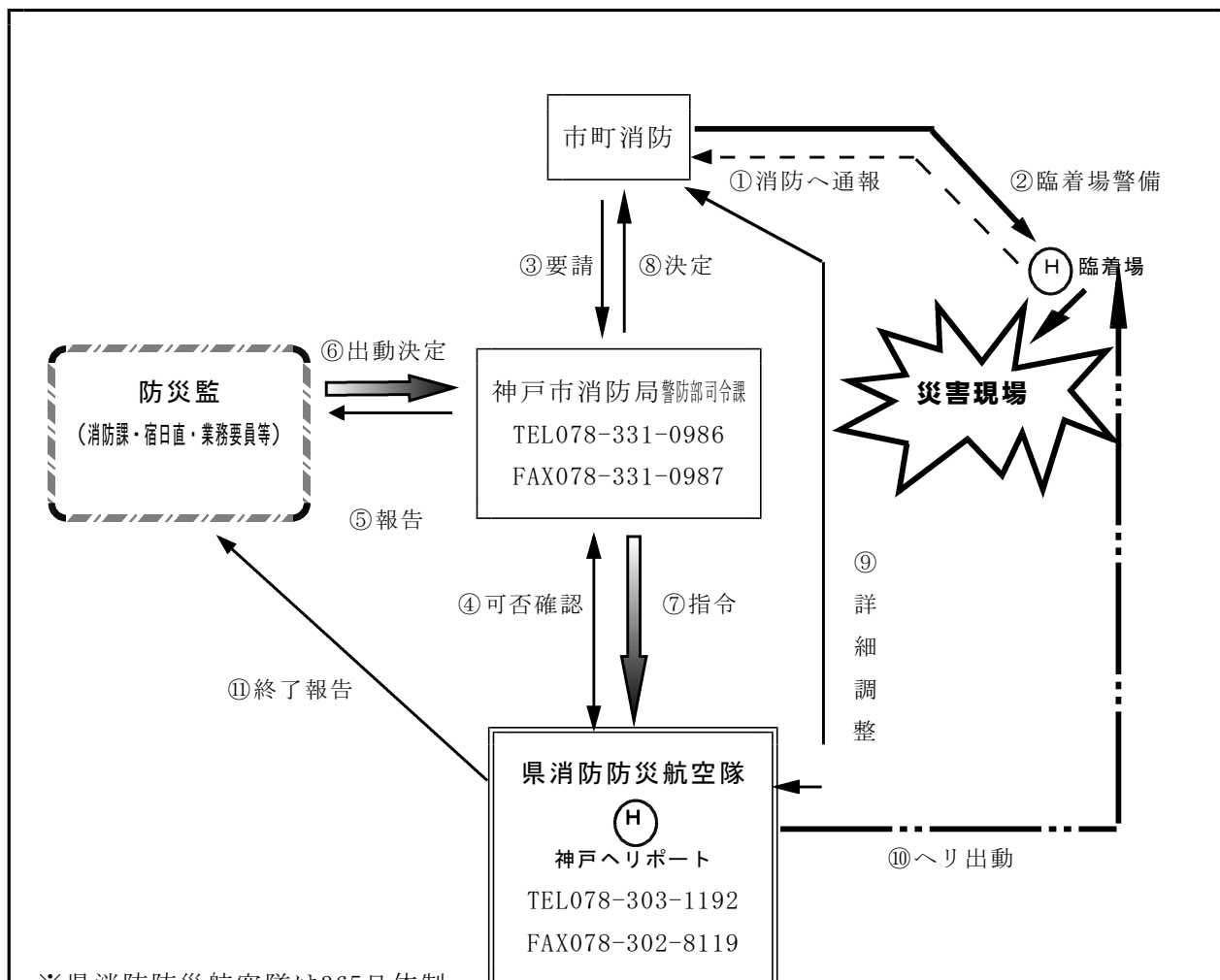
(1) 兵庫県消防防災航空隊出動（要請）手順

〔第 1 出動（林野火災、現場救急等、緊急運航の要請を受けた場合に即時に行う出動）〕



兵庫県消防防災航空隊出動（要請）手順

〔第2出動（転院搬送等、緊急運航の要請を受けた場合に防災監が必要と認めて指示する出動）〕



※県消防防災航空隊は365日体制、
神戸市消防局警防部司令課は365日・24時間体制となっている

- ① 災害現場より管内消防本部へ災害発生の通報、覚知
- ② 消防本部が航空隊との連携及び臨着場の警備等のため隊を出動
- ③ 消防本部が神戸市消防局警防部司令課へ消防防災ヘリの出動を要請
- ④ 神戸市消防局が兵庫県消防防災航空隊へ飛行の可否（天候等）離陸時間等を確認
- ④ 県消防防災航空隊より神戸市消防局へ飛行可否及び離陸時間等の応答
- ⑤ 神戸市消防局より防災監（消防課・宿日直・業務要員）への概要報告
※消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）が送付されていない場合には
神戸市消防局警防部司令課・消防防災航空隊に送付依頼を行う
- ⑥ 防災監（消防課）が出動を決定、神戸市消防局へ連絡
- ⑦ 神戸市消防局より県消防防災航空隊へ出動の指令
- ⑧ 神戸市消防局より要請元へ出動決定の連絡
- ⑨ 県消防防災航空隊が要請元と詳細の確認及び調整（臨着場、給水ポイント等）
- ⑩ ヘリ出動
- ⑪ 業務終了し帰投後、県消防防災航空隊より速やかに防災監（消防課等）へ業務終了報告
（業務遂行中であっても問題等発生した場合は直ちに防災監（消防課等）へ報告がある）

(2) 高速自動車国道等における消防本部の管轄概要

中国自動車道

上り車線 消防本部名	I C等	下り車線 消防本部名
	中国池田	
宝塚市	↑ ↓	(池田市)
	宝塚	
西宮市	↑ ↓	宝塚市
	西宮北	
三田市	↑ ↓	西宮市
	神戸三田	
三木市	↑ ↓	神戸市
	吉川	
加東市	↑ ↓	三木市
	ひょうご東条	
	滝野社	加東市
加西市	↑ ↓	
	加西	
中播消防事務組合	↑ ↓	加西市
	福崎	
宍粟市	↑ ↓	中播消防事務組合
	山崎	
佐用町	↑ ↓	宍粟市
	佐用	
(英田圏域消防組合)	↑ ↓	佐用町
	美作	

山陽自動車道

上り車線 消防本部名	I C等	下り車線 消防本部名
	神戸北	
	↑ ↓	
三木市	↑ ↓	神戸市
	三木JCT	
	↑ ↓	
	三木東	
	↑ ↓	
	三木小野	三木市
	↑ ↓	
加古川市	↑ ↓	小野市
	加古川北	
	↑ ↓	
姫路市	↑ ↓	加古川市
	山陽姫路東	
	↑ ↓	
	山陽姫路西	姫路市
たつの市	↑ ↓	
	龍野	
相生市	↑ ↓	たつの市
	龍野西	
	↑ ↓	
赤穂市	↑ ↓	相生市
	播磨JCT	
	↑ ↓	
	赤穂	
(東備消防組合)	↑ ↓	赤穂市
	備前	

舞鶴若狭自動車道

上り車線 消防本部名	I C等	下り車線 消防本部名
	吉川JCT	
三田市	↑ ↓	三木市
	三田西	
篠山市	↑ ↓	三田市
	丹南篠山口	
丹波市	↑ ↓	篠山市
	春日	
(福知山市)	↑ ↓	丹波市
	福知山	

	神戸西	
神戸市	↑ ↓	三木市
	三木JCT	

名神高速道路

上り車線 消防本部名	I C等	下り車線 消防本部名
	豊中	
尼崎市	↑ ↓	(豊中市)
	尼崎	
西宮市	↑ ↓	尼崎市
	西宮	

神戸淡路鳴門自動車道

上り車線 消防本部名	I C等	下り車線 消防本部名
	神戸西	
神戸市	↑ ↓	神戸市
	布施畑	
	↑ ↓	
	垂水	
	↑ ↓	
	淡路	
	↑ ↓	
	東浦	
	↑ ↓	
淡路広域消防事務組合	↑ ↓	淡路広域消防事務組合
	北淡	
	↑ ↓	
	津名一宮	
	↑ ↓	
	洲本	
	↑ ↓	
	西淡三原	
	↑ ↓	
	淡路島南	
(鳴門市)	↑ ↓	
	鳴門北	

播磨自動車道

上り車線 消防本部名	I C等	下り車線 消防本部名
	播磨JCT	
赤穂市	↑ ↓	相生市
	播磨新宮	

(3) 大阪国際空港関係協定

1 大阪国際空港救急医療活動に関する協定書

運輸省大阪航空局大阪空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人豊中市医師会、池田市医師会、及び伊丹市医師会（以下「乙」という。）は、大阪国際空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪国際空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大阪国際空港及びその周辺において航空事故が発生した場合又はその恐れがある場合で医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者のトリアージ（選別）
- (2) 傷病者に対する応急措置及び必要かつ可能な医療措置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

（災害補償）

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者障害補償制度」に基づき処理するものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、平成3年3月19日から平成4年3月18日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し甲、乙双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成3年3月19日

甲	大阪国際空港長	富	田	隆	夫
乙	豊中市医師会長	田	坂		茂
	池田市医師会長	堀	口	泰	弘
	伊丹市医師会長	朝	比	奈	勝

2 大阪国際空港応急救護活動に関する協定書

日本赤十字社兵庫県支部（以下「甲」という。）と運輸省大阪航空局大阪空港事務所（以下「乙」という。）は、大阪国際空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合の応急救護活動に関し、次のとおり協定する。

第1条 航空機事故発生の場合、乙が甲に対し救護班の出動を要請した時は、甲は甲の行う業務に特段の支障がない限り、乙に協力するものとする。

第2条 乙は、甲が救護活動を実施する上で、乙が管理している医療資器材を甲に対し速やかに提供するものとする。

第3条 本協定に基づく応急救護活動に要した費用は、別途協議するものとする。

第4条 甲は、救護活動を迅速且つ円滑に遂行するため、乙の定める現場合同指揮所に責任者1名を配置するものとする。

第5条 甲は、乙の実施する航空機事故消火救難訓練を円滑に行えるよう、甲の行う業務に特段の支障がない限り乙に協力するものとする。

第6条 この協定に記載のない事項について疑義を生じた時は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第7条 この協定の有効期限は、平成6年8月1日から平成7年7月31日までとする。

なお、有効期限満了の1ヶ月前までに甲乙いずれか一方から何等の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成6年8月1日

甲	日本赤十字社兵庫県支部	支部長	貝原	俊民
乙	運輸省大阪航空局大阪空港事務所	大阪国際空港長	落合	進

3 大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

大阪国際空港長と伊丹市長、豊中市長及び池田市長との間において、大阪国際空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の火災、又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、大阪空港事務所（以下「空港事務所」という。）と伊丹市消防本部、豊中市消防本部及び池田市消防本部（以下「消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区域の区分及び出動）

第2条 空港及びその周辺の区域を別図のとおり第1種区域、第2種区域及び第3種区域に区分し、次の各号に定めるところにより通報し、出動するものとする。

- (1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、空港事務所は消防機関に対してすみやかに通報するものとし、消火救難活動は空港事務所が第1次的にこれにあたり、消防機関は必要に応じて出動するものとする。
- (2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、最初に覚知した空港事務所又は消防機関は、すみやかに他の消防機関又は空港事務所に通報し、消火救難活動は消防機関が第1次的にこれにあたり、空港事務所は必要に応じて出動するものとする。
- (3) 第3種区域においては緊急事態が発生した場合は、消防機関は空港事務所に対してすみやかに通報し、空港事務所は必要に応じて出動するものとする。

（通報要領）

第3条 前条の規定により通報する場合は、次の各号に掲げる事項について電話その他の方法により行うこととする。

- (1) 緊急事態の種類
 - (2) 被災物件が航空機の場合は、機種及び乗員、乗客数
 - (3) 緊急事態の発生場所及び時刻
 - (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 通報に応じて出動した空港事務所又は消防機関は、現場に到着したときは、通報した空港事務所又は消防機関にすみやかに連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動に要する費用は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、燃料費等の経常的経費又は機械、器具の修理費等は、空港事務所及び消防機関がそれぞれ要する費用について負担する。
- (2) 消防機関が第1種区域において、あわ剤等の消火用薬剤を使用した場合及びその他前号によりがたい場合は、空港事務所と消防機関がそのつど協議のうえ定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 空港事務所及び消防機関が消火救難活動を実施するにあたっては、当該物件の状態、現場におけるこん跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意し、事後における調査は相互に相互に協力するものとする。

(通 報)

第6条 空港事務所又は消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓練等)

第7条 空港事務所及び消防機関は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 空港事務所及び消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機材及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか協定の円滑な実施に関し必要な事項は、大阪国際空港長及び消防機関の長が協議して定めるものとする。

第10条 この協定について疑義を生じたときは、そのつど大阪国際空港長、伊丹市長、豊中市長及び池田市長が協議して定めるものとする。

付 則

1. この協定は、昭和46年12月5日から実施する。
2. この協定の成立を証するため、この協定書4通を作成し、大阪国際空港長、伊丹市長、豊中市長及び池田市長において、各1通を保有する。

昭和46年12月1日

大阪国際空港長	杉 山 市 良
伊 丹 市 長	伏 見 正 慶
豊 中 市 長	竹 内 義 治
池 田 市 長	武 田 義 三

(4)但馬空港緊急業務処理要、関係協定

航空事故等緊急事態発生時の業務処理要領

I 総則

1、目的

但馬飛行場において航空機事故等緊急事態が発生した場合の職員のとるべき処理を定め、当該業務を円滑に行う事を目的とする。

2、現地対策本部の設置

- (1) 必要と認められる場合は、現地対策本部を設置し、対応に当たること。
- (2) 本部は会議室に設置する。
なお、会議室が使用中の場合は当該者に協力を求めること。

3、消火救難及び事故処理

- (1) 消火救難業務については、「但馬空港消防業務実施要領」及び関連要領並びに協定等により、空港管理事務所長が実施するものとする。
- (2) 但馬飛行場内で発生した航空事故の処理は、大阪空港事務所長(航空管制情報官／以下「情報官」という)と調整の上実施するものとする。

4、代行者の指定

所長が不在の場合は、管理課長が代行し、その後の順位は、緊急連絡系統図(別紙1)によるものとする。

5、職員の非常呼集

所長(代行者)は事故の態様により、非番の職員の緊急呼び出しを行い、必要な業務を指示するものとする。

6、機密保持

職員は、業務上知り得た緊急事態に係わる情報又は資料を、部外者に提供してはならない。

7、電話回線の確保

RAG用の番号秘匿電話を緊急用に確保し、これを部外者等に使用させてはならない。
更に回線が必要な場合は、FAX(26-1501)及びサテライト卓用の電話(26-1540)を緊急用として使用することができる。

8、広報

- (1) 広報は所長又は代行者が行う。なお、発表すべき内容が重大であると認められる場合は、情報官又は警察署と調整の上実施すること。
- (2) 広報を行う場合、事故調査に関する情報及び事故の原因に関する推測等は、これを発表してはならない。
- (3) その他「報道機関速報要領」に準じて対処すること。

9、支援の要請

必要に応じて、協定援助機関及び(財)小型航空機安全運航センターに支援を要請するものとする。

II 業務処理体制の整備

1、 所長は緊急事態発生に備えて、必要な業務の担当職員、連絡網などについて職員の行動の指針等を定め、周知徹底しておくものとする。

2、 関係援助要請機関との間に締結した協定等に基づき、平時から連絡を密にし、協力体制を確立しておくものとする。

3、 関係機関との連絡、職員の非常呼集等に対応するため、最新の連絡先等を常時整備しておくものとする。

Ⅲ 業務処理方式

- 1、 航空事故が発生した場合は、「但馬空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「県立但馬空港自衛消防隊に関する協定」等に基づき、消火救難に努めるとともに、情報官、県庁課長(空港政策担当)及び但馬県民局企画管理部調整課へ以下の2及び4の項目を、別紙2の様式により、事務室掲示の「緊急時の連絡先」で報告するものとする。
併せて、必要な場合は、空港閉鎖ノータムの発行を依頼するものとする。
- 2、 初期通報
事故が発生した場合は、最も迅速であると認められる手段により、次に掲げる事項について、判明している事実を報告するものとする。
 - (1) 事故の態様(墜落、衝突、火災、転覆、覆没、倒立、爆発、胴体着陸及び滑走路からの逸脱等の区分をいう)
 - (2) 事故発生の日時、場所
 - (3) 事故機の登録記号、型式、所属及び運航者名
 - (4) 便名、出発地及び最初の着陸地
 - (5) 機長の氏名、乗組員数及び旅客数
 - (6) その他判明している事項
- 3、 航空会社からの情報の入手
当該事故機の運航を行っている航空会社の現地機関等と連絡を密にして、情報の入手に努めるものとする。
- 4、 事後通報
事故発生後、処理の進展及び状況の変化に応じて、次に掲げる事項で判明している事実を報告するものとする。
 - (1) 乗組員の氏名及び年齢
 - (2) 搭乗旅客氏名
 - (3) 人の死傷及び物件の損壊概要
 - (4) 事故機の事故に至る経緯
 - (5) 事故時の気象状況
 - (6) 搭乗者の救出、遺体の収容、事故機の撤去、飛行場の閉鎖等応急措置
- 5、 豊岡警察署への通報(警備課又は110)
 - (1) 上記1項に準じて通報すること。
 - (2) 事故の態様(程度)により担当課が変わることがあるので、連絡先の確認を行うこと。
- 6、 事故現場の保存
情報官及び豊岡警察署と調整の上、原則として、次の手順により実施するものとする。
 - (1) 消火救難業務の完了後は、事故処理(原因調査等)に対応するため、現場の保存を図ること。
 - (2) 現場に変更を加えないとともに、保存のためロープ等で囲うこと。
 - (3) 見取図の作成及び写真撮影を行うこと。
 - (4) 事故機の動向、発生時の様子等を目撃した者がいる場合は、その者の氏名及び電話番号等を記録しておくこと。
- 7、 事故機の撤去
情報官及び警察等と事前に調整した上で対処するものとする。
- 8、 滑走路等の閉鎖
飛行場内で事故が発生した場合は、直ちに滑走路等の閉鎖に伴うノータムの発行を依頼するものとする。
- 9、 被害の調査
空港の運用再開に向けて施設の被害の調査を行い、必要な対策と施設面からの再開の見通しを検討し、対処するものとする。
- 10、運用再開
再開の時期について、情報官及び警察等と調整し、ノータムの発行依頼を行うものとする。
なお、再開に当たっては滑走路等が運航に支障のないことを確認すること。

Ⅳ 但馬飛行場外での航空事故等

- 1、 但馬飛行場外での航空事故等緊急事態発生の場合、消防、警察及び情報官等に連絡するものとする。

- 2、 発生場所が飛行場周辺である場合は、飛行場内に準じて対応するものとする。
- 3、 未確認情報(航空機又はそれらしきものが墜落するのを目撃した等の情報で、これだけでは直ちに航空機が事故等の緊急状態にあると判断することが困難な情報をいう)を受けた場合は、直ちに警察及び情報官に連絡するものとする。

V その他

- 1、 制限区域への立入禁止の措置及び関係者の案内
 - (1) 関係者以外の者が現場等へ立入らないための措置を行うこと。
 - (2) 必要に応じて関係者を現場等へ案内すること。
- 2、 報道関係者への対応
立入り規制と待機場所への案内等を行うこと。

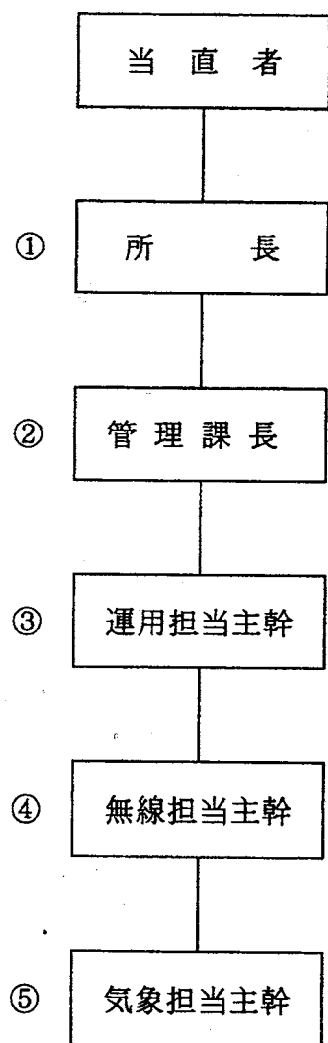
付則 :

- 1、 本要領は平成 7年 6月19日から適用する。
- 2、 本要領は平成10年 3月18日一部改正し、同日から適用する。
- 3、 本要領は平成10年12月25日一部改正し、同日から適用する。
- 4、 本要領は平成13年12月25日一部改正し、同日から適用する。

但馬空港管理事務所緊急連絡系統図及び代行順位

1、所長が不在の場合は、下記の順位で連絡すること。

なお、連絡を受けた者は必要な指示を与えると同時に、直ちに登庁して必要な処理を行うこと。



2、職員の非常呼集は原則として当直者が行き、その順序は適宜判断（空港周辺に在住する職員等）すること。

3、自宅の電話番号は「住所録」を使用すること。

別紙 2

《平成 年 月 日 時 分現在》
第 報

航空事故等通報用紙（初期通報、事後通報）

次に掲げる事項について、「判明している事実」を通報すること。

1	事故の態様	墜落 衝突 火災 転覆 倒立 爆発 胴体着陸 滑走路からの逸脱 その他（ ）						
2	発生日時	平成 年 月 日 時 分						
	発生場所							
3	事故機の登録記号	J A		型式				
	事故機の所属				運航者			
4	便名	出発地		最初の着陸地				
5	機長の氏名	機長の年齢		才	機長以外の乗組員数	名	乗客数	名
	機長以外の乗組員の氏名及び年齢							
6	旅客の氏名、年齢、性別等							
7	人の死傷及び物件の損壊概要							
8	事故機の事故に至る経過							
9	事故時の気象状況							
10	搭乗者の救出、遺体の収容、事故機の撤去、飛行場の閉鎖等その他応急措置の状況							

国土交通省大阪空港事務所 航空管制情報官 (06-6843-1124)	通報時間・氏名	県庁課長(空港政策担当) (078-362-3561)	通報時間・氏名
	豊岡警察署 (110)	県民局企画管理部調整課 (26-3612,3613)	
北但消防本部 (119)		安全運航センター但馬事務所	
豊岡市城崎郡医師会 (22-2382)		但馬空港ターミナル㈱	
		JAC代理店(全但)	

県立但馬空港自衛消防隊に関する協定

関係行政機関及び但馬空港内に事業所を有する団体(以下「協定事業主」という。)は、但馬空港(以下「空港」という。)及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する事故並びに火災若しくは空港におけるその他の火災が発生し、又は発生の恐れのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、協定事業主の職員をもって構成する但馬空港自衛消防隊(以下「自衛消防隊」という。)が緊密な協力の下に一貫した消火救難活動を行い、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(協定事業主の責務)

第2条 協定事業主は、この協定の定めるところにより、相互に協力し必要な措置を遂行する責務を有する。

(構成等)

第3条 自衛消防隊は、隊長、副隊長のほか、次の各班をもって構成する。

- (1) 連絡班
- (2) 消火救難班
- (3) 避難誘導班
- (4) 救護班
- (5) 警備班
- (6) 渉外班

2 隊長は、兵庫県立但馬空港管理事務所長(以下「管理事務所長」という。)をもって充てることとし、副隊長には但馬空港ターミナル株式会社常務(業務担当)をもって充てる。

3 隊長、副隊長及び各班の任務及び構成は、別表のとおりとする。

(協力)

第4条 協定事業主は、隊長の指示があるときは隊員の派遣及び車両等の提供について協力しなければならない。

(行動の基準)

第5条 隊員は、緊急事態が発生したときは、関係法令及び管理事務所長が別に定めるもののほか、この協定に基づき行動するものとする。

(急報)

第6条 隊員は、緊急事態を発見したときは、被害防止に努めるとともに隊長及び別に定める関係機関に急報しなければならない。

(警報)

第7条 隊長は、緊急事態が発生したときは、隊員へ警報伝達を構内有線電話等により消火救難活動の実施を指示するものとする。

(集合及び指示)

第8条 隊員は、前条の警報伝達があったときは、速やかに緊急事態の現場又は隊長の指示する場所に集合し、その指示に従うものとする。

(隊員の標示)

第9条 隊員は、消火救難活動に従事するときは、所定の安全帽等を着用しなければならない。

(協定事業主の措置)

第10条 協定事業主は、労働協約、就業規則、営業所及び支店等の規則において緊急事態が発生した場合、職員がこの協定に基づく消火救難活動に従事すべきことを明確にするものとする。

2 前項のほか、協定事業主は、緊急事態発生時における事業所内の指示系統及び伝達方法を明確にしておくものとする。

(災害補償)

第11条 消火救難活動に伴い隊員に人的災害があった場合は、協定事業主の責任において、災害補償を行うものとする。

(費用負担)

第12条 消火救難活動のために要する費用は、原則として緊急事態発生の原因を有する協定事業主の負担とし、この原則により難しい場合は、協定事業主間において協議して定める。

(訓練)

第13条 自衛消防隊は、隊長の定めるところにより、定期的に総合訓練を実施するものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

この協定書は4部作成し、協定事業主がそれぞれ1通を保有するものとする。

付則

この協定書は、平成6年5月18日から施行する。

平成6年5月13日

協定事業主

兵庫県立但馬空港管理事務所
所 長 下 原 三 事 印

但馬空港ターミナル株式会社
代表取締役社長 今 井 和 幸 印

(財)小型航空機安全運航センター
但馬事業所長 芦 田 謙 二 印

全但バス株式会社
空港事業所長 谷 垣 周 作 印

但馬空港自衛消防隊・各班の任務及び編成

班	任務	班長	班員
隊長	1. 緊急配備の発令 2. 各班任務の総括	但馬空港管理事務所長	
副隊長	1. 隊長不在時又は事故あるときの代理 2. 隊長の補佐	但馬空港ターミナル(株)常務取締役 (業務担当)	
連絡・渉外班	1. 関係機関・各班への緊急通報及び連絡調整 2. 事故に関する情報の整理・収集 3. 報道機関の対応及び広報活動	但馬空港管理事務所管理課長	但馬空港管理事務所 (財)小型航空機安全運航センター
消火救難班	1. 消火活動及び現場保存のための警備 2. 被災者の救護 3. 消火救難記録の整理・収集	全但バス(株)但馬空港事業所長	全但バス(株)但馬空港事業所 但馬空港管理事務所
誘導・救護班	1. 関係者の誘導 2. 負傷者の応急処置及び病院等への移送 3. 緊急車両誘導 4. ゲートの管理	(財)小型航空機安全運航センター 但馬事務所長	(財)小型航空機安全運航センター 但馬空港管理事務所
警備班	1. 部外者(見学者等)の避難誘導	但馬空港ターミナル(株)常務取締役 (総務担当)	但馬空港ターミナル(株)

(注) 隊長は、必要に応じて各班の任務及び編成を変更するものとする。

但馬空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

兵庫県立但馬空港管理事務所及び北但広域消防事務組合消防本部（北但消防本部）は、県立但馬空港（以下「空港」という）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災もしくは空港におけるその他の火災（以下「緊急事態」という）又はそれらの発生の恐れのある事態に際し、兵庫県立但馬空港管理事務所（以下「甲」という）と北但広域消防事務組合消防本部（以下「乙」という）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（出動区分）

第2条 甲及び乙は、空港において緊急事態が発生した場合、相互に協力して消火救難活動を行うものとする。

2 空港周辺において緊急事態が発生した場合、甲は必要に応じて消火救難活動を行うものとする。

（出動要請）

第3条 緊急事態が発生し、又は特に火災が発生する恐れがあると認められる時は、但馬空港管理事務所長（以下「所長」という）は、乙に対し、消防隊の出動を要請するものとする。

（出動）

第4条 乙は、所長から出動の要請（以下「出動要請」という）を受けた時は、速やかに消防隊及び救急隊を空港に出動させるものとする。

2 前項の出動要請は、電話その他の方法により次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 甲又は乙は、現場に到着した時は、速やかに相互に連絡をするものとする。

4 消防機関が出動した場合の指揮については、当該消防機関の長がこれに当るものとする。

（費用の負担）

第5条 消火救難活動に要する費用の負担については、別に甲及び乙が協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第6条 甲及び乙は、消火救難活動を実施するに当っては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

2 甲及び乙は、情報を把握するため、相互に情報提供を行うものとする。

(てん末の報告)

第7条 甲が単独で消火救難活動に従事した時は、そのてん末を乙に報告するものとする。乙が単独で消火救難活動に従事した時は、甲は乙に対して、必要な事項を照会することができる。

(総合訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(消防無線局の通話)

第9条 甲が管理する消防無線局の通話は、乙の定める消防無線局管理規定に従い、基地局の了解を得た後に通話を行うものとする。

(資料の交換)

第10条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるものの他、必要な事項は甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成6年5月16日

甲 兵庫県立但馬空港管理事務所長

下 原 三 事 印

乙 北但広域消防事務組合消防本部消防長

長 尾 吉 博 印

兵庫県立但馬空港医療救護活動に関する協定書

兵庫県立但馬空港管理事務所（以下「甲」という）と豊岡市城崎郡医師会（以下「乙」という）は、兵庫県立但馬空港（以下「空港」という）及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という）に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請が会った場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- （3）医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- （4）死亡の確認

（医療資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じて医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請が会った場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4、甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の遂行に当って疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成6年5月18日から平成7年5月17日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

3、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成6年5月9日

甲 兵庫県立但馬空港管理事務所長
下原三事 印

乙 豊岡市城崎郡医師会長
麻生泰成 印

第3節 参考

(1) 各種能力

① 県、県警、神戸市、海保、自衛隊のヘリ等の状況

区分	ヘリ所在地	機種	救急装備	備考
県消防防災ヘリ	大阪国際空港	川崎BK117	必要に応じて救急患者搬送機材を搭載	
神戸市消防ヘリ	神戸市ヘリポート	川崎BK117	必要に応じて救急患者搬送機材を搭載	
県警ヘリ	大阪国際空港	ベル206B	必要に応じて救急患者搬送機材を搭載	
	大阪国際空港	シコルスキー S-76B	必要に応じて救急患者搬送機材を搭載	
第五管区海上保安本部	八尾空港	ベル212 (3機)	救急患者搬送の装備はない	海上事故における急患搬送等
陸上自衛隊第3特科連隊	八尾空港	UH-1 UH-47 (常時5～6機が待機)	航空機搭載用救急救護セットを必要に応じて搭載	原則として通常救急の対応はしない

② 化学消防車、化学薬剤の整備、備蓄状況 (14年4月1日現在県下消防本部・署現有)

ア 化学消防車の整備状況

泡原液搬送車 6台

化学消防車 53台 $\left[\begin{array}{l} \text{うち 泡消火型 52台} \\ \text{粉末消火型 1台} \end{array} \right]$

イ 化学消火薬剤備蓄状況

粉末以外 (単位 : kl)	22,685
たんぱく系 (3%型)	5,701
たんぱく系 (6%型)	80
合成界面活性剤	7,614
水成膜泡消火剤	2,786
水溶性液体泡消火薬剤 (耐アルコール用)	6,504
粉末 (単位 : kg)	160,016
第1種粉末	16
第2種粉末	0
第3種粉末	160,000
第4種粉末	0

(2) 雑踏事故の予防関係

① 兵庫県下市町長宛兵庫県防災監名通知（H13・7）

防 第 1 4 4 号
平成13年7月26日

各 市 町 長 様

兵 庫 県 防 災 監

イベント等開催にあたっての安全対策の徹底について（通知）

去る7月21日、明石市大蔵海岸で実施された「明石市民夏まつり花火大会」において、会場とJR朝霧駅とを結ぶ歩道橋での将棋倒しにより、多数の死傷者が出る痛ましい事故が発生しました。

事故原因については、現在、徹底した調査が行われているところですが、季節柄、今後も県下各地で多くのイベント等の開催が見込まれます。

つきましては、貴職におかれましては、下記事項について十分に留意の上、適切な措置をとられるとともに、関係団体等にも、この旨周知徹底していただくようお願いします。

なお、消防庁からも同様の趣旨で都道府県消防主管部長あて通知がありましたので、添付します。

記

イベント等の開催にあたっては、実施計画書等の内容を十分に検討するとともに、必要に応じて施設管理者、警察署、消防機関等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すこと。（具体的な留意事項については別紙のとおり。）

イベント等開催にあたっての事故防止上の留意事項

1 事前準備にあたり留意すべき事項

- (1) 会場選定にあたっては、危険性の有無等について十分検討すること。
- (2) 会場から最寄り駅等へのアクセスをはじめ、観客が集合し、又は通過する施設、場所及び地域の状況を点検すること。
- (3) 行事等の内容から予想される観客層（高齢者、幼児等）や観客の反応を考慮した対策を講じること。
- (4) 群衆に対する広報活動の手段を検討すること。
- (5) 救護所、避難場所、緊急通路、トイレ等を適切に配置すること。
- (6) 緊急車両の進入路を確保すること。
- (7) 現地の状況を十分踏まえ警備体制や装備資機材等を整えておくこと。
- (8) 安全管理上、警察本部や消防機関と十分連携を図るとともに、必要に応じ関係機関、団体等への協力を求めること。

2 危険防止のために特に留意すべき事項

- (1) 著しく混雑する場所及び危険な道路、石段等の転倒しやすい場所については、警備要員を重点配置し、広報活動を行うこと。
- (2) 橋、溝、がけ等の転落しやすい場所については、危険箇所の表示をするとともに、さく、ロープ等により事故防止の措置を講じること。なお、これらの場所に群衆が集まるおそれがあるときは、欄干、溝、がけ等から相当の距離を保ち、さくを設けること。
- (3) 老朽建物、施設等で、破損、倒壊等の危険が予想されるものについては、その補強を行うなど、適切な事故防止の措置をとること。
- (4) 入場口に多数の人が集まり、入場開始と同時に場内に殺到するおそれがあるときは、観客を整理する等の措置をとり、転倒事故の防止を図ること。

3 観客整理にあたり特に留意すべき事項

- (1) 著しく混雑し、又は著しい混雑が予想されるときは、群衆を仕切り、整列させ、又は誘導するなどの混雑緩和の措置をとること。
- (2) 適宜、適切な現場広報、親切、丁寧な応接等により、観客の理解と協力を得て、現場の状況に応じた整理を行うこと。

② 明石市民夏まつり花火大会事故調査委員会報告書における提言要旨

(新しい会場を使ったイベント計画)

提言 1： 新しいイベント会場の設定は、新しい事故環境をもたらす。したがって、従来になかった新たな問題点を洗い出して、会場設定が適当かどうかを関係者間で慎重に検討しなければならない。検討項目は、来場者予定数、会場の広さ、見晴らしなどの周辺環境、通路の許容通過量、迂回路の妥当性、交通渋滞、夜店の規模と位置、暴走族対策などである。

(従来どおりの会場を使ったイベント計画)

提言 2： 従来どおりの会場でイベントを継続する場合でも、これまでに経験しなかった新しいタイプの事故が発生する可能性を考える必要がある。

(群集事故の発生確率の極小化)

提言 3： 群衆事故の発生確率の極小化を図るためには、危険箇所の抽出を多角的に行い、その解消に努めるとともに、万一リスクを払拭、もしくは軽減できない場合は開催場所の再度の変更もしくは中止も視野に入れる必要がある。

(雑踏警備に対する組織的な対応)

提言 4： 主催者側、警察署側、警備会社側による雑踏警備の事前対応は組織的に実施しなければならない。

(主催者の自治体の態勢)

提言 5： 大きなイベントの開催に際しては、防災担当部局をはじめ全庁的な取り組みが必要である。

※ 自治体が主催者、又は主催者の構成員である場合。

(過去の群集事故事例に学ぶ)

提言 6： 事故事例や全庁の収集と解析が必要である。

(組織間での情報の共有化)

提言 7： 主催者側、警察署側、警備会社側それぞれにおいて、雑踏警備に関する情報の公開を積極的に行い、かつ、それぞれの組織内のみならず、三者間での情報の共有化を図ることが重要である。

(雑踏警備に必要な警察の指導、助言)

提言 8： 雑踏警備実施要領に記されているように、雑踏警備実施は、主催者側の自主警備を原則としているが、警備会社に何ら法的な権限を付与していない。さらに警察は、主催者側に対する指導、助言を積極的に行うことが明記されている。従って、主催者側が警察の指導、助言に明らかに従わなかった場合を除き、事故が起こった場合の責任は最終的には雑踏警備のプロである警察にあるということになり、その指導、助言は徹底して行われなければならない。

(救急救命活動)

提言 9 : 各種の屋外イベント開催時には、事前の警備計画の策定とともに、救急医療計画も策定しておく必要がある。

(組織的対応における個人の義務と役割)

提言 10 : 組織的対応をより効果的にするにはトップの事前の指示が必須である。

(困難な「臨機応変」の対応)

提言 11 : 群衆の密集現場における事故発生直後の臨機応変の対応は困難と考えなければならない。

(集団災害医療活動)

提言 12 : 平時の救急医療体制の整備推進を図るとともに、集団災害発生時に備えた広域支援を含めた救急医療体制を確立しておく。

(雑踏警備の指揮・命令系統)

提言 13 : 現場における指揮・命令系統を一元化する。

(危機感に基づく行動)

提言 14 : 市民の危機対処する能力は年々低下していることを前提にしてイベントの計画を立てる。

(市民をエンドユーザーとする危機管理)

提言 15 : 主催者側、警察署側、警備会社側のそれぞれが組織として、市民の安全をいかに確保するかというところに基本的な視点を置いて、雑踏警備・救命活動に対して合意形成をすべきである。

(3) JR福知山線列車事故検証報告書における提言要旨

区 分	主 な 内 容
<p>1 災害予防計画 (1) 情報の収集・伝達体</p>	<p>◎ <u>安否情報の収集・提供システムの整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 警察や病院、事業者等、従来からの安否情報の提供に加えて、それを補完する仕組みとして、国民保護で構築される予定の情報システムを活用した自治体による安否情報の収集・提供の仕組みづくりに取り組む。
<p>(2) 災害応急活動体制の整備</p>	<p>◎ <u>県における市町派遣要員の事前指定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、事故発生時に必要に応じて市町（本部及び現地）へ派遣し、情報収集・伝達や調整等に当たる要員を事前に定め、明確な役割と連絡手段を付与する。 <p>◎ <u>平常時からの救助機関間の連携強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町や救助機関は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平常時から定期的な情報交換の場づくりや現地調整本部等の設置を伴う訓練の実施に努める。 <p>◎ <u>住民・事業所等の平常時からの備えの充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や企業（事業所）等は、訓練や研修等を通じて防災力の向上に努めるとともに、相互に連携した防災訓練や防災協力協定の締結などの手法を活用し、連携強化に努めるほか、市町はこうした取り組みの促進を図る。
<p>(3) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p>	<p>◎ <u>機動性のある医療チーム（兵庫県版DMAT）の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院救護班を機動性を持つ医療チームとして位置づけ、その運用方法を定めるとともに、トランシーバー、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な訓練を実施する。 状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに救護班の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱う。 災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時の院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに災害医療現場における各救護班に対する指揮権限を持つ方向で役割を明確にする。

<p>2 災害応急 対策計画 (1) 組織の設 置</p>	<p>◎ <u>現地本部体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、事故の規模や態様によっては、被災地を管轄する県民局等に現地対策本部を設置するなど、迅速な意思決定や、市町、実動機関等との間での総合調整機能の強化に努める。 ・ 県、市町、消防、警察、自衛隊、鉄道事業者等が緊密に連携し効果的な対策を推進するため、現場の責任者を配置し、応急対策ごとに、共通の対応方針のもと、連携して活動を展開するとともに、県は総合的、広域的視点からの調整等に努める。 ・ 消防機関、警察機関等は、可能な限り、相互に隣接して現地指揮所を設置する。 <p>◎ <u>現地本部・指揮所における支援チームの配置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、必要に応じて市町等と連携して、情報収集、記録、広報など、現地本部等での活動を支援するチームを派遣する。
<p>(2) 防災関係 機関等との 連携</p>	<p>◎ <u>事故現場の周辺市町が講じるべき対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県や事故発生地の市町は、事故現場の周辺市町等との情報共有に努める。 ・ 周辺市町は、事故現場を管轄する市町の災害対策本部に必要なに応じて、職員を派遣し連絡調整を図るなど、事故発生現場の市町との連携強化に努める。 ・ 周辺市町は、必要に応じて、負傷者・遺族支援策として、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等の実施にあたる。
<p>(3) 医療活動 等の実施</p>	<p>◎ <u>間接的な被害者へのフォロー</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関は、被災者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省のガイドライン等を踏まえ、被災者の健康状況等に係る詳細な情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努める。
<p>(4) こころの ケア対策の 実施</p>	<p>◎ <u>病院と保健所との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院及び保健所は、負傷者の病院における治療から、退院後のこころのケアを含む健康管理にスムーズに移行できるよう、相互の連携づくりに努める。
<p>(5) 災害広報 の実施</p>	<p>◎ <u>救出状況に係る適切な情報提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努める。

付 録

1 兵庫県防災会議条例

〔昭和37年10月6日〕
兵庫県条例第43号

改正 昭和38年12月25日条例第 107号 | 昭和45年6月10日条例第37号
昭和41年6月1日条例第 41号 | 昭和48年3月20日条例第8号
昭和44年6月10日条例第 35号 |

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第15条第8項に基づき、兵庫県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員 14人以内
- (2) 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 4人以内
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 20人以内

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第3条 防災会議に、幹事65人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38.12.25条例第107号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41.6.1条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44.6.10条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45.6.10条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48.3.20条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 兵庫県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県防災会議条例（昭和37年兵庫県条例第43号）第5条の規定に基づき、兵庫県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(欠席)

第3条 委員は、事故その他やむをえない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、委員は、その所属する機関の職員を代理人として防災会議に出席させることができる。

(会議)

第4条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

(報酬)

第5条 委員（県の職員である委員を除く。）が防災会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の規定に定める額とする。

3 第3条第2項の規定に基づき、代理人が防災会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の報酬を支給する。

(旅費)

第6条 委員が防災会議に出席したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。ただし、県の職員である委員については、当該職員の職務の級に基づく額とする。

3 第3条第2項の規定に基づき、代理人が防災会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。ただし、県の職員である代理人については、当該職員の職務の級とする。

(議事の特例)

第7条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規程により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号の一に該当するときは、別記の事項について専決処分することができる。

- (1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき
- (2) 軽易な事項で、すみやかな措置を要するとき

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第9条 委員又は幹事は、異動等により変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(幹事会)

第10条 防災会議の幹事をもって、幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し事務を推進する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。
- 4 幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 5 前項の幹事は、再任されることができる。

(常任幹事)

第11条 幹事会に、常任幹事若干人を置く。

- 2 常任幹事は、会長が指名する。
- 3 常任幹事は、幹事会において委任された事項を処理する。

(準用規定)

第12条 幹事会の会議については、第3条から第6条の規定は、幹事会に準用する。

附 則

この規程は、昭和38年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年6月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定第10条第4項にかかわらず、施行日に就任している幹事の任期は、同日に就任している委員の任期満了の日までとする。

別記

- 1 兵庫県防災計画に基づき、その実施を推進すること。
(災害対策基本法(以下「法」という。)第14条)
- 2 災害に関する情報を収集すること。(法第14条)
- 3 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。(法第14条)
- 4 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。(法第14条)
- 5 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
(法第21条)
- 6 災害対策本部の設置について、知事に意見の具申をすること。(法第23条)
- 7 市町村防災計画の作成又は修正について、知事に意見の具申をすること。(法第42条)

3 兵庫県防災会議専門委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県地域防災計画にかかる地震災害対策、風水害等対策、海上災害対策、原子力災害対策及び大規模事故災害対策のそれぞれについて専門的見地から調査、検討するため、兵庫県防災会議（以下「防災会議」という。）に設置した次の専門委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 地震災害対策計画専門委員会
- (2) 風水害等対策計画専門委員会
- (3) 海上災害対策計画専門委員会
- (4) 原子力防災計画専門委員会
- (5) 大規模事故災害対策計画専門委員会

(検討事項)

第2条 委員会は、地震災害対策、風水害等対策、海上災害対策、原子力災害対策及び大規模事故災害対策に関する次の事項について、専門的見地から調査、検討する。

- (1) 地震災害対策計画専門委員会
 - (ア) 兵庫県南部地震の分析に関すること
 - (イ) 地震による被害想定に関すること
 - (ウ) 地震災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (エ) その他地域防災計画（地震災害対策計画）の作成に関し必要なこと
- (2) 風水害等対策計画専門委員会
 - (ア) 風水害等にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (イ) その他地域防災計画（風水害等対策計画）の作成に関し必要なこと
- (3) 海上災害対策計画専門委員会
 - (ア) 海上災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (イ) その他地域防災計画（海上災害対策計画）の作成に関し必要なこと
- (4) 原子力防災計画専門委員会
 - (ア) 原子力災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (イ) その他地域防災計画（原子力防災計画）の作成に関し必要なこと
- (5) 大規模事故災害対策計画専門委員会
 - (ア) 大規模事故災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (イ) その他地域防災計画（大規模事故災害対策計画）の作成に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、兵庫県防災会議会長（以下「会長」という。）が指名する防災会議専門委員をもって次のとおり構成する。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 地震災害対策計画専門委員会 | 20人以内 |
| (2) 風水害等対策計画専門委員会 | 10人以内 |
| (3) 海上災害対策計画専門委員会 | 10人以内 |

(4) 原子力防災計画専門委員会 10人以内

(5) 大規模事故災害対策計画専門委員会 10人以内

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから会長が指名する。

3 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、専門委員、幹事及びその他の関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第5条 委員長は、防災会議に議事の経過または結果を報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、兵庫県企画管理部防災企画局防災計画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年3月25日から施行し、専門事項に関する調査の完了をもって終了する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月27日から施行する。

4 大規模事故災害対策計画 専門委員会委員名簿

(五十音順 委員長 副委員長)

氏 名	役 職
井 伊 久美子	兵庫県立看護大学看護学部教授
石 井 昇	神戸大学医学部教授、神戸大学医学部附属病院救急部長
岡 田 勝 也	国土舘大学工学部教授
木 下 富 雄	国際高等研究所フェロー、京都大学名誉教授
児 玉 正 浩	キソー化学工業株式会社代表取締役
寺 田 博 之	(財)航空宇宙技術振興財団理事
森 津 秀 夫	流通科学大学情報学部教授

兵庫県地域防災計画（大規模事故災害対策計画）

索引

[あ]		関する協定書	98	救急業務計画	45
朝日新聞社	88	大阪国際空港及びその周辺に		救急告示病院	74, 75, 114
朝日放送	88	おける消火救難活動に関する		救急車	45, 116
油火災	111	協定書	98	救護班	44, 46, 55, 57, 59, 61, 63, 65, 68, 70, 71, 108, 113, 115, 116, 117
淡路交通	7	大阪国際空港救急医療活動に		救助工作車	45
安否確認	48, 132, 133	関する協定書	98	救助用資機材	45
[い]		大阪国際空港における消火救		教育委員会	5, 122
イエローカード	35, 70	難業務に関する協定書	98	教育相談センター	122
医師会	7, 45, 46, 50, 51, 54, 55, 56, 57, 73, 74, 76, 77, 89, 98, 113, 115, 117, 122, 124, 125, 126	大阪放送	88	教育長	91
一次除染	128	[か]		共同通信社	88
一般国道	23, 24	海岸保全対策	38	行事等の実施計画	50, 51
医務課	89, 115, 117, 118	海上自衛隊	4, 104, 105	行事等の主催者	50, 51, 53, 71, 72, 125
医薬品卸業協会	114, 115	海上自衛隊呉地方総監	105	行政無線	85, 131
医薬品	45, 46, 114, 115, 116	海上自衛隊小松島航空隊司令	105	業務要員	91
医理化機器協会	114	海上自衛隊舞鶴地方総監	105	近畿運輸局	3, 35, 37, 38, 39, 41, 45, 48, 49, 53, 73, 79, 88, 120, 121, 127, 135
医療機関	41, 45, 46, 50, 51, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 74, 89, 98, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 122, 123, 125, 126, 128, 130, 132, 133	海上保安庁	53, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 128	近畿管区警察庁	3, 124
医療資機材	45, 55, 57, 116	海上保安本部	4, 41, 45, 48, 62, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 83, 84, 88, 89, 101, 102, 105, 106, 109, 110, 111, 115, 116, 120, 121, 127, 128, 129	近畿経済産業局	98
医療対策	114	海上保安本部長	105, 106	近畿厚生局	3, 45, 63, 65, 68, 70, 89, 117, 119
医療ボランティア	115	カウンセリング	122	近畿総合通信局	4
医療マンパワー	116	科学捜査研究所	118, 124, 128	近畿地方整備局	3, 35, 37, 38, 41, 45, 48, 53, 73, 80, 120, 121, 127, 135
インターチェンジ	70, 120	化学消火薬剤	111	緊急自動車	48
インターネット	41, 130, 131	化学消防車	111	緊急消防援助隊	62, 64, 67, 100, 110, 111
[う]		化学熱傷	46, 68, 117	緊急輸送	3, 4, 48, 63, 65, 107, 111, 120, 121, 129
う回路の設定	121	化学物質	35, 44, 46, 68, 108, 117, 118	緊急用酸素の爆発	111
運転の安全の確保に関する省令	53	化学物質等の中毒	44, 46, 108	[<]	
運転保守設備	37	加古川線	15, 16	空港管理者	35, 37, 43, 45, 46, 47, 52, 98, 109, 110, 111, 113, 120, 121, 132, 133, 135
運転免許	25, 38	過去の事故例	13, 21, 27	空港緊急計画	43, 75
[え]		火災・災害等即報要領	85	空港施設	3, 37, 121
A T S	37	関西国際空港	9, 30	空港整備法	8, 30
N H K 神戸放送局	88	関西テレビ放送	88	国の特別の財政的援助	82
N T T	8, 55, 60, 84	患者搬送車	114	国の非常災害現地対策本部	96, 97
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	6	官邸	53, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80	呉地方隊	4
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	6	外傷後ストレス障害	7, 122	訓練	5, 6, 12, 37, 39, 41, 43, 44, 46, 47, 52
F M C O ・ C O ・ L O	88	[き]		郡市医師会	115
[お]		企業庁	5	[け]	
応急救護用医薬品	45	危険区域	128	警戒区域	62, 69, 111
大阪管区气象台	4, 36, 73	危険物	21, 22, 27, 35, 46, 48, 49, 55, 57, 59, 61, 63, 66, 67, 68, 69, 70, 79, 80, 81, 82, 84, 98, 107, 108, 111, 127, 128, 129, 130	警察官	50, 53, 89, 99, 120, 125
大阪空港事務所	3, 43, 58, 73, 74, 76, 77, 87, 88, 98, 102, 105, 113, 117, 135	姫新線	15, 16	警察署	50, 51, 62, 64, 66, 67, 68, 71, 73, 74, 76, 77, 81, 87, 89, 102, 106, 111, 112, 114, 118, 120, 124, 125, 126, 128, 129
大阪空港事務所長	43, 58, 73, 102, 105	Kiss-FM	7, 88	警察署長	102, 106, 120
大阪航空局	3, 35, 37, 41, 45, 48, 49, 73, 74, 76, 77, 109	北近畿タンゴ	15, 17		
大阪国際空港	8, 13, 14, 54, 56, 73, 74, 75, 98	気道確保	113		
大阪国際空港応急救護活動に		城崎観光	18		
		救援物資	4, 6, 107		
		救急・救助事故	82, 84		
		救急救助用資機材	45		

警察本部	5, 35, 36, 37, 38, 39, 41, 43, 45, 46, 48, 49, 50, 52, 53, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 83, 84, 87, 88, 89, 91, 98, 99, 101, 102, 103, 105, 109, 111, 113, 114, 117, 120, 121, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 132, 133	公営競技	50	こころのケア	44, 100, 122, 123
警察本部長	91, 102, 103	公共ヘリポート	10, 135	こころのケアセンター	122
警察無線	82	興業	50	こころのケア対策	122
KDDI	6	航空運送事業	1, 12, 35, 37, 41, 43, 48, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 73, 74, 78, 122, 130, 132, 133	個人的防護装備	46
警備員	50, 125	航空機緊急事態	98	国家公安委員会	36
警備業者	48	航空機の事故の発生件数	12	こどもセンター	122
ケーブルテレビ	131	航空機乗組員	29, 33, 39	小松島海上保安部長	105
血液型	124	航空災害	1, 30, 45, 53, 54, 73, 76, 77, 92, 93, 96, 102, 109, 110, 111, 113, 117, 129	コミュニティ放送	131
解毒剤	118	航空自衛隊	104, 105	[さ]	
県医師会	7, 45, 46, 74, 113, 115, 117, 122, 124	航空自衛隊小松基地司令	105	災害概況即報	83, 85
県医薬品卸業協会	114, 115	航空自衛隊美保基地司令	105	災害医療	8, 44, 46, 59, 61, 63, 65, 68, 70, 71, 77, 108, 114, 115, 117, 118, 125, 126
原因物質の特定	118	航空事故	12, 53, 73, 95	災害医療コーディネーター	46, 59, 61, 63, 65, 68, 70, 71, 114, 117, 118, 125, 126
県看護協会	115	航空死亡事故の形態	12	災害医療センター	8, 46, 77, 115
県警科学捜査研究所	118	航空従事者	37	災害確定報告	83, 85
県公安委員会	48, 89, 98, 99, 120	航空・鉄道事故調査委員会	30, 31, 49	災害救援専門ボランティア	115
健康福祉事務所	89, 114, 115, 118, 122, 123	航空燃料	111	災害救急医療システム	46
県作業療法士会	115	航空法	8, 29, 30, 53	災害救助法	82
検査修繕担当者	39	厚生労働省	47, 89, 114, 115, 118, 124, 132	災害拠点病院	41, 45, 46, 59, 61, 63, 65, 68, 70, 71, 89, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 125, 126
県歯科医師会	115, 124	高速自動車国道	23, 32, 87, 120	災害広報	44, 128, 130, 132
県消防防災ヘリコプター	84, 111, 114, 117, 118	高速道路交通警察隊長	120	災害時医療救護活動	44, 108
県私立病院協会	115	交通安全県民運動	36	災害時における応急対策業務に関する協定	109, 120
建設業協会	68, 89, 109, 110, 120	交通安全教育指針	36	災害時における交通誘導警備業務等に関する協定	48
建設用資機材	109	交通安全対策基本法	29, 33	災害情報等	81, 82, 85, 90
現地救護所	58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 68, 69, 70, 71, 113, 114, 116	交通安全白書	25, 26	災害専門相談窓口	132
建築限界	37	交通機関の火災	81, 84	災害対応病院	46, 117
県道	7, 13, 23, 87	交通規制	5, 48, 55, 57, 59, 61, 63, 67, 70, 72, 83, 110, 111, 120, 121, 130	災害待機宿舎入居者	92
県防災監	100	交通事故死者数	25	災害対策基本法	1, 96, 97, 99, 100, 120
県民局	35, 41, 74, 75, 76, 78, 79, 80, 81, 93, 94, 95, 96, 102, 120, 122	交通弱者対策	121	災害対策センター	51, 95
県薬事協会	115	交通・輸送対策	5	災害対策地方本部	86, 93, 95, 96, 97
県理学療法士会	115	交通労働災害	38	災害対策本部	43, 54, 56, 58, 60, 62, 64, 67, 69, 82, 83, 84, 85, 86, 91, 92, 93, 95, 96, 97, 98, 100, 104, 105
県立衛生研究所	118, 128	広範囲熱傷	44, 46, 59, 61, 63, 68, 108, 113, 117	災害対策本部員	92
県立但馬空港自衛消防隊に関する協定	98	神戸市都市整備公社	7, 18	災害対策本部長	86, 92, 93, 95, 96, 97
県立病院	57, 59, 61, 63, 65, 68, 70, 71, 89, 115, 116	神戸運輸監理部	3, 78, 79, 80, 88, 120, 121	災害対策要員	94
[こ]		神戸海洋気象台	4, 35, 36	災害派遣部隊	107
高圧ガス	22, 27, 69, 81	神戸空港	8, 9, 43, 60, 73, 77	災害報告取扱要領	85
広域応援協定	99	神戸高速鉄道	7, 15, 17	再発防止	49
広域火葬	124	神戸こころの健康センター	122	祭礼	50
広域緊急援助隊	62, 64, 67	神戸市営地下鉄	15	雑踏警備計画	51
広域災害・救急医療情報システム	46, 115, 116	神戸市交通局	15, 17	雑踏事故	26, 50, 51, 53, 71, 80, 125, 126
広域支援の調整	51	神戸市消防局長	100	山陰本線	15, 16
広域消防相互応援協定	99	神戸新交通	15, 17, 77	産経新聞	88
公営企業管理者	91	神戸新聞社	88	サンテレビジョン	7, 88
		神戸電鉄	7, 15, 16, 18		
		神戸ヘリポート	10, 14		
		広報対策	130		
		国土交通大臣	8		
		国立病院	89, 115		

山陽自動車道	23	9, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 8	第三種空港	8
山陽新幹線	15, 16	1, 83, 84, 87, 88, 89, 98, 99, 111, 1	第3特科隊長	100, 103, 104, 1
山陽電気鉄道	7, 15, 18	13, 114, 115, 116, 117, 118, 126, 1	05, 106	
山陽本線	15, 16	27, 128, 129, 130, 132	第3特科隊	4, 88, 100, 103, 10
[し]		消防防災ヘリコプター	4, 105, 106	
CTC	37	1, 114, 117, 118	代替交通手段の確保	121
寺院	114	消防防災無線	代替交通対策	108
JR西日本	15, 16, 18, 20, 21,	消防ポンプ自動車	代替輸送	3, 120, 121
87, 88		照明車	第二種空港	8
自衛消防隊	58, 98	所轄警察署	第八管区海上保安本部	4, 76,
自衛隊	1, 3, 4, 30, 43, 45, 55, 5	初期消火活動	78, 79, 80, 105	
7, 60, 62, 63, 64, 65, 67, 68, 69, 7		初期防除	第八管区海上保安本部長	105
0, 73, 74, 75, 77, 83, 84, 88, 89, 10		乗降客の誘導	但馬空港	8, 9, 14, 43, 58, 73, 7
0, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 10		乗務員	6, 87, 88, 98	
7, 109, 110, 111, 114, 115, 116, 11		神姫バス	立ち入り禁止区域	111
7, 119, 128, 129		人工呼吸	他の市町長に対する応援要請	100, 101
自衛隊の災害派遣	102, 103, 1	心的外傷後ストレス障害		
06, 119		[せ]	多発外傷	44, 46, 59, 61, 63, 6
自衛隊の派遣要請	102, 105	精神科医師	5, 68, 108, 113, 117	
自衛隊法	30, 102, 111	精神保健福祉センター	タンクローリー	82, 84
歯科医師会	77, 89, 115, 124	赤十字血液センター	第一種空港	8
始業点検	33, 39	赤十字奉仕団	[ち]	
時事通信社	88	石油コンビナート等災害防止	地域医療情報センター	115, 1
自主派遣	106	法	16, 117, 118	
自主防災組織	44, 94	石油コンビナート等特別防災	地域協働局	35, 37, 39
死体検分	114	区域	地域災害救急医療マニュアル	46
市町間の応援に対する指示	9	全国都道府県における広域応	地域の孤立化の防止	38
9		援協定に基づく応援要請	地区医師会	50, 51, 113, 117, 1
市町村道	23	線路防護施設	25, 126	
市町長の事務の代行	99	全但バス	知事等に対する応援要請	10
市町に対する応援	99	[そ]	0, 101	
市町防災行政無線	131	相互応援協定	知事による応急措置の代行	9
指定行政機関	99	64, 67, 69, 71, 7	9	
指定公共機関	1, 3, 6, 43, 53, 9	5, 98, 99, 110, 111	知事による避難の指示等の代	99
4, 97		搜索活動	行	
指定地方行政機関	1, 3, 43, 5	45, 62, 109	知事の応援指示権	129
2, 94, 97, 99, 100		相談体制	知事部局	5
指定地方公共機関	3, 7, 43, 5	132	智頭急行	15, 17
2, 94, 97, 102, 103		組織の設置	地方自治法	100
指定要員	91	5, 95	地方本部長	93, 94
自動車運送事業者	38	その他飛行場	中央防災会議	83
自動車専用道路	98, 120, 128	8	中部方面総監	106
自動列車停止装置	37	[た]	中国自動車道	23
指紋	124	第一種空港	長期にわたる職員派遣の要請	100
社会心理	44	第一報	調査研究	49
住民救済対策	129	45, 50, 73, 79, 80, 84, 8	[て]	
消防及び警察の相互協力	100	5, 95, 125, 126	DNA型鑑定	124
消防及び自衛隊の相互協力	1	大規模災害に際しての警察及	低床バス	121
00		び自衛隊の相互協力に関する	適性検査	37
消防相互応援協定	64, 67, 69,	協定	鉄道営業法	31
71, 75, 98, 99		105	鉄道災害	1, 53, 64, 79, 92, 93,
消防組織法	99, 100, 111	大規模災害に際しての消防及	96, 102, 109, 111, 113, 117, 121, 1	
消防庁長官	85, 100, 110	び自衛隊の相互協力に関する	29	
消防長	111, 114, 117, 118	協定	鉄道施設の整備	6, 7
消防庁	35, 41, 53, 73, 74, 75, 7	100	鉄道事業者	29, 35, 37, 39, 41,
6, 77, 78, 79, 80, 81, 83, 84, 85, 8		大規模事故現地調査班	43, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 52, 53, 6	
8, 89, 100, 110, 128		95	4, 65, 66, 73, 79, 109, 111, 113, 11	
消防法	22, 27	大規模事故災害現地支援本部	7, 120, 121, 122, 125, 130, 132, 13	
消防本部	35, 41, 45, 46, 50, 5	95		
1, 52, 53, 55, 57, 59, 61, 63, 66, 6		大規模特殊災害時における広		
		域航空消防応援実施要綱		
		10		
		0, 111, 114		
		第五管区海上保安本部		
		75, 7		
		7, 78, 79, 80, 105		
		第五管区海上保安本部長		
		105		
		第3師団		
		4, 73, 74, 75, 88, 10		
		2, 103, 104, 106		
		第36普通科連隊		
		4, 103		
		第36普通科連隊長		
		103		

3, 135		2次救急医療機関	114	応援要綱	114
鉄道事業法	29, 31	二次搬送	117, 118	兵庫県大規模事故災害対策地方本部	95, 96
鉄道事故等報告規則	20	日刊工業新聞社	88	兵庫県大規模事故災害対策本部	95, 96
鉄道保安連絡会	49	日本経済新聞社	88	兵庫県道路公社	87
[と]		日本工業新聞社	88	兵庫県薬剤師会	115
動員計画	92, 93	日本赤十字社	6, 45, 46, 74, 77, 89, 98, 113, 115, 116, 117, 129	兵庫県立但馬空港医療救護活動に関する協定書	98
動員体制	91, 92, 94	日本赤十字社兵庫県支部	45,	ひょうご交通安全憲章	36
東海道本線	15, 16	日本中毒情報センター	70, 11	兵庫県看護協会	115
東西線	15, 17	8, 128		兵庫県広域消防相互応援協定	99
当直職員	91	日本通運	6	兵庫県作業療法士会	115
道路運送車両法	32	日本放送協会	6	兵庫県歯科医師会	115
道路管理者	7, 35, 37, 38, 41, 43, 45, 46, 47, 48, 49, 52, 53, 67, 68, 69, 70, 73, 80, 98, 109, 111, 113, 117, 120, 121, 122, 127, 129, 133, 135	入場制限	125	兵庫県トラック協会	7
道路啓開	68, 109, 120	[の]		兵庫県薬事協会	115
道路構造物の被災	1, 26, 44, 53, 80, 91, 93, 108	能勢電鉄	15, 18	兵庫県理学療法士会	115
道路交通管理体制	48	[は]		[ふ]	
道路交通関連施設	48	バス協会	88	風水害等対策計画	1, 92, 93
道路交通法	29, 32, 53, 120	バス代行輸送	66, 121	風評被害	129
道路交通法による迅速な交通規制	120	パソコン通信	131	フェニックス防災システム	4
道路災害等	1, 26, 27, 53, 67, 80, 92, 93, 96, 102, 113, 117, 129	花火大会	27, 50	1, 84, 85	
道路災害	1, 26, 27, 53, 67, 80, 7, 121, 129	バリアフリー	121	部局指定要員	91
道路施設	35, 38, 135	播磨ヘリポート	10	複製	49
道路法	32, 120	阪急電鉄	7, 15, 16, 18	福知山線	15, 16, 20, 21
道路法（第46条）に基づく応急対策	120	阪急バス	7	復旧活動	68
道路防災対策事業	38	阪神基地隊	4, 88, 103, 104, 105, 106	復旧計画	2, 135
道路利用者	35	阪神基地隊司令	103, 104, 105, 106	復旧対策	120
徳島教育航空群司令	106	阪神高速道路	6, 87	踏切保安施設	38
特殊救難隊	110	阪神電鉄	15, 16	振替輸送	121
土砂災害	37, 38	阪神電気鉄道	7	[へ]	
土砂災害対策	38	搬送車両	114	ヘリコプター	8, 41, 45, 48, 49, 65, 84, 100, 109, 111, 114, 115, 116, 117, 118, 121
都道府県に対する応援要請	9	搬送担当機関	114, 117, 118	ヘリコプターテレビ伝送システム	41
9		播但線	15, 16	ヘリコプターの運航	115
豊岡市医師会	76, 98	[ひ]		ヘリコプターの待機要請	115
ドライアイス	124	P T S D	122	ヘリコプター臨時離着陸場適地	48, 49
トラック協会	7, 88	飛行フェーズ	12	ヘリポート	8, 10, 14, 45, 60, 87, 110, 135
トリアージ	6, 55, 57, 59, 61, 63, 65, 68, 70, 71, 113, 114, 125	非常参集体制	43	ヘリポート管理事務所	87
トンネル	21, 22, 27, 37, 64, 67, 81, 84	非常事態の場合の都道府県知事の指示	99	[ほ]	
[な]		非常通信協議会	4	保安要員	37
内閣情報集約センター	74, 75, 76, 77, 78, 79, 80	非常通信体制	41	防火用具	106
内閣情報調査室	53, 73, 74, 76, 77, 78, 79, 80	ひつぎ	124	防災関係機関	1, 5, 43, 45, 52, 53, 73, 79, 80, 91, 95, 96, 98, 102, 105, 121, 130, 131
内閣総理大臣	81, 82, 83, 84, 85, 99	避難勧告	69	防災基盤	5
[に]		避難対策	108	防災教育	5
西日本高速道路	6, 87	避難誘導活動	22, 27, 109, 111	防災行政無線	85, 131
西日本電信電話	6	姫路市交通局	18	防災業務計画	97
西日本旅客鉄道	6, 15	標旗	97	防災訓練	5, 6, 44, 52
二次医療圏域	115, 116	兵庫衛星通信ネットワーク	8	防災担当指定要員	91
		2		北条鉄道	15, 17
		兵庫県医師会	7, 45, 46, 74, 113, 115, 117	放送事業者	48, 130
		兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針	98	放送要請	88
		兵庫県建設業協会	109, 120	北神急行電鉄	17
		兵庫県災害対策本部条例	97		
		兵庫県災害対策本部設置要綱	96, 97		
		兵庫県消防防災ヘリコプター			

北但広域消防事務組合	98	列車事故	20, 47
保健医療活動	113	[ろ]	
保健師	122	六甲摩耶鉄道	7, 18
保健所	89, 115, 118, 122, 123	芦有開発	7
ホットライン	122	[わ]	
本州四国連絡高	6, 87	腕章	97
本部連絡員	91, 92, 93, 94		
防災資機材	5		
防災責任者	91		
防災組織体制	43		
防災に関する学習	5		
防除活動	48, 49		
[ま]			
舞鶴海上保安部	4, 105		
舞鶴海上保安部長	105		
毎日新聞	88		
毎日放送	88		
[み]			
三木鉄道	15, 17		
身分証明証	97		
[む]			
無線通信施設	82		
無線電話	82		
[め]			
名神高速	23		
[も]			
モニタリング	129		
[や]			
薬剤師会	89, 115		
[ゆ]			
有線放送	131		
有毒ガス	117, 118		
有料道路	6, 7, 87		
輸送対策	5		
湯村温泉ヘリポート	10		
[よ]			
讀賣新聞	88		
読売テレビ放送	88		
[ら]			
ライフライン関係機関	83		
ラジオ大阪	88		
ラジオ関西	7, 88		
[り]			
陸上自衛隊	4, 55, 57, 63, 65, 68, 73, 74, 75, 77, 102, 104, 105		
陸上自衛隊第3師団	4, 73, 74, 75, 102		
陸上自衛隊第3師団長	102		
陸上自衛隊第3特科隊長	105		
旅客	3, 6, 12, 15, 20, 45, 53, 54, 56, 58, 60, 62, 121		
旅客船事業者	121		
旅客定期航路の延長	121		
臨床心理士	122		
臨時ヘリポート	110		
臨時離着陸場	48, 49, 60, 121		
隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請	99		
[れ]			
列車集中制御装置	37		

